

種別	船持	漁夫	備考
春手繰網	五四・〇〇〇	三六・〇〇〇	自一
鯉流網	七五・〇〇〇	五〇・〇〇〇	自四
鯉繩	六三・〇〇〇	三六・〇〇〇	自五
小綱	七〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇	自六
手繰小綱	七〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇	自七
春地曳網	七〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇	自八
副業の収入	七三・〇〇〇	二〇・〇〇〇	自九
計	四〇五・〇〇〇	二九五・〇〇〇	至四月二十五日

備考
 一 春手繰網・鯉流網漁業は船持即納屋持の収入を船及漁具にて二人分家族乗込一人計三人分の収入とし漁夫は一家二人従業の収入として計算せり
 二 鯉繩小綱繩及秋冬の鯉小綱繩手繰網漁業は船持の収入を船及漁具にて二人分家族乗込一人計三人分の収入とし漁夫は一家二人従業の収入として計算せり

種別	船持	漁夫	備考
漁業	一〇〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇	船持六把漁夫地仕入五箇年使用一箇年償却費
改良	四八・〇〇〇	三〇・〇〇〇	
船買	八・五五〇		

支出の部

種別	収入超過	収入超過	備考
船具修繕	一〇・三五五		
延縄	一七・〇〇〇		
手繰網新調	七・〇〇〇		
生計	三〇・一・二四五	二六〇・五四五	一家七人とし一箇年生計費
家屋修繕	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	
小供教育費	一〇・〇〇〇	五・〇〇〇	
衣服費	二五・〇〇〇	二・〇〇〇	
冠婚喪祭費	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	
公課	一五・〇〇〇	一〇・〇〇〇	諸税金及漁業組合費を含む
飯米	一五七・五〇〇	一三五・三〇〇	
白米	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	
甘藷	一七・五〇〇	一七・五〇〇	
餅米	一〇・五〇〇	七・〇〇〇	
食鹽	六・一二〇	六・一二〇	
石油	五・六二五	五・六五二	
雑費	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	
計	四〇二・一五〇	二九〇・五四五	
收支差引	二・八五〇	四・四五五	

右調査せし漁村は縣下屈指の漁村にして漁業は其部落の生命と云ふも不可なく従て漁業の豊凶は漁村の經濟に至大の影響を及ぼすへきや論なし前表に依り漁業者一家の經濟を見るに西頸城郡筒石に於ては船持の収入は年漁獲收入五百十

八圓餘副業の収入九十七圓餘其比例は八・四に對する一・六にして副業の収入は總収入に對して一割六分に當れり漁夫一家二人乗込のもの漁業年収入百九十八圓餘副業収入四十圓餘其比例は八・三に對する一・七にして總収入に對する副業収入は一割七分なり北蒲原郡藤塚濱に於ては船持の収入と年漁業収入三百三十二圓副業の収入は七十三圓其比例は八・一に對する一・九にして副業の収入は總収入に對して一割九歩に當れり漁夫漁業年収入二百二十二圓にして副業の収入は七十三圓餘其比例は七・五に對する二・五にして總収入に對する副業収入は二割五分に當れり筒石に比し船持の収入少なきは自家乗込一人なるか爲なり次に勤儉風紀の状態を述べんに一般漁業者は終日渺茫たる海洋に出入して概して社會の趨勢に近邇するの機會尠きと其職業の性質上現實生活に重きを置くとは自ら勤儉貯蓄の觀念に乏しくして共同經營の精神に薄く單に収入に任せて衣食し生活するに過ぎざるの状態なるを以て當業者の智見多くは社會の進運に伴はざるものあり然れども近時漁村に於ても無盡講船講貯金講を起して貯蓄の風を馴致し青年會を興して風紀の矯正に努むるの傾向を呈せるは喜ぶべき現象なりとす

第二節 漁村副業の現状

大正三年度に於て實査せし縣下副業の概況を掲ぐれば左の如し

北蒲原郡

地方別	種類	産額	地方別	種類	産額
松ヶ崎濱村	農藝 甘蔗	五〇〇	松ヶ崎濱村	手工藝 繩草鞋	五〇〇
南濱村	同 同	六二八	乙濱村	同 出稼	一、一九〇
龜代村	同 同	六〇一・二	南濱村	同 同	二四、二九〇
築地村	同 同	一、〇八〇	龜代村	同 同	一三、〇九〇
乙濱村	同 同	六〇〇	松ヶ崎濱村	同 同	二九、一二〇
松ヶ崎濱村	同 同	七九五	築地村	同 同	一、〇〇〇
松ヶ崎濱村	同 同	一〇〇	乙濱村	同 同	一、〇〇〇
龜田村	同 同	二五〇	南濱村	同 同	一、六〇〇
松ヶ崎濱村	同 同	一〇〇	乙濱村	同 同	一、〇五〇
松ヶ崎濱村	同 同	三〇〇	計	同 同	四〇、〇〇〇
築地村	同 同	五〇〇	計	同 同	一〇、〇〇〇
松ヶ崎濱村	同 同	六〇〇	計	同 同	一三三、三五五
松ヶ崎濱村	手工藝 地曳網繩	六〇〇	計	同 同	一、〇〇〇
中蒲原郡			大形村大字河渡		
			農藝 西瓜		
			計		
					一、〇〇〇

地方別	種	産	額	地方別	種	産	額
内野村	農藝		五、三二〇	内野村	農藝		九五〇
角田村	同		八四、三五五	角田村	同		三五〇
浦濱村	同		五四〇	浦濱村	同		三〇〇
同	同		三、二〇〇	同	同		四〇〇
同	同		九〇〇	同	同		一〇〇
同	同		四、五〇〇	同	同		五、〇〇〇
同	同		一、八〇〇	同	同		一五、六五〇
同	同		五、一〇〇	同	同		一六九、三二五
計				計			
寺泊町大字野積	農藝		二、五〇〇	寺泊町大字野積	同		二、九〇〇
出雲崎町	同		四、五〇〇	出雲崎町	同		四六、九五〇
同	同		二、一七〇	同	同		七六、八五五
同	同		一四、四四〇	計			
寺泊町大字寺泊	水産		一、四五〇	寺泊町大字寺泊	同		四〇〇
同	加工品		三四五	同	同		一、二〇〇
同	小鯛孕婦		二、五〇〇	同	同		二、九〇〇
出雲崎町	同		二、五〇〇	出雲崎町	同		二、九〇〇
同	同		四、五〇〇	同	同		四六、九五〇
同	同		二、一七〇	同	同		七六、八五五
同	同		一四、四四〇	計			

地方別	種	産	額	地方別	種	産	額
荒濱村	農藝		三、五〇〇	荒濱村	同		二、五九〇
同	同		五七〇	同	同		二〇、九五〇
同	同		七〇	同	同		九〇〇
同	同		一三、〇〇〇	同	同		一、三〇〇
同	同		六七五	同	同		八、四〇〇
同	同		二、五九五	同	同		五五、三〇〇
同	同		七五〇	計			
大洲村大字中瀬	同		二、五〇〇	大洲村大字中瀬	同		二、五九〇
同	同		七五〇	同	同		二〇、九五〇
同	同		一三、〇〇〇	同	同		九〇〇
同	同		六七五	同	同		一、三〇〇
同	同		二、五九五	同	同		八、四〇〇
同	同		七五〇	同	同		五五、三〇〇
計				計			
荒濱村	同		三、五〇〇	荒濱村	同		二、五九〇
同	同		五七〇	同	同		二〇、九五〇
同	同		七〇	同	同		九〇〇
同	同		一三、〇〇〇	同	同		一、三〇〇
同	同		六七五	同	同		八、四〇〇
同	同		二、五九五	同	同		五五、三〇〇
同	同		七五〇	計			

地方別	種	産	額	地方別	種	産	額
荒濱村	農藝		四、五〇〇	荒濱村	同		一〇、五九〇
同	同		八〇〇	同	同		一二、五〇〇
同	同		八〇、六九〇	同	同		三二八
同	同		八、三三六	同	同		三七八
同	同		二一〇	同	同		二、一〇〇
同	同		六八七	同	同		二、三五〇
同	同		二、三〇〇	同	同		六、八五〇
同	同		七〇五	同	同		四、五五〇
同	同		五九〇	同	同		一、四〇〇
同	同		一五〇	同	同		一三七、九四四
計				計			
直江津村	同		四、五〇〇	直江津村	同		一〇、五九〇
同	同		八〇〇	同	同		一二、五〇〇
同	同		八〇、六九〇	同	同		三二八
同	同		八、三三六	同	同		三七八
同	同		二一〇	同	同		二、一〇〇
同	同		六八七	同	同		二、三五〇
同	同		二、三〇〇	同	同		六、八五〇
同	同		七〇五	同	同		四、五五〇
同	同		五九〇	同	同		一、四〇〇
同	同		一五〇	同	同		一三七、九四四
計				計			
直江津村	同		四、五〇〇	直江津村	同		一〇、五九〇
同	同		八〇〇	同	同		一二、五〇〇
同	同		八〇、六九〇	同	同		三二八
同	同		八、三三六	同	同		三七八
同	同		二一〇	同	同		二、一〇〇
同	同		六八七	同	同		二、三五〇
同	同		二、三〇〇	同	同		六、八五〇
同	同		七〇五	同	同		四、五五〇
同	同		五九〇	同	同		一、四〇〇
同	同		一五〇	同	同		一三七、九四四
計				計			

地方別	種	類	産	額	地方別	種	類	産	額
内海府村	農	藝	木炭	五、六〇〇	松ヶ崎村	雜	業	日	二、九二五
外海府村	同	同	同	九、二〇〇	兩津町	同	同	同	三、〇〇〇
高千村	同	同	同	四、五五〇	高千村	同	同	同	二、五〇〇
西三川村	手	工	蠶繩	六八五	金泉村	同	同	同	五、〇〇〇
羽茂村	同	同	同	六四〇	二見村	同	同	同	四、五〇〇
河崎村	同	同	同	一、九四四	澤根町	同	同	同	四、〇〇〇
赤泊村	雜	業	日	八五〇	計	同	同	同	五四、八〇三

新 潟 市

地方別	種	類	産	額	地方別	種	類	産	額
新潟市白山浦	農	藝	無花果	一、〇〇〇	計				一、〇〇〇

合計 八十三萬四千九百二十九圓

今各町村を通觀するに副業振興の地は經濟裕かにして之に反するものは甚た困難なり故に副業の振否は漁村經濟に重大なる關係を有すること明なり其關係する程度は村に依り又家に依り一様ならざるも概して一家經濟の一半は副業に依り支持せらるゝものなりと謂ふも敢て過言にあらず

第三節 漁村副業の將來

副業の擴張し得べき種類及其額に就き具體的に之を記述せんとするも自然抽象

的に陥るの嫌あるを以て唯各郡視察の觀察眼を以て其一般を記せんとす
北蒲原郡西蒲原郡及中頸城郡一帯に於ては開墾の餘地あるを以て農業上の副業(殊に甘藷桑葉業馬鈴薯)發達すべく岩船郡は林業一部に於ては農業上の副業漸次進歩すへし

西頸城三島刈羽郡に於ては出稼業或は日雇業に従事するもの年次其數を増し其他農業又は養蠶業の副業は近年沿岸漁業の不漁と共に漸次増加の傾向を呈せり手工業上の副業は何れの地たるを問はず特殊の奨勵を待て初めて興るべきもの多し農業上の副業も亦自然の發達に一任せす適當の手段を盡すに於ては或は一層其面目を一新せしむること必ずしも不可能事にあらずへし就中刈羽郡荒濱村練網製造西頸城郡能生小泊筒石能生等に於ける麻栽培麻繩製造編網業其他藁細工等は漁村の副業として最も適切なるものにして將來大に奨勵を加へて擴張を圖るに於ては其産額の増加も亦大なるものありと信す

今一箇年を通し天候に因り出漁し能はざる日數を取調ふるに年に依り多少の増減あるへしと雖三分の一以上は即ち漁閑に屬せり今若し其日數を百五十日間とせば其半數は漁具の修繕其他に費すとすも尙ほ七十五日を餘せり而して本縣專業漁業者は二萬六千八百五十人にして内生産の人口は一萬六千二百七十二人なるを以て今一人に付一日十八錢の副業をなし漁閑を利用して悉く之に従事す

るときは一箇年の産額二十一萬九千六百七十二圓に達すへし

第四節 副業獎勵の方法

副業不振の原因は各漁村必ずしも一に歸することを得ず或は生産要素の何れかを缺くに依り或は生産の要素に缺くる所なきも其熱心なき爲なるあり或は適當の指導者なく購入販賣に付共同事業を遂行し得ざるか爲なることあり故に副業獎勵の方策に付箇別的に論すれば不振の原因か其何れに屬するかに從ひ之を一にせず各種副業に付或は農會農事試驗場又は水産試驗場等の活動に依り各村に付其適する所を究め指導するの外なしと雖根本的に之を看れば漁業組合の堅實なる發達を圖り依て以て之か中堅となり副業の獎勵振興に努力せしめざるへからず

第六章 漁業經營方法改善

漁業經營方法の宜しきを得されは之か發達を期すへからざるや論なし本縣沿海の漁業は概して個別的經營にして遠大の經營を爲す者尠きか故に其發達も亦遅遅たるを免れず之か發達を期するには資金の融通を得せしむると共に共同經營の實行に俟つを最も適切なりとす
其實行方法として適當なりと認むるものを擧ぐれば左の如し

- 一 資金の供給に付ては漁業組合の自治的活動に依り之を得せしむること
- 二 共同經營の方法に付ては任意共同組織と漁業組合事業とに別つへし前者は漁業又は製造業の直接經營に關し後者は漁獲物處理共同販賣漁具共同購入共同貯金等直接營利に涉らざる事業を選び實行せざるへからず今本縣漁業組合總數百七十一箇中共同經營施設をなすものを調査するに其數甚だ僅少にして共同販賣を爲すものを組合漁業資金の蓄積を爲すもの五組合漁業權の貸代料より得る収入を積立て居るもの一組合なりとす爾餘の組合は唯僅かに漁業權の取得を以て唯一の存立條件とするの觀あり而して此等不振組合に對する施設一にして足らずと雖例之左の如き一定標準に依り事業の施設經營を獎勵し發達を助長するか如きは最も其適切なるものゝ一たるを認む

組 合 資 格	事 業 別	備 考
漁獲高二萬圓以上の漁業組合 漁獲高二萬圓以下漁業組合 漁具漁網の年五千圓以上購入ある漁業組合 漁業權貸付より生ずる利益三百圓以上ある漁業組合 漁業資金若くは其他の積立金二千圓以上を有する漁業組合業	共同販賣事業 漁獲高百圓に付二圓乃至一圓の共同貯金事業 共同購入事業	二萬圓以下にても之を妨げず
其半額を漁業資金積立とに換入ること 組合員に對し資金貸付事業		

第七章 漁業改善機關

第一節 漁業組合

第一款 漁業組合普及の現状

本縣に於ける現在漁業組合數は百七十一組合にして其最も多數なりし明治四十四年末現在に比すれば四組合の減少を來せりと雖是れ漁業組合規則施行當時各部落は漁業權の取得を以て唯一の目的となし組合を濫設せし結果に基因するものにして本縣の地勢より推すに現在組合以外に更に新設を必要とする部落なく瀬海町村各部落は勿論不瀬海町村と雖漁業に密接の關係ある部落は殆んど組合の地區内にあり其郡市別組合數及組合員數を擧ぐれば左表の如し

郡市別	組合數	組合員數	郡市別	組合數	組合員數
北蒲原郡	二三	一、二四二	北魚沼郡	八	三〇九
中蒲原郡	一二	五五七	中魚沼郡	三	三九
西蒲原郡	六	五〇一	刈羽郡	七	二七九
東蒲原郡	二	四九	中頸城郡	八	五二八
三島郡	四	六〇八	西頸城郡	二	一〇六四
古志郡	三	四九	岩船郡	一	一、七七三
計	五〇	三、三〇八	計	一七	一〇、五九三

佐波郡
新潟市

五〇

三、三〇八
長岡市

一七

一〇、五九三

前表の如く其設立に於ては既に普及すると雖十餘の組合を除く外は殆んど目的たる事業を執行せず有名無實にして彼の漁業權取得の如きも其名ありて實は一に漁業者に貸貸をなすの状態にあり

第二款 漁業組合活動の状況

漁村の開発水産業の改善は刻下の急務なるに本縣に於ては之か中堅となるべき漁業組合の活動微微として振はさること前述の如く多くの組合は漁業權の取得を以て能事終れりとなし何等他に事業を遂行せず殆んど存立の名を留むるに過ぎざるものあり現に大正二年度には事業を執行せざるを名目として經費豫算を編成せざるもの十九組合あり尤も是等の組合中には地區狹隘漁業者の過少により充分の發展を期すること至難の組合なきにあらすと雖一は組合員か漁業を副業として他に相當利益ある本業を有するもの多きと一般に漁業上の利益少なきに基かすむはあらず而して之か利益を多からしめんと欲せば漁船漁具漁法の改良は勿論漁獲物製造販賣の術に至るまで改善を要すべきもの一にして足らずと雖

要するに組合員の發奮と共に組合員の活動を促し共同施設の效果に依り漁村の元氣を振興するを以て最も適切なる事項なりとす然るに現時に於ては組合の主腦たる理事にして眞に組合を思ひ漁村將來の爲に之を憂て活動するもの少なく組合員亦共同施設の趣味を知らざる状態なり故を以て漁業組合振興の策としては組合員に對し時代の大勢を察して共同の必要を自覺せしめ理事に漁村先覺者としての任務を自覺せしむるの要ありと認む

第三款 共同施設の概況

共同施設事業中何れの組合に於ても殆んど實施しつゝあるは遭難救恤事業なり其外共同販賣事業を開始せるものは組合共同積立金をなすもの五組合あり何れも必須の事業たるや論なしと雖就中共同販賣事業は最も有益なる事業にして其經營宜しきを得は相當利益あるや必せり近時著しく發展の機運に向ひたる組合に就き其原因を尋ぬるに共同販賣の效果に待つもの多きを以て見るも亦之を證するに足るへし而して之か開始に就ては土地の状況交通の關係等あるも既設組合の状況より察するに概して組合員の漁獲高一箇年二萬圓以上に達する所ありては其效果著しきを認む同縣下漁業組合中大正元年度調査に係る既往三箇年平均による一箇年漁獲高二萬圓以上の組合を擧ぐれば左表の如し

組合名	漁獲高	組合名	漁獲高
藤塚濱	二、一六〇〇	河崎	三、〇三〇〇
△間瀬	四、五〇〇〇	兩津	五、八一〇〇
中濱	二、六四〇〇	内浦	二、〇〇〇〇
荒濱	三、〇〇〇〇	姫津	二、七四〇〇
△下宿	二、四〇〇〇	稻波	二、四〇〇〇
柿崎	二、二一〇〇	瀬波	二、一五〇〇
八千浦	二、〇八〇〇	下府	三、〇一〇〇
直津	三、二〇〇〇	上海村	二、四〇〇〇
米山	二、三〇〇〇	岩船	三、三三〇〇
△浦本	五、八二〇〇	出雲	一、三五〇〇
新湯	五、一一〇〇		

備考 △を付せるは共同販賣事業已替組合なり

共同購買事業は漁業經濟上極めて適切なる施設なるにも拘はらず現に之を經營するものなきは販賣事業に比し一層事務の複雑なる爲め組合の活動未だ之に及ばざるに在るものゝ如し
組合に於て貯金を取扱ふものは浦本漁業組合獨り良好の成績を示せるの外一般に漁業組合員は貯蓄心薄く殊に漁業は幾分危険を豫想すべき業務なるを以て現實生活に於て儉安に流れ易く動もすれば佚遊に耽りて將來を慮るもの極めて稀

なり故に一朝不漁に際會するや其生活狀態悲慘の極に達するもの尠からざる状態にして爲に永く漁村不振の域を脱する能はざらんことす漁村に於ける貯蓄心の養成は他の積極的共同施設と相對して緊急の要務なり

第四款 漁業組合の改善

從來設置に係るもの、中に於て有名無實の漁業組合は之を整理するの要あり則ち其存立の目的の達し難きものは解散せしめ又存立の要あるものは存立の目的を達せしむる爲め之を指導激勵して成績を挙げしめざるへからず而して其改善上適切なりと認むる要點左の如し

- 一 組合員及理事の組合に關する知識を確實にし其責任の自覺を鞏固ならしむること
- 二 共同販賣共同購買貯金積立金等の共同施設を獎勵すること

第二節 水産組合

水産組合と水産業の改善發達水産動物の蕃殖保護其他水産業に關し共同利益を計る爲に加入を強制し得べき水産業者の組織する社團法人にして其水産界に於ける活動範圍としては(1)試験若くは調査機關となり(2)斯業の弊害を矯正し又

は製品検査機關となり(3)漁業組合若くは水産組合に關係ある産業組合等の指導機關となり或は斯業の改善に資すべき意見の發表の機關となる等にして之か活動の如何は水産業の發展に至大の影響あるや論なし水産組合及水産組合聯合會の活動範圍は斯の如く頗る廣くして漠然たるか如き觀なきにあらざるも苟も組合を組織する以上は雜然たる目的の下に存置せずして一定の目的の下に秩序的活動發展を要す然るに從來の實際に就て見るときは各組合共主力を注ぐべき適切なる業務の選擇を誤り漠然業務を執行するの傾なきにあらす是れ組合事業不振の一大原因なりとす其土地の狀況及之を組織する組合員の利害關係上より打算して地方事業に適したる業務を選ひ共同均霑の利益を圖り試験調査等に就ては區域内に統一的に之を行ひ以て水産物の聲價を高め組合員をして圓滿に就業せしめざるへからず縣下に於ける佐渡鰯の検査の如きは最も適切なる事業と謂ふへし是か爲め佐渡鰯の聲價を挙げ販路を擴張し地方特産物として一勢力をなすに至れり然とも其他の組合に在りては組合員たる當業者間に於ても水産組合の性質を知悉せざるもの多く隨て組合設立及經營維持の念に乏しく加ふるに組合の事業動もすれば區域内一地方の改良發達を期する爲め利害關係密接ならざる全體の當業者を網羅して統一的に取扱はんとするものあり爲に組合員一部に於て組合の存立を欲せざるものを生するに至り勢ひ水産業の改良發達は頗る遅

遅として振はさるの結果に陥るものあり要するに水産業の振興策として水産組合は極めて適切なる施設なるか故に既設組合員を激励し其活動の曙光を見るを得は一方瀬海各郡市に水産組合を設置せしめて之を統括する水産組合聯合會を組織するに至らば其効果極めて大なるものあるべきなり然るに當業者の現状は前述の如く組合に對する觀念冷淡にして各郡市に水産組合の設立を見るの機運に達せざるか故に當面の急務としては先づ既設組合の活動を圖り其実績を擧げ以て範を示し縣下當業者をして組合の有益なることを知らしめ之か設立を促進せしむべきなり今縣下に於ける水産組合普及の状況及其執行すべき事業の綱目を擧ぐれば左の如し

一 水産組合普及の状況

既設組合名	地 區	組 合 員	未 設 郡 市 名
佐渡水産組合	佐 渡 郡	二八九三	化 諸 原 郡
西頭城郡水産組合	西 頭 城 郡	一〇一五	中 諸 原 郡
岩船郡水産組合	岩 船 郡	四八〇	中 頭 城 郡
刈羽三島水産組合	刈 羽 郡 三 島 郡	一七〇七	新 潟 市
西諸原郡水産組合	西 諸 原 郡		

二 水産組合事業の項目

イ 漁業製造蕃殖の改良調査に關する事項
 ロ 製品の品質荷造に關する事項
 ハ 販路調査に關する事項
 ニ 博覽會共進會及品評會開設に關する事項
 ホ 漁村維持及蓄積法に關する事項
 ヘ 篤志者表彰及罹災者救助に關する事項
 ト 紛議調停に關する事項
 チ 前各號の外水産業の發達に必要な事項
 リ 以上列擧する綱目は何れも適切な業務なるも之か實行成績に至りては見るべきもの甚た罕なるの狀態なり若し組合にして眞に活動するに於ては以上事業の外漁業上優良の諸器具を選擇して之を組合員に普及せしめ或は水産業者の知識啓發を期する爲め講習講話をなす如き亦適切なる施設なるべし

第三節 水産試験場

第一款 既往の變遷

明治三十二年六月法律を以て府縣農事試験場國庫補助法水産試験場の適用を發布せられ同年八月農商務省令を以て更に同法施行細則及府縣水産試験場規程の

制定せられたり

先之明治二十四年九月本縣に新潟縣淡水漁業聯合會なるもの創設せられ明治二十五年以降縣費の補助を得て百萬乃至三百萬粒の鮭人工孵化事業を行ひ來りしに時勢の進運は一般に水産上の進歩改良を圖る上に科學的知識を要すること切なるものあり依て明治三十一年通常縣會の決議を経て水産試驗場を設立することとなり三十二年三月其設立認可を得同四月新潟市上大川前通りの民家内に其業務を開始し先前記淡水漁業聯合會の鮭人工孵化事業を繼承し漁撈及製造は縣下一般に互り各専門の調査を爲し翌年度に至り各種試験を開始せり其後明治三十六年五月三島郡寺泊町に於ける漁撈製造兩部の作業場を増築して本場を同所に移轉し以て今日に及ぶ其間各種試験事業の施行を初め本場の移轉各出張所の新設孵化場の廢合新築増設等幾多の變遷あり即ち左の如し

- 一 明治三十二年四月 新潟市上大川前通り民家内に本場を設置す
- 一 同三十四年九月 岩船郡瀬波町大字下渡に現在の三面川第一鮭人工孵化場を新築す
- 一 同三十五年三月 三島郡寺泊町に作業場及船入場を新設す
- 一 同三十六年五月 作業場を増築して本場を移轉す佐渡郡小木町に出張所を新築す

- 一 同三十九年九月 岩船郡瀬波町大字下渡に三面川第二孵化場を新築す
- 一 同年六月 日本石油株式會社新潟鐵工所に於て所屬遠洋鱈漁業帆船建造の工を起し同年九月二十三日進水新潟丸と命名總噸數百五十噸同年十月二十日竣工す同年十一月二日急襲天災の爲め座洲の難に罹り爾來東洋物産株式會社に貸與しオコツク海の鱈釣漁業に従事せり
- 一 同 四十年七月 中蒲原郡菅名村大字木越に養魚地及事務所を新設す
- 一 同 年十一月 岩船郡粟生島村大字内浦に出張所を新設
- 一 同 四十三年十月 信濃川鮭人工孵化場(北魚沼郡川口村)を改築す
- 一 同 年十一月 南蒲原郡本成寺村大字月岡に月岡鮭人工孵化場を新築す
- 一 大正元年三月 粟生島出張所小木出張所並に菅名養魚所を廢止せり
- 一 同 二年十二月 帆船新潟丸を新潟市東洋物産株式會社に拂下けたり

第二款 試験の經過

明治三十二年本場を創設するや試験部を漁撈製造養殖の三部に別ち先づ漁撈部は縣下漁業の状態漁場の豫察調査を爲し製造部は縣下鮮魚集散の狀況並に其貯藏法等を調査し養殖部は鮭人工孵化事業を行ひ爾來左記の各種試験を執行せり

新潟縣水産試驗場試驗事業執行成績一覽

以上各部の成績の概要を掲記すれば左の如し

一 漁撈部試験成績

イ 鮪延繩適否試験 鮪漁業は從來經營するものなかりしを以て之か開發を圖らむか爲め明治三十四年度より本試験を開始し翌年之か實地傳習をなし爾來同四十年度に至る間民業獎勵の爲め當業者に試験を囑託し略其目的を達するを得たり

ロ 秋鱈漁業探檢 前項鮪延繩試験の傍ら秋鱈漁場の探檢調を爲し得る處あり明治三十六年度より同四十年度に至る迄囑託試験として延繩漁業を繼續し良好の成績を擧ぐるを得たり

ハ 鮪流網適否試験 明治三十五年度より三十九年度に至る四箇年間の繼續にして鮪延繩試験により魚群來游を確認したるに依り流網と延繩漁業との經濟的比較試験を行ひ流網漁業の有利なるを周知せしむることを得現今全縣を通して六十四艘の起業者を見るに至れり

ニ 漁船改良試験 前諸項の漁業を獎勵せむとするには勢ひ漁船の改良を必要とし明治三十五年度に於て釣漁及網漁業試験に兼用の目的を以て本縣近海漁業に適する模範船を新造し尙ほ運用の結果に鑑み逐年改善補修し沖合漁業の改良を獎勵せしに漸次本船に倣ひ新造せるもの尠からざるに至れり

ホ 一本釣漁法傳習 本漁業は細民の獨立經營として最も有益なるに依り縣下一般に普及せしむるの目的を以て明治三十七年度より四十二年度に至る六箇年間各地に適切な魚類に付巡回傳習を開始せしに成績最も良好にして争ふて從漁するに至り殆んど全縣下に普及す

ヘ 鱒流網試験 越佐海鱒の來游を見るも未だ之か漁獲を企つるものなし故に瀬戸内海使用の流網に準し明治三十九年度以來之か試験を施行せしも其漁獲多からず流網専門に經營すへき價値を認めさりしを以て明治四十一年度を以て試験を廢止せり

ト 鯛縛網囑託試験 鯛沖取の漁法を獎勵せむと欲し明治四十年度に於て桂繩を用ゐて鯛を驅集し飯巾著網を之に應用し頗る好果を得たるを以て更に翌年度より三箇年間鯛縛網試験を囑託施行せしに其成績優良にして縣下鯛漁業に一新局面を開くに至れり

チ 粟生島附近漁場探檢 明治四十一年度に於て粟生島を中心として岩船郡近海並に佐渡北東海に於ける漁場の探檢をなし同海に於ける魚族去來の狀況及漁期漁場を略確むることを得たり

リ 大謀網囑託試験 粟生島附近大謀網の敷設に適するを認め明治四十一年度に於て之か囑託試験を施行せしに成績良好にして一般の認むる所となり現今岩

船郡海府方面及粟生島竝に佐渡郡を合せて十七八統の多きに及へり
又 鱈流網改良試験 鱈去來の狀況竝に水温と游泳會及浮漂生物との關係調査を兼ね四十一年度より試験を施行せしに得る處ありたるを以て四十四年度更に一層の改良を加へて新流網を構成使用せしに一般當業者の漁獲成績に比し頗る顯著なる好結果を得現今三百艘の多きに達し縣下一般之に倣ふの盛況なり
ル 秋刀魚流網試験 佐渡近海に夥しき來游の傳説ある秋刀魚に就き漁期漁場等を確めむか爲め明治四十二年より三箇年間關係府縣の連絡を以て流網試験を施行せしも連年良好なる成績を得ず其價值なきを認めて之を廢止せり
ヲ 瓢網囑託試験 柔魚釣及鰻漁業を以て生計せる佐渡漁民に對し漁業啓發指導の目的を以て本試験を施行せしに成績良好にして一般の認むる所なり同沿岸十五六統の多きに及へり
ヲ 秋冬鮪探檢 明治四十二年度以來秋冬期漁業開發の爲め鮪漁場の探檢を目的とし延繩を以て本探檢を開始せしか年に依り此の季節に於ても鮪の來游するを知り得たりと雖も之を當業者に獎勵するの價值無きを認め同四十四年度限り本試験を廢止せり
カ 冬鰻漁業試験 冬期に於ける「ネズミザメ」漁業獎勵の目的を以て佐渡近海及寺泊沖合に於て開始せり而して本試験は漁場不明の爲め未だ好成绩を擧ぐるに至らず

ヨ 鱈揚線網囑託試験 明治三十三年度以來數年間巾著網として使用し來りしも結果良好ならざる爲め中止せしを比較的使用簡易なる揚線網に改造し囑託試験せしに稍良好なる成績を得たるも猶ほ十分ならず其收支の償はさるは近年小鱈の魚群薄きと未だ本網の運用に慣れざる爲め他縣の漁夫を使用するの已むなきこと主因なるか如きも既に其適良の漁具たるを認め三統の起業者を出すに至れり

二 製造部試験成績

イ 乾海苔製造試験 明治三十四年度以降三箇年間佐渡刈羽岩船の各郡に於て改良製法を傳習せしか佐渡郡産額最も多く何れも改良製法となれり
ロ 罐詰現業傳習 罐詰製造技術者養成の目的を以て三十七年度及四十一年度に傳習生を募集せしか修業者にして目下工場を有し本業に従事するもの十數名を出し何れも各種罐詰製造に従事せり
ハ 軍用罐詰監督 三十七八年戰役に際し軍需用として當業者に其納付方を指定せらるゝや本場監督の下に鱈・鮪・鰻・鯖・鰯の味付罐詰合計三十餘萬罐を納付せり
ニ 鱈利用試験 明治三十九年度以降四十五年度に至る迄眞鱈を罐詰として試賣

以來大に世の需要を迎へ年年其販路を擴め本場傳習生にして本業に従事するもの多く製品の販路は縣下の外長野・群馬・福島・山形の各縣に及へり從來の製品は主に味付なりしも調理の進歩と製造業者の經濟上よりして水煮製試賣の必要を認むるより四十五年度には味付製を廢止して専ら水煮製の販路擴張を計りたり

ホ 錫乾燥機試験 農商務省より經費の補助を受け建造せしものにして構造は間接火熱式拔風器附なり四十年小本出張所に設備し梅雨期に於ける原料利用を目的として四十一年度より五箇年間試験を施行せしか稍良好なる製品を得るに至りしも單獨經營としては經濟上收支償はさる所あり尙ほ同期の柔魚漁業不況を來せしを以て四十四年度限り試験を廢止せり

ヘ 鮪節及鮪生節製造試験 明治四十一年二兩年度に施行せしか元來夏期の鮪は生賣輸送に困難なるを以て之か化製利用として四十一年度には鮪節四十二年度には生節に製して試賣せしに節として製造に手数を要するも生節は製法簡易なる丈相當利益あるを見たり

ト 蒲鉾製造改良試験 明治四十二年より同四十五年に互り施行せり鹹は蒲鉾原料として大に利用せらるゝに至りしも元來民間の製造粗なるか故賞味せられず故に相州小田原の製法に改良せむか爲め佐渡郡兩津町相川・小木の各町及

西頸城郡糸魚川町に於て試験の傍ら當業者に傳習し以て改良製法の普及を計れり

チ 柔魚鹽辛製造試験 明治四十三年度以來同四十五年度迄施行せり梅雨期に際し鮫に製し難き場合之を鹽辛に製するは一利用法なれば「ハネクス」式「曝詰」として試賣せしに稍好評を得たり

三 養殖部試験成績

イ 鰻兒移殖試験 明治三十六年度より同四十一年度迄六箇年間種苗を愛知縣三河灣産のものを購入し岩船郡岩船灣に百貫匁及佐渡郡加茂湖に四百十二貫匁を移殖放養せり

佐渡郡は爾來引續き郡費を以て年年約百貫匁(經費約二百圓)を放流しつゝあり目下年産額三四千圓に及ぶ

ロ 標識鮭放流試験 明治三十六七兩年度に於て鮭魚遡回の年數を知らむか爲め體長一寸七分以上二寸迄の鮭兒を三面川に一萬尾鰓蓋骨の一端を半月形に切断し信濃川に三萬尾脂鱗を切り何れも一週間飼養の上放流せしに其後明治四十年より四十二年迄年年十數尾の漁獲ありたり

ハ 鮭天然産卵場調査 鮭天然産卵の效力を調査せむか爲め明治三十九年度三面川に於て施行せしに天然産卵の受精不確實にして漁具漁法の進歩せる時代に

於ては到底天然産卵に放任すへからざるを認めたり
ニ稻田養鯉試験 明治四十年より四十五年度に至る六箇年間民間業者及縣農事試験場に囑託試験せしに其有利なるを認めしを以て試験の傍ら之を當業者に奨励せしに近來續續之を行ふ者あるに至り就中古志刈羽及中蒲原郡を以て最とす

ホ鮭人工孵化事業 本場設立以前よりの繼續にして明治四十三年度より鮭卵八百萬粒に擴張連年三面川に於て採卵し同川及信濃川阿賀野川に孵化放流しつあり
へ鯉兒配付事業 明治四十年より繼續にして縣下一面に散在する多數の大池沼を利用し傍ら魚種の改良を計らむか爲め信州より親鯉を買入れ年年採卵鯉兒の養成配付を爲しつゝあり

第三款 現在の狀況

三島郡寺泊町に於ける本縣水産試験場は本館を始め製造場漁具製作場船入場等之に附屬し尙ほ三面川第一第二信濃川月岡阿賀野川の各鮭人工孵化場並に數艘の漁船を有し大正三年度の試験事業は漁撈部に於て春期鯉流網繼續試験を行ひて適切な漁具たる斷案を下し佐渡郡水津沖に底刺網を試みて冬季魚類缺乏の新

潟市場を賑はし大正四年度に於ては同郡沿海柔魚漁業に關する試験を爲さむとす製造部試験は大正二年度より廢せられたりと雖竹輪蒲鉾製造の傳習を實施して東京長野名古屋及京阪地方に販路を求め以て本縣重要な産として原料豊富な鯉柔魚鱈等の利用を圖からむとす

養殖部は鯉兒の養成配付を繼續して池沼利用の充實を計り稻田養鯉に關する各種の試験亦良好の結果を告げ鮭人工孵化事業は從來の周期ある漁況を破りて稍其成績を示すに至れるものゝ如し

其他鯉柔魚の漁業基本調査は農商務省との連絡調査にして數年來の繼續なり
縣立能生水産學校

該校は明治三十一年九月能生尋常小學校に於て水産に關する假授業を始めしを前身とし翌年町立能生水産補習學校と改め三十五年一月新校舍に移し三十七年更に郡立とし翌年郡立水産學校と改稱し教授を別科程度とし翌三十九年四月本科程度となす明治四十一年縣立となり四十二年同校に能生水産補習學校を附設せらる本校は水産學校規定本科程度に依り水産業に従事せむとするものに須要なる教育を施し時世の要求に應し有用の人物を養成するに在り

第八編 工業

工業は農林水産諸業の如く自然を以て生産の條件と見做す可きものと其趣を異にして販路の適否に依り其企畫を爲さるへからす即ち一は自然力の助長に重きを置き一は人心嗜好の嚮ふ處に察せざるへからす而して自然力の變化は比較的急激ならざるも人心嗜好の推移は且又夕を期す可らず隨て一は殆んど生産過剩の憂なきも一は動もすれば生産過剩を訴ふる事尠しとせず如上の理由に依り工業製品に至ては農林水産の如く遠き將來に於ける生産額を豫想するか如きは極めて難事に屬し客觀的に之を推算せむとするも其基礎を捕捉するに由なしとす況や本縣の如き其事業の未だ發軔時代に在る而已ならず染織釀造の如き二三事業を除けば具體的組織を有せざるの状態なるに於てをや然りと雖亦已に工業生産に従事する者に於ては主觀的に何れも將來の發展を期待せざるへからざるは火を賭斯業の前途は天恵人爲何れよりするも其發達を期待せざるへからざるは火を賭るよりも瞭なりとす故に本調査に於ては現在の状態を基礎とし其事業發展の程度と人心嗜好と推移とを察し以て茲に將來の生産額を假定して之を掲げたり

第一章 染織業

第一節 沿革

第一款 絹織物

本縣染織業の起源に就ては遑として今尋ぬるに由なしと雖其種類の發達に就て考ふれば稍其經路を窺知する事を得へし即ち絹織物にては栃尾最も古くして景行天皇の朝五十日帶彦尊の高志國造に任せられし當時其妃刈谷田刀辨姫栃堀の里に於て春日山即ち今の守門岳の天蘭を採りて織り給ひしに起源せりと稱せらる其後天文年間上杉氏の臣本注慶秀の獎勵に依りて復興し元和年間牧野氏の所領と爲るや信濃望月より教師を聘して一層品質の改善擴張を計り降て天明三年植村角左衛門に依て更に機織の改善は勿論染色養蠶をも併せて進歩し茲に栃尾紬の名をして高からしめ維新後米澤より教師を聘して別に節織物をも創む須原紬も亦地の接近せる關係よりして栃尾より之を傳へ白紬より絲好節織に轉し嘉永・安政の交は頗る盛況を極めしか今は僅に其跡を留むるに過ぎず十日町は古來縮布の産地たりしも文政の初年上州桐生の人來りて絹縮とて純粹の絹絲を用ゐて擬麻織の製品を出せしに權輿し次て其末年京都西陣の人宮本茂十郎の來越に依り經絹緯苧の透綾をも産出するに至れり而して此製織は衰退せる縮布に代り

て漸次盛況に向ひたり其後同地に於ける染料の改善及「ジャカード」機使用より起れる風通透綾夏向輕目風通等の案出より一層盛大となり現今に至りては透綾壁・同紹夏「コート」地等の産地となり夏季用織物として他に其比を見すと稱せらる輸出織物も亦同地にて明治二十年頃より著目せられ現今に至りては非常に減退せりと雖尙ほ二三者の壁織に従事するあり又本縣産袴地洋服袖裏地として著名なる山邊里織は寛政の末年小田長四郎の創始に係り五泉の袴地は既に寛保年間に胚胎し天保年間に龍門出て明治二十年に羽二重創織せられ現今内地向羽二重の産地として名あり加茂も亦明治二十六年より羽二重を創織し一時は輸出向となり今日は轉して内地向となり五泉と共に聲名あり

第二款 交織物

見附町及其附近は現今絹綿交織物の主産地として名あり起源は明治初年の交より綿物に附隨して生産せらるゝに至れるものにして初めは虎縞と稱する粗製品のみにて其生産高の如きも至て微微たりしも爾來時代風潮の變遷に伴ひ之に従事せる者多く殊に最近柞蠶絲を原料とするに及び新節織絹經織等の新奇生産品を案出し賣出したるに時好に適し遂に今日の盛況を呈するに至れり殊に當地の氣候及技術に於ける特殊の天恵として最も柞蠶絲の使用に適するは他に其儔を

見ざる所とす

第三款 綿織物

文化年間長岡地方に於ける結城縞の織出を以て最古とす其後當地にては雙子縞瓦斯縞等をも織出し現今の産品は本場を壓倒せるのみならず殆んど其名詞を彼より奪去せるの概あり龜田織物の起源も亦古く享保年間に在りて天保の初年に至り市場の歡迎する所となり遂に地方向き綿織として好評を博せり小須戸は享和年間地機より開始し弘化に至り中機を造りて小須戸織及小須戸飛白の起因を爲し近年に至り夜具地紺無地納戸無地の産地として其聲價を揚く加茂に於ても亦文政年間に始まり染色は全部正藍のみを以て爲し丈夫向に於て名を博し經緯共に紡績使用に妙を極む見附は昔より見附小倉の産ありしも文政年間結城より其織法を傳へたるに基因せり吉田は白木綿の産地にして文化・文政の頃綿花栽培の業發達し當時自家用綿布として製織せる殘品を市に販賣したるに濫觴す

第四款 麻織物

頸城及魚沼に互れる越後高原地方は古來より野生の苧麻多く且つ冬期に於ては積雪丈餘に達し此季間閑散なる地方婦女子の職業として機織の業は最も適當な

ると苧麻を晒白するに雪を以て爲すの便あると空氣常に濕潤にして苧麻を取扱ふに自然の利あるとは能く麻織物をして往古より發達せしめたる天恵にして其起源は殆ど一千餘年前に濫觴せるか如し即ち延喜式に越後高布一千端とし又同年間に於て令して其製布を以て庸調に定められたるを以ても徵證せらる其後建久三年勅使歸洛に際し頼朝より餞別として越後布一千端を贈れるか如き當時既に産地として全國に名高く降て天正年間上杉氏は上畑に野苧を植ゑ之にて白布を織ることを獎勵し織田信長に土産として二千端を贈れる事あり其後豊臣氏及松平越後守皆運上と稱して縮布に課税せり寛文年間に至りて播州明石の人堀次郎來越して其織法に改良を加へ縞及紋様を織出し之を土地の婦女子に教へしより遂に魚沼地方に傳播するに至れり而して徳川幕府時代に於ては幕府及諸藩に於て菖蒲帷子は實に端午佳節の賀衣たりしを以て必ず此縮布を使用することゝなり茲に斯業の大發展を來し元祿寶永の頃より本丸御用縮布として從事するに至れり降て明年間に至りては製織の技大に進み白縮白縞白地上布白縞紺縞縞縞縞上布納戸縞納戸縞納戸上布紅縞縞縞縮縞晒生平手縞布等の十數種織出せられ古今を通し最も隆盛を極めたるの時代なりとす而して維新後賀節の廢止と共に一時衰頽せしか近年に至り小千谷地方にて擬麻織を製出し始め大に斯業の恢復に努むる所あらむとす

第五款 染色物

本縣染色事業の經營は南蒲原郡三條町を以て最古とす當地は往時より田島の淺黄木綿と稱せられて有名なりしか其後文化の初年に當り高橋茂左衛門なる者始めて形附染の業を起し次て天保年間細井吉造なる者名古屋の中形を傳へて大に改善する所ありて現今の基礎を立つ今尙ほ同地の人を追慕して藍神と號す當時使用せる藍は矢代田地方の産と阿波の輸入品とを混和して用ゐ既に木綿活色中形裏地類石持手拭等を産出せりと云ふ爾來時勢の進運に伴ひ漸次發達し來り渡邊甚八其中心と爲り明治二三十年頃には専ら鹽化「アニリン」の引染・黒緋即ち冬物のみ製染せしか同三十九年より硫化染料を使用する事となり各種の特許品を出し其應用に依り夏物の紺緋・納戸緋・冬物の黒緋・茶緋等續續起るに至れり同四十二年に至りては艾織の代りに緋絲を用ふるに起り半染絲を緯絲に用ゐたる織布に應用し柄合の新奇に注意せしより一層其販路を擴張せり中蒲原郡白根町の斯業は既に文化・文政の交に優勢となり天保年間に至り瀨瀨即ち絞染を出し大模様の絞紺染・納戸地又白上り等大に名ありたり其後田村豊松なる者の絞便法の鎌なる器械發明以來一層の發展を來し文久元年には紺絞を染出し明治十九年には純藍及人造化學色素を輸入し三十五年には染緋を出すに至れり其他高田に於ける

友禪・新潟に於ける手拭法被地の染物各特色を發揮しつゝあり殊に最も注目すべきは長岡の仕立染にして明治十四五年頃小林喜七なる者白無垢を被衣に染換せしより胚胎し現今に至りては日常著衣より吉凶使用のもの迄之を製出し十餘萬圓の産額を見るに至れり尙ほ縣下各機織地に於ても自然染料の改善を促進し從來透綾類に於て主として「アリザリン」染料を使用せるもの近來別に直接染料を使用するものを出すに至れり栃尾の節織亦正藍染より漸次直接又は鹽基性染料を使用するの傾向を呈し龜田・長岡見附地方の綿織物は硫化及直接染料に依り加茂小須戸は藍下に硫化染の上掛を爲し小千谷地方の麻織も亦正藍より漸次硫化染料の應用に移りつゝあらむとす

第二節 染織業の現況

第一款 本縣染織業の本邦他府縣に

對する位置

現今本邦染織物の産額は内地向輸出向共一箇年二億九千萬圓に達し本縣は約其二十九分の一に當り他府縣に比較せば其第十一位を占む

第二款 本縣染織物の産出概況

本縣の染織物は概して一箇年一千万圓の産額ありて内地向は其大部分を占め輸出物は古志郡柘堀村中魚沼郡千手町村を通し輸出壁羽二重年額二十一萬圓内外に過ぎず而して各地に散在せる機業地に就き其組織せる組合區域に依り産額百萬圓以上のものを擧ぐれば柘尾町の百八十餘萬圓を最高とし之に次て見附町の百五十餘萬圓十日町加茂町五泉町の各百十餘萬圓とす

今本縣染色業の状態を統計上より觀察するに明治三十九、四十年の兩年に於て急に産額の増加したるは是れ一は本縣に於て特許染緋の製造を開始し之か世の嗜好に適したるか爲なり即ち明治三十八年に三條町渡邊某京都より冬物染緋の特許染法の権利を獲得して本縣下に染緋組合を設立し組合員に是か製造を許したり是れ本縣染緋の端緒にして以後三十九年に硫化染法及白拔染緋四十年に交叉白拔法等の特許染法を應用し現今其製品一見織緋と異ならざる程度に進歩せり然れとも四十年後は遂に進歩を見ざる有様となれり是蓋し濱松東京及京都に於て同様の製品を出し本縣の手工的なるに反し各地何れも機械力を利用し來りし結果と見るべく今や本縣の製品は其價格風合に於て著しき差を生し意匠も亦幼稚を免れざる状態に在りて往日發展の大勢を挽回し得るに至らず縣下斯業者にして茲に見る所あり機械捺染及整理機械の設備等を希望し共同的に經營せむことを時時發企する者あるも資本其他の事情により實行し得ざる状態に在り然れ

とも本縣製品今尙ほ信州關東西奥羽北海道等に販路を有し將來尙ほ有望たるを失はず

又白根絞は殆んど全滅せむとするに際し三四年前より染織意匠に研究する所あり殊に優等品の製作に注意せるに忽ち恢復の兆を顯し今や前途好望となれり

第三款 過去十箇年間に於ける染織物産額及其變遷並現況

本縣織物の明治三十七年以後十箇年間の産額狀況は別表に依り之を見るべく明治三十八年の約四百三萬圓は翌年三十九年度に於て約七割六分増七百十萬圓となりしは蓋し日露戰捷の結果として急に市場の活氣を恢復したるに出でたること明かにして絹織物に於ては八割絹綿交織に於ては二倍半綿織物に於ては五割の増加を見るに至れり其後年染織界に於ける意匠柄合の變遷甚しく加之販賣上の自由競争激烈となり且つ時時經濟界の不況を來せるも幸に年年相當の増加を示して明治四十五年度に至れり而して同年七月不幸にして諒闇に遭遇し經濟界再ひ沈靜に歸し其年の冬物及翌年の夏物製造力に大打撃を來たしたり之大正二年に於て産額の減少を見たる一大原因なりとす而して二年秋に於て漸く經濟界の恢復に伴ひ染織界も相當活氣立ちたるも大正三年春俄然再ひ諒闇となり尙

ほ四五月頃よりは歐洲戦亂の前提として原料著しく騰貴したるも製品の賣價之に伴はず斯くして愈々開戦となり其影響益甚しく原料の暴落染料の騰貴等となり斯業者の狼狽一方ならず爲に大正三年度に於ては生産額尙ほ一層減退する見込みなり

既往十箇年間縣下染織物統計表

織物の部

年次別	種別	機業戸數	織機數		職工數		計
			力織機	手織機	男	女	
明治三十七年		一八、四三〇	六七六	二八、一七一	八八八	二九、五八三	三〇、四七二
同三十八年		二〇、八二〇	八五三	二七、九三九	七八三	二九、二五三	三〇、〇三六
同三十九年		二二、八三〇	七二四	三六、二八三	一、〇一一	三三、八八六	三四、八九七
同四十年		二二、九四八	九九五	三三、三三三	一、〇九二	三六、〇七五	三七、一六七
同四十一年		二七、五四二	一、〇七二	三九、四八〇	八二〇	三八、三〇〇	三九、一三〇
同四十二年		二六、五四四	五二五	三八、五〇〇	五六八	三七、三〇八	三七、七五〇
同四十三年		二八、六七七	九一七	三五、六〇〇	六五二	三七、〇九八	三七、七五〇
同四十四年		三六、八七九	一、一〇七	四一、九七六	六一八	三八、九八八	三九、六〇六
大正二年		二九、五九〇	一、一五八	五四、六二六	五三九	四一、八一〇	四二、三四九
同		二七、三三五	一、八五〇	三九、七〇九	五八六	三九、六三〇	四〇、二六六

年次別	種別	絹織物	絹絲交織物	綿織物	麻織物	雜織物	計
同三十八年	一、七九二、六六七	一、二六八、九七	六、四八四、八〇〇	九、四一、一五	一、六三三	四、〇二八、〇三二	
同三十九年	三、三三七、九二一	一、三八、一三五	一、二、四、二八八	二、六六八、一	一、八八八	四、〇二八、〇三二	
同四十年	二、七三八、四三五	二、五六、一三〇	八、四四五、四〇〇	九、七〇、二九	一、八八八	七、〇九九、七〇五	
同四十一年	五、九九五、九〇三	二、七、五五二	一、七、四八、八三〇	三、〇〇、九四	六、四九七	七、四四七、二四七	
同四十二年	四、九七一、八三二	六、三、七、一七	一、三、七、四五一	一、一、三、七、四八	三、五、一、七九	七、四四七、二四七	
同四十三年	六、〇九三、三四	三、二、一、三三六	二、一〇、四、六三二	三、五、一、七九	九、三、九、八	八、五、六、八、七、九、四	
同四十四年	五、一五四、八七六	五、〇、四、四、四〇	一、六、〇、五、四、四〇	一、七、三、〇、九三	九、三、九、八	八、五、六、八、七、九、四	
同四十五年	六、六八、五三五	二、七、二、二、三六	二、四、七、七、五三四	三、一、四、六、八	二、三、五、一、三	八、五、六、八、七、九、四	
同四十六年	六、〇六六、二三五	四、三、九、六、六一	一、九、〇、九、五、六〇	二、九、八、三、五	一、〇、〇、一、八	八、六、二、四、六、一、三	
同四十七年	七、六九、九五八	二、六、二、四、四〇	二、八、七、四、三二	三、六、八、二、六	一、〇、〇、一、八	九、四、三、三、六、二、二	
同四十八年	五、八八〇、六三八	四、三、〇、五、九	二、二、八、六、六七	一、七、四、一、三二	六、一、四、七、〇	九、四、三、三、六、二、二	
同四十九年	八、一〇、八、五九	二、六、五、六、八八	二、七、九、三、五、四二	三、一、一、三、二	六、一、四、七、〇	九、四、三、三、六、二、二	
同五十年	六、七五、一、九八七	四、一、七、四、七九	二、〇、五、六、一、八四	一、四、六、五、〇	八、一、五、〇、二	九、八、五、六、五、四、八	
同五十一年	一、〇、四、八、五八〇	三、二、二、三、八一	二、四、八、二、八四	三、五、二、一〇	八、一、五、〇、二	九、八、五、六、五、四、八	
同五十二年	六、六、六、三、八八九	八、四、四、四、一	二、〇、二、六、九、六九	二、三、八、六、四七	八、一、五、〇、二	九、八、五、六、五、四、八	
同五十三年	九、五、三、四、五八	六、三、一、一、四	二、六、六、九、八、四四	二、一、九、五、七	四、九、一、六、二	一〇、一、三、四、〇、四、八	
同五十四年	六、七、八、七、一九	九、八、三、六、八七	二、二、五、四、四一	二、四、四、五、八〇	四、九、一、六、二	一〇、一、三、四、〇、四、八	
同五十五年	八、三、三、〇、一	六、五、一、〇、二〇	二、四、〇、七、四、四六	二、一、三、五、八	五、〇、九、三、七	一〇、一、三、四、〇、四、八	
同五十六年	六、二、〇、〇、九、一四	一、二、三、六、九、六六	二、一、〇、三、三、一一	二、四、三、九、八五	五、〇、九、三、七	一〇、一、三、四、〇、四、八	

染物の部

年次	種別	製造場		職別		工計
		工場	家内工業	男	女	
明治三十七年				九六二	三七〇	一、三三二
同三十八年				一、五三〇	五三一	二、〇六一
同三十九年				一、三三一	四八〇	一、八一
同四十年				二、七七二	七三九	三、五一
同四十一年				一、九六〇	七四一	二、七〇一
同四十二年				二、〇一〇	七七九	二、七八九
同四十三年				一、一三二	五一五	一、六四七
同四十四年				一、八〇〇	七〇九	二、五〇九
大正元年				一、七四八	五五四	二、三〇二
同二年				一、一四九	三七四	一、五二三

年次	種別	中形		更紗		捺染		計	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
明治三十七年		三〇、七八八	六、五七〇	七、七〇〇	一、五九七			六、三三三	一、四三二
同三十八年		四四、九六四	一、六二〇	一、四七〇	二、九四三			八、九三三	二、九一六
同三十九年		五〇、三三三	六、三三三	三、五九〇	三、四八二			一、三〇七	九、八〇六
同四十年		六四、一三七	六、一七三	三、一〇〇	三、五七〇			二、〇〇七	一一、四九一

年次	種別	綿裏地		更紗		捺染		計	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
同四十一年		九六、四七一	九〇、一九〇	三、一四三	三、八七三	六〇、九六二	五九、六一二	二、一〇九	一、九六一
同四十二年		九四、九二二	八〇、八三九	二、七〇九	二、七〇五	六〇、一三九	六〇、一三九	二、〇九六	一、九〇七
同四十三年		八四、四三三	八〇、〇六六	二、六五五	二、五四三	六〇、八四七	六〇、八四七	二、〇七三	一、九〇七
同四十四年		七三、一六九	七四、八一二	一、七三九	一、六三九	八、一〇〇	八、一〇〇	二、〇七三	二、〇七三
大正元年		四九、〇八四	四七、三三九	一、六七八	一、五四三	七、九六三	七、九六三	一、九七〇	一、五五九
同二年		五〇、三三二	四九、九三六	一、六三九	一、五三二	六、〇九二	六、〇九二	一、四四六	一、四七六

今之を統計に徴して明かに區別するを得すと雖縣下染織物中從來よりの變遷著しきものを擧ぐれば左の如し

- 一 吉田方面の白木綿
- 一 縣下輸出羽二重
- 一 十日町組合地區内村部の産物平透綾
- 一 三魚沼郡の麻上布
- 一 五泉及山邊里の袴地
- 一 木綿縞
- 一 絹綿交織

第一項 白木綿

白木綿は吉田を中心とし附近村落にて製織し一時は遠く信州野州方面に出せる

のみならず近く三條及白根の染緋中形裏地手拭等の染生地として其産額百萬反に達し農家副業として隆盛を極めたりしか遠州尾州並に泉州木綿が最新式の動力織機を應用して以來品質統一價格低廉なる爲め本縣に於ても盛に其製品を輸入にするに至り足踏織機に依れる吉田白木綿は殆んど全滅し今僅かに動力織機にて經營する三條・峯燕の三四工場に依り其一部を維持せらるゝのみとなれり然れとも現今の該工場は其規模小にして將來の維持頗る寒心に堪へざるものあり

第二項 輸出羽二重

輸出羽二重日露戰役當時内地織物の不景況に陥るや官民共に同品に力を盡し爲に斯業の經營縣下各地方に起り三十七年には其機臺數二千二百六十四臺其産額三萬二千疋價格六十二萬五千圓に達し又縣は製品の統一を計る爲め縣立精練場を加茂町に起したりしも元來縣下各機業地の組合は箇箇分立統一作業に不便なると一度内地織物の景況恢復するや忽ち轉業し専心從事するものなく翌三十九年度より殆んど其影を留めず唯現今僅に其當時より専心從事しつゝありし中魚沼郡千手町の丸山文平工場にて年産額約十萬圓古志郡東谷村大字栃堀に同業者十數戸より組織する高波織物生産組合に於ける年産額約十一萬圓の輸出壁羽二重を見るのみ而して該事業は今尙ほ前途有望なり

此の如くにして輸出羽二重の衰微其極度に達したりと雖之に代ふるに輸出羽二重の副産物とも見るべき内地向小幅羽二重の物興を見るに至れり

第三項 十日町平透綾

羽織地として久しく世に歓迎せられたる平透綾は十日町以外の村落か唯一の副業として中魚沼郡一圓及北魚沼郡南魚沼郡東頸城郡松之山方面に互り盛なる事業なりしか世の嗜好の變遷に伴ひ三四年以前より全滅の悲境に陥り爾來十日町問屋有志者の盡力により巡回教師數人を派遣して縞縞の織方を教へ一昨年來全部同品に變し漸く其事業を恢復するを得たり然れとも此縞縞と雖常に其組織及意匠をして世の流行に伴はしめすむは亦再び前轍を踏み衰滅を免れざるに至るやも計り知るへからず

第四項 麻上布

古來より魚沼三郡東頸城及信州下高井郡一部の農家の副業として盛況を極め一時年産額二十萬反價格百萬圓に達したりしか同品は意匠の改善時勢に伴はず遂に退縮を免れざるに至れり近く滋賀の年産百萬圓石川縣の年産四十萬圓の盛況を有する敵地あるに拘らず本縣は年年著しく其産額を減し大正二年度の如き僅

十五萬圓に過ぎず今は唯小千谷方面に於ける絹麻交織又は擬麻物の新製品の爲に統計上其産額を維持するのみ然れとも本品必らずしも絶対に絶望すへきに非ず其組織方法竝に意匠に改善を施さは前途恢復すへき見込なきにあらず

第五項 袴 地

山邊里及五泉平は古來より本縣の特産として知られたるに近年甚たしく衰退して五泉平の如き一時二十戸に及びしに今は僅に二戸にして其形骸を存するに過ぎず山邊里平又其地質風合價格共に變化に乏しく爲に時流に副はざるの憾ありとす

第六項 木綿縞

以上記する外有名なりし村松縞(木綿)の全滅は舊習を頑守せると販賣方法の龜田小須戸方面に及はざりしとに因れるか如し然れとも同地は爾來代りて生羽二重及生絹の産地とし近年發展を見るの狀態にあり
葛塚木綿縞又前途憂慮すへきものありて而も未だ代用事業とすへきものなし故に今後一段進歩せる絹綿交織物に移り且つ其販賣方面を改良する如きは適切の施設ならむか

其他龜田縞等も決して好況の位置に在るものに非ず一般に本縣の木綿縞は昔年染色及地質の堅牢を以て世に知られたりと雖もすれは其經營時代の進運に伴はず遅延として進まざる狀態に在るも獨り綿結城縞に至りては其賣行き比較的良好にして在來の縞業者は競うて綿結城の製造に轉しつゝあるものゝ如し是れ蓋し木綿縞は前述の如く他の競争地に壓迫せられ販賣上多大の困難あるに比し後者は其販路比較的的安全にして且つ取扱者の確實なるにより此の如く變じたるものと見るを得へし

第七項 絹綿交織

本縣絹綿交織中最も主たるものは柞蠶節にして明治三十九年頃より急に増加せるものなり是れ蓋し戦後の事業勃興の結果絹綿交織の進歩著しく外觀風合純絹織物と區別し難きものすらある程なり又世の需要者も之か使用に傾き爲に本縣柞蠶節も漸く世に認めらるゝに至れるなり現今見附町は其主産地にして年年世の流行に伴ひ巧に意匠を施したる結果在來縣内及其附近の需要に過ぎざりしもの今や進んで京阪地方より時時仕入に來れる程にして縣下各地に於て之か製造に注目するに至れる有様なり

第四款 産額狀態

種年次	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年
內地羽二重	八、二八二	六、八四九	六、二〇一	五、七二二	三、〇七五
生絹其他	一一六、二五四	九六、七五九	九六、〇五〇	九七、二六一	五二、八九〇
節 紉	三、四九四	四、一〇一	八、四〇〇	一、二五三	一、〇六二
節 紉 交織	一、八八一	三、五五八	一六、二三〇	二四、八六五	二〇、一七〇
綿 結 城	一〇、八九七	一、六七二	九、八四一	一、二七一	五、一九八
木 綿 結	二八、四二〇	六、三三〇	四、四八〇	七、一七二	二八、六六〇
雙 子 綿	八六、八七二	五、四三〇	六、七二〇	一一、〇八六	二六、三三三
上 雙 子	一〇四、二四五	五、七一〇	五、四三三	四九、〇四八	六〇、五〇〇
越 後 綿	七八、三七〇	六、八四四	五八、九六四	四八、七四四	五六、三八六
特別越後	八六、二〇七	七〇、七〇三	八一、九九五	八七、二八七	七四、八六九
瓦 斯 綿	二二、三九八	三、五八七	二、〇〇三	八八、五六七	七四、五三〇
特別越後	一一、六一八	三、五九二	一、八一〇	二、六七三	五、一三六
瓦 斯 綿	七、〇〇三	四、〇一九	一、六三九	二、四二三	五、〇八〇
瓦 斯 綿	七、〇〇三	一、四四七	一、四四七	三、八八五	四、四〇四
瓦 斯 綿	七、〇〇三	一、〇一七	一、〇一七	九、二六〇	四、四〇四
瓦 斯 綿	七、〇〇三	一、一九二	一、一九二	一六、五五八	九、五七〇

四 栃尾織物同業組合

種年次	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年
小 倉	二、二四九	一、九一七	一、九八二	一、三一六	九七〇
納 戸	六、七四六	五、四八三	五、九四六	四、〇〇六	三、四九〇
紺 無 地	九、五五五	一、〇五一	一、五八五	七六八	一、一九三
白 木 綿	一、八二五	九、五九九	一、四三五	六九〇	一、〇七〇
上 布	二、五七九	一、四七八	一、七二九	一、〇三八	一、三二九
旭 織	四三、〇七五	三四、〇七二	三二、二六三	二一、八七二	一三、四八九
綿 布 雜 物	三二、三〇六	二二、九九〇	二四、一九七	一五、四一〇	七、九二〇
合 計	六、四六九	一八、二七〇	二〇、二九一	二二、四	二一、六七〇
合 計	一一、九〇二	六、一〇一	一八、二七〇	二二、四	二一、六七〇
合 計	二六八、四七九	一九八、七八三	二二一、一七二	二二一、〇三三	二〇三、三一七
合 計	四四六、五七六	三〇五、七二九	三四四、〇〇一	三六四、五五三	三四三、〇九〇

種年次	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年
納 戸	三七、七〇〇	三六、四六〇	三五、一六八	三二、六六〇	三八、九〇三
納 戸	二五四、七五〇	二四六、三七〇	二三七、六四一	一九一、〇八七	二五三、四三〇

種類	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年
節絲類	一六二、五六〇	一八〇、八五三	一八六、二一八	二二六、一七三	二四三、六六二
生絹類	八二三、七四五	九七二、六二七	一〇六八、四一九	一二六九、五五九	一、三三九、七二七
合計	二九〇、二〇〇	二八、三七六	二七、九七一	二六、七〇〇	一六、一七六
合計	三九二、六〇〇	三八一、九四〇	三七七、一三八	三四二、一七〇	二七一、二四六
合計	二二九、二八〇	二四五、六八九	二四九、三五七	二八五、五三三	二九八、七四一
合計	一、四七一、〇九五	一、六〇〇、九三七	一、六八三、一九八	一、八〇二、八一六	一、八六四、四〇三

五 見附織物同業組合

種類	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年
羽二重	一七、一六六	一八、四五八	一九、五六八	一六、五八四	一〇、八〇三
八橋	一七、五九六	一三二、二九七	一四二、三三六	一四、八七九	六九、一三八
節織	三、五一四	一〇、二三四	一一、二六二	一四、四五四	九、四六六
飯能織	三〇、九五〇	八五、三六九	一一五、五二八	一一四、八六三	七二、〇四一
節織	六、七三五	六、八〇九	三、四七六	五、九一〇	二、三二〇
節織	二八、一六〇	二八、三七四	一四、三八一	二五、一四五	一〇、〇三七
節織	六八四	一四	六	六、一四〇	一五、〇九四
節織	三、一一三	四八	二一	一七、八七九	六二、八九七
飯能織	一一、八八四	一七、四一六	二〇、二一四	一、五一九	一〇、一六五
飯能織	三一、九三九	四八、二三一	六三、九八三	五、四八三	三一、八九七

種類	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年
新節織	九三、八八〇	八七、六〇四	一四三、三五〇	二一八、四二五	三九八、九一〇
新無地	二二〇、七三六	二〇五、一六一	三三七、七一九	四七七、三二一	八二五、三八五
新地	一、六三四	二、三九二	五、一六一	四、三四六	四、八九一
新地	六二二	四、九五七	一〇、六〇四	八、六八五	九、七一
新地	三、三四〇	二、三五三	四、三九八	六、九五六	一、六七七
新地	一〇、二〇四	七、一五三	一三、一一三	二〇、五九五	四、九五三
新地	三、一〇三	一、三三九	九〇〇	二〇一	四、九五三
新地	六、二七八	二、五〇七	一、八二四	三七九	四、九五三
新地	二五四	六〇	一、八二四	三七九	四、九五三
新地	五五三	一三一	九九一	四、一一〇	四、〇六八
新地	二、〇一〇	七〇一	二、三六二	一〇、二五一	八、七五〇
新地	四、六七五	一、六八一	三、九六〇	三、一三八	一、三二五
新地	八、五七九	五、〇〇五	三、九四六	二、九五二	一、四五三
新地	九、三六五	四、九七一	八三、八八六	八九、六七九	三五、一四七
新地	一二七、三六一	九四、〇五一	一〇三、七一六	一〇三、九七二	四〇、六五八
新地	一五七、六二一	一一六、四八四	二二、四七〇	二二、一〇八	一三、八三〇
新地	二四、八四一	一八、七六九	三二、八八四	三二、七六〇	二一、一三三
新地	三二、九七五	二六、一七八	四一、八八八	五三、四九一	四〇、六五八
新地	一三、三三三	一九、二一〇	六三、四八九	八九、四九九	八七、九九七
新地	二一、九八一	二九、二八五	一二、一〇三	一五、七一九	六、七八五
新地	三、三五	四二	七	三、四五八	一四、六九二
新地	六、八四二	八、二一五	二九、九九二	一五、七一九	六、七八五
新地	一四、九九八	一七、九四七	二九、九九二	三、四五八	一四、六九二

種類	年次	
	明治四十二年	明治四十三年
合計	二四八、三三三 七〇二、九〇六	二六九、三九九 一、〇八四、一〇〇
其他		
羽二重	四六、八一五 一、〇四九、五四七	五七、九三三 一、二一八、一三三
壁羽二重		
斜子	一六、四六五 四二六、四四三	一六、五三八 四二六、三四〇
八ッ橋	一八、二〇一 七一九	五、三八〇 四三六
袴	一四、六〇〇 三一、三六五	二、四三〇 二七、八九六
袴羽二重	六八八	四三九
種次	明治四十四年	大正元年
合計	一、一〇六、六三九 二、六六三、九一四	一、一三九、四二二 二、九二二、四六六
其他		
羽二重	四七、九〇六 九九九、五一四	五五、九六七 一、一四一、六一四
壁羽二重		
斜子	二〇、二六三 四三三、九七二	二一、一四七 四三六、四七四
八ッ橋	五、四四〇 三〇六	三、八〇三 六四四
袴	三、〇八二 二、七七四	九、二七五 三、一九九
袴羽二重	九四	五九九
種次	大正二年	
合計	一、一七五、〇九〇 三〇六、七九九	一、四四九、四九四 一八四、九一〇
其他		
羽二重	四二、一七六 八四七、六四五	四二、一七六 八四七、六四五
壁羽二重		
斜子	一四、〇二二 二八八、一一八	一四、〇二二 二八八、一一八
八ッ橋	二、六五九 五、〇一三	二、六五九 五、〇一三
袴	二、三七七 三三、九四三	二、三七七 三三、九四三
袴羽二重		

七 五泉織物同業組合

種類	年次	
	明治四十二年	明治四十三年
合計	二八九 五、三四〇	一〇六 一、六五三
其他		
生絹	三、二四五	二、六七二
絹帶		
絹紡	六七、二一五 一、五四一、六八七	七八、〇五五 一、六八六、九三〇
合計	一、五四一、六八七	一、四八〇、五四二
種次	明治四十四年	大正元年
合計	一、〇五六 二、三〇〇	三六九 七、八四五
其他		
生絹	二、二一三	四、四六二
絹帶		
絹紡	七、一八九〇 一、四八〇、五四二	八二、五五七 一、六五四、五四九
合計	一、四八〇、五四二	一、一九五、〇九九
種次	大正二年	
合計	五六一 一、四五一	五六一 一、四五一
其他		
生絹	一、一七五	一、一七五
絹帶		
絹紡	六〇、七六七 一、一九五、〇九九	六〇、七六七 一、一九五、〇九九
合計	一、一九五、〇九九	一、一九五、〇九九

八 村松織物同業組合

種類	年次	
	明治四十二年	明治四十三年
合計	二八九 五、三四〇	一〇六 一、六五三
其他		
生絹	三、二四五	二、六七二
絹帶		
絹紡	六七、二一五 一、五四一、六八七	七八、〇五五 一、六八六、九三〇
合計	一、五四一、六八七	一、四八〇、五四二
種次	明治四十四年	大正元年
合計	三、三六〇 六七、二〇〇	四、五〇〇 九四、五〇〇
其他		
生絹	二、〇六五 四一、三〇〇	二、四七四 五一、九一二
絹帶		
絹紡	七、七五〇 一〇、七四〇	七九 一〇、七四〇
合計	一〇、七四〇	一、二六四
種次	大正二年	
合計	五、七一四 一一、〇〇〇	五、七一四 一一、〇〇〇
其他		
生絹	二、四七三 四八、二二三	二、四七三 四八、二二三
絹帶		
絹紡	五、五一一〇 一、一七三	五、五一一〇 一、一七三
合計	一、一七三	一、一七三

種年次	種類							種年次
	納戸	紺無地	茗尺	白綿	前掛地	白綿	其他	
明治四十二年								明治四十二年
明治四十三年	七四、〇三六	六一、五九〇	一七、一四九	五〇、七二五	五六、四五〇	四八、〇一九	一五、六八二	明治四十三年
明治四十四年	七四、四〇五	六三、二四四	一四、五一一	一五、九六三	四二、一六九	七四、六一四	一七、八五七	明治四十四年
大正元年	七二、八六二	六一、九三三	一一、五九三	一三、八五二	五五、五六五	七一、一一四	二四、六二七	大正元年
大正二年	六七、〇三五	五五、六三九	一〇、七四九	一一、八二四	四三、七三四	四四、六〇九	二七、六五八	大正二年

一一 高田染織同業組合

種年次	輸出羽二重
明治四十二年	五、六二六
明治四十三年	七、五四八
明治四十四年	四、六九六
大正元年	三、〇四七
大正二年	一、二四四

種年次	種類											種年次					
	生絹	シユホン	輸出縞子	モスリ	絹織物	絹綿交織	縞木綿	色無地	白木綿	麻布	アレー下		綿裏地				
明治四十二年	三三八				二八	三三	一五、六三四	一四、〇七〇	八、二八四	六、六二七	一〇、二八六	六、一七一	三、九九八	二、三七一	一八、七五四	一六、八七八	明治四十二年
明治四十三年	二〇六				一〇五	一〇八	一〇、六五〇	八、五七八	二、六〇八	一、九六五	一〇、四五九	五、四二六	一、六七六	一、〇二四	四〇、五四八	二〇、七〇一	明治四十三年
明治四十四年	八四九				一八一	二七一	一六、三二二	一四、六八九	四、八九三	三、四四四	二二、〇五六	一三、四〇九	一、七三〇	一、三八四	一五四、六〇〇	二五、二一四	明治四十四年
大正元年					二一七	三三二	一九、五〇四	一七、七四九	五、六五二	四、五七九	二九、〇九一	二〇、三三八	一、八〇〇	一、六二〇	三七一、〇〇〇	四二、五〇一	大正元年
大正二年	三、六二四				一、八九〇	一一、六六五	二二、九〇五	二一、六四〇	五、五七一	四、八六五	一七、二〇三	一一、一八一	一、九七七	一、七七九	五六六、九〇〇	四二、五〇一	大正二年

種別	年次	中 更 捺 絹 絲 手 木 合						
		形	紗	緋	染	染	拭	付
一二 北越染物同業組合	明治四十二年	二、八九六	二、六〇六	二、八〇	二、四四	二、八二一	二、五三八	二、七二五
	明治四十三年	三、一六五	三、一六五	三、〇五	二、四四	一、九三〇	一、七三七	二、九三〇
	明治四十四年	三、九六二	四、〇八〇	四、二五	三、六一	二、〇一二	一、九一一	四、二六八
	大正元年	二、四、九二〇	二、六、一六六	三、四七〇	三、二一九	八、三一一	八、三二九	六、四五〇
	大正二年	二、六、三九〇	二、六、八五三	三、二三七	三、〇七五	八、〇五六	七、四一六	五、九一四
明治四十二年	一、四三、五三〇	二、七、二八九	三、四、九五	二、九、一三	三、四、九五	五、七、〇五一	一、三、〇一九	二、一、八〇〇
明治四十三年	一、四四、五四五	三、七、一九三	一、九、五三	二、七、九〇	一、九、五三	六、一、六四〇	一、三、一、一五	二、一、三四七
明治四十四年	一、七八、二八二	三、四、〇八八	九、三、七	一、五、六二	九、三、七	四、八、一〇〇	九、六、二〇	三、四、七、六九
大正元年	一、五九、〇六八	五、五、六、三三七				五、〇、〇〇	七、二、八〇〇	一、四、〇、〇〇
大正二年	一、四二、五〇一	六、四、八、三二〇				二、七、五〇	五、一、八二	一、三、三、八九

一三 白根染織同業組合

種別	年次	中 更 捺 合			
		形	紗	緋	計
一三 白根染織同業組合	明治四十二年	一、四三、五三二	七、一四、一〇二	七、一四、一〇三	一、二九、九、五五
	明治四十三年	一、四七、四三六	七、〇七、七一	七、四三、〇二七	一、三三、七、八三四
	明治四十四年	一、五二、三〇〇	六、〇七、〇〇〇	六、一四、三六〇	一、三八、五、五〇八
	大正元年	一、二七、二五四	三、二〇、一六一	二、九六、九五三	一、〇九、二、三三九
	大正二年	一、一六、八五一	一、六四、〇七八	二、〇一、〇四六	七、九二、〇〇二
明治四十二年	三、八七、四二四	一、六、一五五	二、二、三五〇	一、二、六六、七二一	
明治四十三年	三、九七、〇二八	二、二、五五一	二、二、三五〇	一、二、七、一、六三四	
明治四十四年	六、〇三、七七〇	一、五、〇七八	一、六、六〇五	一、四、〇五、六五七	
大正元年	五、九六、六一〇	一、四、九五〇	一、六、五〇〇	七、六七、二九三	
大正二年	六、三三、一六一	二、三、四三六	二、五、二〇〇	九、六五、九四〇	

種別	年次	裏 中 染 他 合				
		地	形	緋	手拭、石持其 他染物	計
一三 白根染織同業組合	明治四十二年	二、二九、一六〇	一、六七、六八〇	一、三六、九四〇	九、九、四五〇	五、九三、三二七
	明治四十三年	二、〇六、二四〇	一、五四、六八〇	一、一七、五〇〇	八、七、五〇〇	五、五〇、一四四
	明治四十四年	一、六四、九九二	一、二二、七四四	九、四、〇〇〇	七、四、三七五	四、七、一、五九
	大正元年	二、一五、〇九八	一、八二、三二五	一、四四、五二〇	一、三三、四七三	七、四四、四三五
	大正二年	一、九三、五八五	一、六六、四八三	一、三〇、〇六五	一、四七、六〇五	六、五一、〇二九
明治四十二年	一、二六、六八七	一、八七、一〇〇	一、三九、六八七	一、九六、四五五	六、五二、六五〇	
明治四十三年	一、七九、七四〇	一、九七、七一四	一、二二、三七五	一、九七、七一四	五、九〇、九八〇	
明治四十四年	一、四三、七九二	一、五八、一七一	九、八、七〇〇	一、四三、七九二	四、七、一、五九	
大正元年	一、九三、九九二	一、八二、七四六	一、四四、五二〇	一、五五、三九五	七、〇八、九八五	
大正二年	一、七四、五九〇	一、四九、五七四	一、三〇、〇六五	一、四七、六〇五	六、四、五、八四五	

一四 東頸城郡織物同業組合

種別	年次	東頸城郡織物同業組合			
		絹織物	綿織物	麻織物	合計
同羽重	明治四十二年	一五五	六二〇	一、四五四	六、五六八
	明治四十三年	一〇一	四二〇	一、二二三	九、九八二
	明治四十四年	一、二六八	六、四五二	一、三〇四	一三、五二七
	大正元年	一、五八八	九、六四七	一、三八二	一八、八〇六
	大正二年	一、四六五	八、四一七	一、〇八六	一六、六二六

備考 綿織は菱里村絹織及麻織は松の山附近より十日町市場に出す絹織は從來平透綾羽織地なりしも今は全部綿織に變せり

第二項 同業組合區域外製品五箇年統計

南魚沼郡

種別	年次	南魚沼郡	
		絹織物	綿織物
同羽重	明治四十二年	一、〇〇〇	三、七五〇
	明治四十三年	七〇〇	二、六六〇
	明治四十四年	二、四七三	二、六六二
	大正元年	一、七五八	一、一六六
	大正二年	一、七三二	一、三七七

種別	年次	同業組合區域外製品五箇年統計												
		斜子	絹織物	平絹	同透綾	同其綾	絹織物	絹織物	麻織物	同其布	同上布	同其布		
同羽重	明治四十二年	五〇	二〇〇	三、七五三	一、七九四	一、〇四六	四、三四六	一、四二二	八〇、一四三	六六	三、五八五	二、五二〇	二、三〇〇	八一〇
	明治四十三年	五〇	二〇〇	三、七五三	一、七九四	一、〇四六	四、三四六	一、四二二	八〇、一四三	三、一四七	三、一五九	二、四、五九一	六、四三九	七、一八五
	明治四十四年	八二	六五六	一、七五八	一、二八〇	三、〇九九	二、四七三	二、五二七	一、九六五	八、四六〇	八、四六〇	七、四一七	一、八六一	二、〇五〇
	大正元年	六五六	一、七五八	一、四〇六	八二〇	一、七五八	一、七五八	一、七五八	一、七五八	七、四八七	七、四八七	六、三三三	一、三七四	一、六、四八八
	大正二年	七、二一六	四、二、四六三	一、七五二	一、二七八	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	六、二二六	六、二二六	五、四、〇五二	一、二七四	一、五、七九四

五見 附

當地は柞蠶應用絹綿交織を以て其名高く近年著く發達し來りしと雖未だ有力なる販賣者の少なきを遺憾とす

六加 茂

羽二重絹を以て其主なる製産地とす綿織物は今尙正藍によるもの過半に近しと雖近年次第に化學染増加し來り且つ綿結城製造者漸次増加の状態にあり

七五 泉

當地は生絹織物にて縣下第一を占むると雖近年金融頗る亂調に陥り到底生絹類のみにて立つ能はざるを自覺し目下織物の種類研究に苦心しつゝあり

八村 松

近年生絹織物著しき進歩し來りしと雖其規模小にして未だ動力利用者なく爲に世間より認められざる状態に在り尙ほ輸出物につき腐心しつゝあり

九龜 田

當地は木綿縞を以て有名なる所なりと雖現今年減少し之に代るに綿結城は次第に増加しつゝある状態なり之れ蓋し當地には金融機關なきを以て木綿縞の販賣に影響を來し爲に比較的賣り易き綿結城に變化せし次第なり

十高 田

當地は「ブレイド」及び輸出羽二重を以て其主なる製品とす然れども從來の高田羽二重會社の富山模範工場と合併せられてよりは羽二重製織を中止して「シユホン」縞子の製織に従事するに至れり尙ほ木綿縞ありと雖今日は自逆的に僅少の製造を見るのみ又當地の染物は地細工の賃染多し

第四項 染織に關する特種製品

一「バレンレース」

本品は歐米輸出品に屬し縣下主要産地は新潟長岡高田の三市にして之れに次くものを柏崎與板の諸町とす其製作の手續は原料を總て横濱の貿易商館より受け盡く婦女子の内職を利用し工賃請負にて製作す年産額推算約五十萬圓にして本邦輸出額の七割は本縣にて生産す取扱業者の主なるもの新潟市東洋物産株式會社長岡市矢島安平高田市飯島常七柏崎町小林榮治與板町近藤與造等にして製品は外國よりの註文に依り廣狹竝に意匠に差異あれども重に寢臺掛「ピアノ」掛窓掛椅子掛枕掛皿敷等の類なり本業は明治二十三年頃高田市に創始せられ婦女子の内職として適當なるものゝ一たり唯近年競争の結果工賃低廉となり此れに従事せし者漸く他に轉業し或は縣外出稼となり爲めに工女不足の傾向を呈し隨て製品亦減少を免れざるは遺憾なりとす

二「ブレード」織

本品は「パテンレース」の原料にして主なる營業者としては高田市に東洋「ブレード」合資會社、根津音吉工場及宮崎工場の三者あり新潟市に新益社あり年額約三十萬圓なりとす主として獨逸より輸入せるものに對し防遏品として此事業起り又本縣は全國中東京と共に二大産地なりしか大正元年頃より經營俄然困難に陥り大正二年に至り殆ど休業の狀態となれり蓋し激烈なる獨逸の競争を受け其結果横濱代理貿易商か本國より注文と共に來る原料を使用すれば本邦製品を自ら購入し製作するに比し多少利益あると且つ原料供給の關係上製品に苦情少なく若し苦情に遭遇するも損害少なきに因るものゝ如し且つ又從來本邦製品は之を獨逸製に比すれば其技術の熟達せざる點あり是れ亦彼等か本邦原絲の使用を好まざるに至りし有力なる一原因なりと認めらる經營法は自ら原絲を購し横濱の注文に應じ製織して一度之れを横濱に送り更に加工地に分配せらるゝなり

三麻真田の製造

近く數年前の創始にして本邦一大物産として歐米に輸出せられ年額八百萬圓に近し本業の本縣に開始せられたるは兩三年前にして原料は「マニラ」より輸入したるものを横濱商館の手より受取り此れを地方各地の婦女子の内職として結び繼かしむ一日五六錢より十二三錢位の賃仕事なり斯くして得たる麻絲を

以て經營者自ら編製機にて編み横濱に出し外國婦人の帽子の原料となすの順序なりとす然れども本業は其技術の容易なる爲め全国各地に行はれ既に已に生産過剰に苦み漸次工賃低廉となり經營者亦益薄利に傾きつゝあるを以て將來甚だ困難なる事業なりと推せらる

輸出麻真田製造統計

郡市名	種別	戸數	臺編數機	職工		大正元年	同二年	同三年 (八月迄)
				男	女			
三島郡	板島町	一	七二	一	三〇	二一、六〇〇	一四、四〇〇	一一、〇〇〇
北魚沼郡	小千谷町	一	一〇〇	三	四八	二〇、〇〇〇	一四、二〇〇	一〇、〇〇〇
岩手郡	岩手町	一	四八	二	一八	八、四〇〇	六、五〇〇	五、〇〇〇
長岡市	計	二	六五	一	二九	一四、六〇〇	九、四〇〇	六、五〇〇
計		五	二八五	五	一二五	一五、五〇〇	一〇、二〇〇	七、〇〇〇

四組 紐

長岡市羽賀虎三郎に依り明治三十年一月創業せられ職工五十一人電動力機二馬力にて羽織紐六千圓、帶止六千圓、時計紐九千圓位を製し東京、京都、奥羽及縣下

五 眞田紐

北蒲原郡水原町に於て弘化元年に起り全町の事業となり四十四年の頃年産一萬反價格一萬三四千圓となり其用途は前掛紐荷物中縮桐油合羽の縁等に用ゐられしか當業者時勢の變遷に應じて推移する能はず今や殆ど全滅に陥りたり

六 絹布衣裳

本品は長岡市を主とし平羽二重綾羽二重紋羽二重等輸出羽二重の最も輕目物を用ひ外に薄縮緬をも用ひ之れに染色加工を施し模様付三ツ重男女紋附の上著無垢地白三ツ重上著男女羽織孩兒産著被衣帶等の儀式用衣裳の仕立賣事業を營業とするもの卸商五軒染業者三十二軒職工二百人にして大正二年度年産額十三萬五千圓に達し之れか仕立は主に婦女子の内職として長岡附近二里四方に互れり原料生地は主として信州村上栃堀等場違ひ物の廉價なる輸出羽二重と福井石川製の「ベケ」物を利用して其價格裾模様附三ツ重仕立上り十五六圓より二十圓前後を主とす縣下全體特に糸魚川方面より縣外は長野群馬に互り近く東京に出し京都品と競争し前途有望なり同品は高田方面にも二三經營者あるも長岡に壓迫せられ年年衰退の傾向を免れざるものゝ如し

第三節 事業の缺點及其改善方法

第一款 原料の需給

第一項 原料消費狀況一覽

本縣下染織同業組合十四箇所の内新潟染織同業組合を除く(新潟組合は不判明)十三箇所の區域内に於ける一箇年の消費高次の如し

種類	数量	價格	主なる仕入先地名
生絲	六八、二四九	三、七二二、七二五	縣下
玉絲	二二、〇二三	四七四、〇三〇	信州、三重、愛知、群馬
絹絲	二三五	九、一二五	縣下
絹紡	二五、四四二	八、三〇八	京都、大阪、東京
柞蠶絲	二五、四四六	三四五、七六九	大阪經由、長野
紡績絲	三六一、二八五	一、三八七、五九九	東京、大阪、愛知
「シル」	一、六〇八	一〇、六三五	東京、大阪
瓦斯糸	六、四四六	三七、六四〇	大阪、東京
苧麻	一、一〇二	二二、〇四〇	山形、福島
染布	一、七七一、三九〇	一、二四六、六三四	綿布、縣内、大阪、愛知
擬絲	一、二〇〇	一一、〇〇〇	綿布、縣内、石川、岐阜
其他	五、六一四	七四、七二〇	地方にて加工す
合計		七、三六二、二二五	京都、大阪

原料

尙ほ之に組合以外の消費高を合算せば一箇年八百萬圓を下らざるへし

町種別	生		玉		絲	
	数量	價格	数量	價格	数量	價格
村松町	四二〇	二〇五、〇〇〇			三〇	九、〇〇〇
五泉町	一八二	二〇、〇〇〇				
龜田町						
小須戸町						
白根町						
加茂町	一四九	八八、二五〇				
見附町	二五七	二七、三六〇	一五〇	三九四、九〇〇		
三條町						
枋尾町	七四三	三三、五〇〇	一九七	四〇、〇〇〇		
長岡市	七九〇	四一、〇〇〇	四八〇	一〇、五〇〇		
合計						

町種別	絲		種		紡	
	数量	價格	数量	價格	数量	價格
小千谷町	一八六〇	九六、〇〇〇	一	二五		
十日町	一七、三五〇	八、一七五〇				
高田市	六八四	四二、九六〇	二七	二、三六一		
新潟市	六、二四九	六、三三三	二、〇三三	四七、四〇〇		
合計						

町種別	紡		織		絲	
	数量	價格	数量	價格	数量	價格
村松町	五	一九〇	一、三三〇	四七、五〇〇		
五泉町	二、五五	一、〇〇〇	一、五九六	四七、五〇〇		
龜田町	三〇	一、〇〇〇	九、六一八	三六、六八八		
小須戸町			五、七三二	三〇、一三三		
白根町			九、六〇〇	三〇、〇〇〇		
加茂町			四、七三二	一三九、八六三		
合計						

町種 名別	数量	價格	輸入先	方取 法引	町種 名別	数量	價格	輸入先	方取 法引	町種 名別	数量	價格	輸入先	方取 法引
加茂町	七三三	四三三	三攝	重津同	見附町	二五	六六八	大東	阪京現金取引	二四六九二	三六六二支	那同上	阪京同	上
三條町	一〇〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	縣内五分	方取	三條町	二五	六六八	大東	阪京現金取引	二四六九二	三六六二支	那同上	阪京同	上
白根町	六五八四	四九七九	縣内、尾州	直接又は	三條町	二五	六六八	大東	阪京現金取引	二四六九二	三六六二支	那同上	阪京同	上
長岡市	三三三三	六七五	縣石川及本	直接	三條町	二五	六六八	大東	阪京現金取引	二四六九二	三六六二支	那同上	阪京同	上
合計	一六〇八	一〇六六	大東	阪京現金取引	合計	二五	六六八	大東	阪京現金取引	二四六九二	三六六二支	那同上	阪京同	上
小千谷町	二	〇	大東	仲買の手	小千谷町	二	〇	大東	仲買の手	七五〇	九〇〇大	阪を仲買の手	京仲買の手	野直接購入
十日町	〇	〇	大東	仲買の手	十日町	〇	〇	大東	仲買の手	四	八長	野直接購入	京仲買の手	野直接購入
高田市	五	三六	大東	仲買の手	高田市	五	三六	大東	仲買の手	二五	四二五〇	京	京	京
新潟市	一〇	三六	大東	仲買の手	新潟市	一〇	三六	大東	仲買の手	二五	四二五〇	京	京	京
合計	一六〇八	一〇六六	大東	仲買の手	合計	二五	六六八	大東	仲買の手	二五	六六八	大東	仲買の手	上
村松町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	村松町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	二五	六六八	大東	仲買の手	上
五泉町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	五泉町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	二五	六六八	大東	仲買の手	上
五泉町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	五泉町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	二五	六六八	大東	仲買の手	上
小千谷町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	小千谷町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	二五	六六八	大東	仲買の手	上
合計	一六〇八	一〇六六	大東	仲買の手	合計	二五	六六八	大東	仲買の手	二五	六六八	大東	仲買の手	上

町種 名別	数量	價格	輸入先	方取 法引	町種 名別	数量	價格	輸入先	方取 法引	町種 名別	数量	價格	輸入先	方取 法引
加茂町	七三三	四三三	三攝	重津同	見附町	二五	六六八	大東	阪京現金取引	二四六九二	三六六二支	那同上	阪京同	上
三條町	一〇〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	縣内五分	方取	三條町	二五	六六八	大東	阪京現金取引	二四六九二	三六六二支	那同上	阪京同	上
白根町	六五八四	四九七九	縣内、尾州	直接又は	三條町	二五	六六八	大東	阪京現金取引	二四六九二	三六六二支	那同上	阪京同	上
長岡市	三三三三	六七五	縣石川及本	直接	三條町	二五	六六八	大東	阪京現金取引	二四六九二	三六六二支	那同上	阪京同	上
合計	一六〇八	一〇六六	大東	仲買の手	合計	二五	六六八	大東	仲買の手	二五	六六八	大東	仲買の手	上
小千谷町	二	〇	大東	仲買の手	小千谷町	二	〇	大東	仲買の手	七五〇	九〇〇大	阪を仲買の手	京仲買の手	野直接購入
十日町	〇	〇	大東	仲買の手	十日町	〇	〇	大東	仲買の手	四	八長	野直接購入	京仲買の手	野直接購入
高田市	五	三六	大東	仲買の手	高田市	五	三六	大東	仲買の手	二五	四二五〇	京	京	京
新潟市	一〇	三六	大東	仲買の手	新潟市	一〇	三六	大東	仲買の手	二五	四二五〇	京	京	京
合計	一六〇八	一〇六六	大東	仲買の手	合計	二五	六六八	大東	仲買の手	二五	六六八	大東	仲買の手	上
村松町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	村松町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	二五	六六八	大東	仲買の手	上
五泉町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	五泉町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	二五	六六八	大東	仲買の手	上
五泉町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	五泉町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	二五	六六八	大東	仲買の手	上
小千谷町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	小千谷町	三三〇	二五〇〇	大東	仲買の手	二五	六六八	大東	仲買の手	上
合計	一六〇八	一〇六六	大東	仲買の手	合計	二五	六六八	大東	仲買の手	二五	六六八	大東	仲買の手	上

高田市	九四三三三	一五、二八六	京都、丹波、長野、越前、王子、加賀、前野、遠州、布、綿、織	延取引	1/1100	11/1000	地方にて東京、京都より購入	五、五八三	七、七〇〇大	阪現金取入
小千谷町					1/1100	11/1000	地方にて東京、京都より購入	三	四、〇〇〇大	都直接購入
合計	二七二、元一、三六六							五、六二四	七、七〇〇	

本縣下一箇年の機械絲座繰絲の産額を合算せは約五萬四千三百五十貫目なるに本縣機業により消費せらるゝ一箇年量は縣下十三箇同業組合地區内のみにてさへ六萬八千二百四十九貫目之れを縣全體にせは優に七百萬貫目以上を消費するものと推算せらるゝ有様なり然るに本縣産生絲中縣内にて消費せらるゝ量は約三萬貫にして結局本縣の織物に消費せらるゝ量に於て約四萬貫目を他より仰かざる可らざることゝなるものなり其取引状態は多く現金取引と稱へ居れども實は延勘定のものも亦多數にして中には日歩を拂ひつゝ一箇月位まで延へるもの少なからず

玉絲は縣内産約一千貫目にして縣内消費高は二萬二千貫目に達するを以て不足分は信州群馬福島等より購入し一箇月延勘定の者多數なり

柞蠶絲は全部縣外にして滿洲及支那産多數を占め偶、信州産柞蠶絲を使用するこ

とありと雖高價なるを以て特製品に使用するのみなり滿洲及支那産は大阪の商人より購入し一箇月又は二箇月延の勘定をなすもの多數なりとす

木綿絲は全部縣外にして紡績絲雙子絲は大阪の攝津紡績最多數を占め次は愛知(三重紡)東京にして瓦斯絲は主として東京を多しとす尙ほ染絲緋絲等を愛知東京等より購入するものあり此等は自ら染織を施すよりは色絲を購入する方利益ある場合又は自ら加工し得ざる染絲等を得んとする場合に購入するものにして其數多からず而して三等木綿絲の購入方法は各地により夫夫異り大機業者は直接原料商より荷爲替によりて購入するものあり又小機業者は其地方の原料商より日歩を拂ひつゝ延勘定にて購入するものあり又織物仲買商より原料を仰き製品出來後其原料代を差引くと云ふ方法を取るもの等種種多なれども未だ共同購入をなすもの少なし偶、龜田町に有限責任染織信用購買組合あれとも創立日尙淺く未だ好成绩を見ず又加茂町葛塚町に於て秋期に共同購入をなせしことありしか豫定の成績を見るに至らざりき

苧麻は全部福島縣會津及山形縣の最上等より仰き縣内に於て手工的に紡み以て使用しつゝあり以前は機業者自ら紡みたるものなるも現今は經絲用、選絲用に區別して農家の冬仕事に依りて紡み出され市場に販賣し機業者は市場より適意所

要の絲を購入し得るに至れり

次に染布生地に就ては紋羽二重羽二重縮緬綸子等は長岡高田方面の衣裳用に僅かに使用せらるゝも主として白木綿の供用多く一箇年百二十萬反以上の使用高に達す而して此等木綿生地は以前は本縣内にて相當製造せしものなりしか近年大阪愛知三重東京等に於て機械力を應用して廉價なる生地を販賣せし爲縣内の生地製造漸く劣敗に陥り現今一箇年五十三萬餘反なるも此等の内白生地のまゝ供用せらるゝもの少なからざるを以て結局他府縣より多數の輸入を仰かざる可らざるの状態なり尙本縣に於て白木綿製造上不利の點あるは次の事情によりて知らるゝ所なり

次に木綿絲と綿織物との關係を觀るに現今白木綿、金巾等の製造に従事せむには先づ紡績會社を起し原料を容易に需め得る方法を採らされは成效せず即ち近時此等織物は甚しく薄利多賣主義となれるを以て工費節約運賃低減を第一の手段とせされは競争に打勝つ能はず故に數年以來紡績會社自ら製織を兼營するに至れり而して總造り運賃等の諸費を省き紡績し終りたる絲は直ちに「トップ」(紙管)の儘自己の織工場に移し織工場は更に荷解き總解き(絲操)の工費を減し「トップ」より直ちに經絲整經をなすを得るなり今紡績絲一俵の荷造運搬費を約五圓とすれば

之を再び機業家に於て更に荷解繰返し管卷をなすか爲め約六圓を要し合計十一圓となり一俵より四百反の白木綿を製し得るものとすれば一反に付約三錢弱の利差を見ることゝなる亦吉田方面の農家か足踏機にて製する白木綿一反の織賃は四錢乃至四錢五厘なり紡績會社の織工場にて機械織の織賃は一反二錢乃至二錢五厘なり即ち吉田にては紡績會社の織工場にて製するものより織賃に於て一錢五厘乃至二錢多額に支拂ふ上に原料の荷造運賃に三錢弱多く出す譯なり但し一方に固定資本の利子並動力費あれとも利子動力費の如きは多數の製織反數に配當すれば頗る少額にして結局農家副業として競争甚だ困難たるを免れず稿木綿亦漸次同一傾向を生しつゝあり即ち龜田の如き停車場に近き處にて紡績絲を一車積にて需むれば一反に對する運賃は現今一厘四毛なるに吉田卷方面にて求むれば三厘以上となり六日町方面にて求むれば一錢五厘餘となる此の如き状態なるを以て適當なる原料供給の方法を案出するにあらずんば本業の經營亦至難なりとす之を要するに本縣下染織用原料購入状態は種種雜多にして機業者は知らず識らずに割高のものを使用しつゝあるの状態なるを以て今後金融機關の完備と共に各同業組合の統一を計り不利の舊習を打破して共同購入の如き有利の購入方法を講し以て廉價にして統一せるものを使用するを以て極めて適切とす

第二項 原料と製品との關係

絹織物産地に原料生絲を生産せしめ又は製絲の産地に絹織物を起さしむべきは地方産業發達の相互關係上一見すれば有利にして獎勵せざるべからざるか如き觀あるも其實際に於ては必ずしも相互相俟つを得ざるものとす蓋し之を供給者側より見れば集散地たる中央市場に於ける代金勘定は即金なるに反し地方の需要地に於ては現金取引を標榜する場合に於ても其實際に於ては横濱市場の如く敏活に代金の回収を得ず又製絲家は其時の見込により有利と認むる品等を選び製絲をなすも地方需要者は必らずしも其品等の生絲を要求するものにあらざるか如し又之を需要者側より見れば地方の製絲家よりも中央市場より購入すれば其需要の何時たるに拘はらず其希望の絲の而も統一せる品位のものを自由に買ひ得るの便宜ありとす而して又製絲業者は可成的高價に賣らんとし需要者は常に廉價に購入せんとするものなるか故に其販賣時期と購入時期は常に一致せざるのみならず其職工に於ても製絲業と機業とは互に競争の位置に在るを免れず之を以て見れば製絲業と機業とは全然別職業にして其地方の製絲を以て直に其地方の機業に使用せしめんとする如きは必らずしも期待し得べき事實にあらず

然るに綿絲製造即ち紡績業にありては全然工場的にして其品質種類共に自由なるを得るか故に其工場附近に綿織物製造所を設くるときは其經濟上の收益も大なるを以て直接機業者に便利を與ふる餘裕ありとす之れ綿絲需要者は生絲需要者と事情を異にするものとす

第二款 販賣の狀況並方法

本縣織物の進歩遲遅たる大原因は販賣方法の改良せられざるか爲めなり即ち他府縣の競争地か盛に京阪商人の引付策を講し或は出張販賣を試み或は製品の廣告に焦慮し或は取引上手形運用の巧なるに反し本縣當業者に於ては這邊の活動未だ及ばざるものあり固より一概に之を論するを得ざるも進歩せる今日尙箇箇別別の小賣販賣又は昔風の居坐り仲買商の取引に任せ同種製品の産地各分立して生産販賣上何等連絡團結なきを以て其製品に於て相當の價值あるも更に世に認められざるの状態に在る如きものあり例へは現今龜田縞小須戸縞加茂縞の如き各分立するも若し之れを越後縞として其名を知るに容易ならしめ販賣上勢力を増大するを得べきか如し

せらるゝものにして製産地より直接に東京其他地方に販賣せらるゝものは頗る少數なり

ロ 取引状態
殆ど委託販賣の法に依るものにして目下現金取引に移りつゝある状態に在りと雖未だ普及せず

ハ 勘定方法

二
製品は直に販賣業者に引き渡さるゝと同時に内金を取り月末又は翌月の上旬に精算しつゝあり但内金を取りたるものは精算まで日歩を拂ふものとする
練絹織物類

イ 販路

京阪東京大部分を占め同地より各地に販出せらる

ロ 取引状態

主として現金取引にして十一月より翌年四月頃まで最も多く取引せらる各地仲買者問屋等生産地の仲買者の宅に來り現物により價格を定め註文をなし行くもの最も多し又間間競賣會を組織し居れるものもあり

ハ 勘定

勘定は著荷送金又は現金と雖多くは一箇月位延へられつゝあり而して京阪

東京等の得意は回収早けれども其他の地方は一般に遅延すへきを普通とす但し手形は一地方に限り僅に用ひらるゝのみなり

ニ 仲買者
買繼者は總て生産地にありと雖長岡又は柏崎の行商人により販賣せらるゝもの亦少なからず

三 絹綿交織

イ 販路

京阪縣下奥羽北海道の順によりて最も多く販賣せらる

ロ 取引

小賣をなすものありと雖最も製造時期の盛大なる時に於て各地の仲買者來り仕入するの状況は練絹と同様なりとす

ハ 精算

練絹類と同様京阪東京は一箇月延となり居りて手形を用ゆるものもあれども未だ普及せず東北縣下は二箇月延となり居るものとする

ニ 仲買者

各其の生産地に在りと雖長岡及び柏崎の行商人等によりて取扱はるゝもの少なからず

四 綿織物

イ 販路

綿結城類は主として縣外殊に關西地方に最も多く販賣せられ縣内消費は頗る少數なれとも其他の木綿縞にありては縣内六分縣外四分となり居り縣外と雖も奥羽北海道等多數を占め居れとも往往他縣の産地により壓倒さるゝ傾向あり尙ほ近年北陸地方(富山共進會以後)に販路を開きたるものありと雖も未だ數ふるに足らず

ロ 取引方法

縣外に於ては見本を提供して資金回収旁註文を取りつゝある所謂出張販賣をなすもの少なからざるも未だ他縣より仲買者來り仕入るゝか如き盛況に至らず僅に綿結城の常に註文によりて送荷しつゝあるに過ぎず縣内は地方の仲買者又は小賣卸商の仕入れに來るを待ちて販賣しつゝあるものと直接販賣をなすものとの二様あり

ハ 勘定

縣外は一箇月又は二箇月にして東北北海道の回収遅きは前述の通り縣内又回収早からず甚たしきは半年拂位と爲せるものなきにあらざ

ニ 仲買

五 麻及交織

イ 販路

買織等は其土地に依り一樣ならされとも主として長岡加茂等に最も多く從て之か集散中心たるの位置を爲せり

ロ 取引

春及秋に於て最も多く絹織物と略同し尙ほ註文によるもの少なからず

ハ 精算

京阪は凡て現金にして地方は一箇月延へを多しとす内金を取る時は日歩を拂ふものとす(鹽澤地方)

ニ 仲買者

鹽澤町十日町小千谷町柏崎町に最も多けれ共小千谷町を以て取引の中心とす

六 染物類

イ 販路

製品に依り異なりと雖緋類は東北北海道は機械捺染に壓倒されつゝあるを以て目下は關西地方に多數販賣せられつゝあり其他は殆ど縣内とす

ロ 取引

註文によるものにして見本取引最も多し

ハ 精算

一 箇月又は二箇月延最も多し

ニ 取扱者

六 三條・加茂長岡に最も多く各出張して販賣す

第三項 委託販賣方法の適否

元來本縣産白絹の發達は京都の需要に起因せしものなりと雖其殆ど唯一得意地とも稱すへき京都に對して尙直取引を開始するの機運に到達し居らすして從來漸く委託販賣の機關に依り以て其販路の維持に努めつゝ今日に至れるものとす委託販賣の方法は製造者は委託販賣業者(仲買問屋又は其專業者)に製品を委託して一定の手數料を拂ひ且つ運賃倉敷料保険料等を負擔して以て販賣方を一任し其製品の販賣せられたる後に精算勘定を受くるものとす但し製品を委託すると同時に八分金と稱し其價格の八掛を内金として借り受け次回の製造資本となすの便あり之れ有力なる金融機關の一たり其内金に對しては相當の日歩を拂ふものとす此方法は新製品を出來し其品の商品として價值あるや否や不明なる場合等に於ては最も適當なる方法と謂ふを得へし然れども其缺點として擧ぐべきは

一 委託販賣業者は手數料を唯一の收入とするものなれば製品上に於て別に責任なく唯徒に手數料の吸收にのみ努むることゝなること

二 此手數料は前金にして其賣上代金の割合によるものに非ずして百々に付き十錢或は十一錢と定めあるものなり故に其製品の販賣上無責任に流れ易きこと
三 其製品にして若し長期間賣却せられざるか又販賣業者にして敏活に販賣せざるかの時に當りては其期間に於ける内金の日歩及其他の雜費の愈増嵩するのみにして爲に製産者の負擔益昂上すること

四 其製品の賣却せられざる期間に於て萬一相場の下落到遭遇せむか其差額は全然製産者の負擔となること

五 製品にして萬一長期間賣却せられざる後其品の返戻さるゝ如き事あらむか生産者は雜費日歩に損害を受けたる上更に其製品價格に對する損失を負擔すへきこと

六 不況なる時には益製品を委託して内金を望み當業者は愈借財を高むる傾向あること

尙此委託販賣に於ける特長竝に缺點は以上の外多あるへしと雖本縣下の羽二重・八ッ橋等の生絹は前述の如く主として委託販賣に依るもの多く而して時時此缺點に惱まざるゝものあり又五泉の如きは製品單に生絹のみなるを以て其不

況なる時期には多大の困難を感ずるを以て此の如き時には常に此製品を五泉生絲株式會社(委託販賣業者)に委託して内金を取り以て繼續し來りしか近年不況の爲め機業者は多大の借財に追はれ會社又資金の回収を得ず目下互に多大の困難に陥りつゝある状態に在りとす

故に本縣下唯一の物産たる白絹類は將來委託販賣を廢し各自絹生産地互に連絡を取りて市場を立て京都地方より商人を引き入れ以て直取引(現金販賣)をなすか如きは策の得たるものにあらざるか又委託販賣を繼續するに於ては各製産地互に連絡を取り同一の歩調を以て委託販賣業者と調和を圖ると共に一方委託販賣業者をして互に連絡せしめ以て製産の調節其他の方法を講し市價を保つか如きは適切な施設なりと認む

第四項 柏崎に於ける織物行商者

越後の縮布屋と稱すれば古來より其足跡殆んど全國に及はざる所なくして柏崎商人實に其覇權を掌握し縣下の各機業地は悉く之に支配せられ又利益を受くるの有様なりき隨て此等商人の取扱ふべき柄合及販賣先の關係等は自然に一種の習慣的需給状態となりて牢として動かす可からざるものあり爲に時代の趨勢と相伴はざるの憾みなしとせず當業者亦之が改良に努めつゝありと雖未だ其弊を

一掃する能はず而して各行商者に於ては今や其販賣品の過半は他縣物産の織物を兼賣するの止むなきのみならず全然他縣品のみを行商し或は他縣品の縣内仕入に對する仲買の位置に立てるか如きものもありて越後縮布の現状は一種の巡禮的吳服行商者か或は吳服仲買業者たるか如き有様となれり而かも各地機業の發達に伴ひ國産たる縮布も亦時勢の趨向に應ずる能はずして近年其販路を他品の爲に侵蝕せられ前途憂慮すべきものあるか故に行商者に於ても大勢を看破し將來は縣下各地の機業家と一層廣く聯絡を保たしむるを要す今其行商販賣狀況概覽表を示せば次の如し

種 類	柏 崎 町		人行 員商	主なる仕入先地	主なる販賣地
	一箇年販賣數量	同上 價格			
綿 織 物	一四、七八一 ^反	二六、五一四 ^円	三六	見附町、枋尾町、長岡市、十日町、小千谷町、鹽澤町、小須戸町、柏崎町、三條町、加茂町其他	中頸城、茨城縣、岐阜縣、三重縣、千葉縣、東京府、秋田縣、山形縣、埼玉縣、大阪府、群馬縣、石川縣其他
絹 織 物	一四、二一五	八九、六九六			
麻 織 物	一八、〇七〇	九七、一四二			
計	四七、〇六六	二一三、三五二			

種 類	一箇年販賣數量	同上價格	人行 員商	主なる仕入先地	主なる販賣地
綿織物	三三〇 _反	六〇〇 _円	一三	十日町、栲尾町、柏崎町、其他	栃木縣、群馬縣、東京府、千
絹織物	七、九二一	二三、二〇四	一三	十日町、栲尾町、柏崎町、其他	縣等
麻織物	八、二五一	二三、八〇四	一三	十日町、栲尾町、柏崎町、其他	縣等
計	一五、三六六	五、一八八〇	一三	十日町、栲尾町、柏崎町、其他	千葉縣、神奈川縣、長野縣、 栃木縣、愛知縣、京都府、大 阪府、奥州其他
種 類	一箇年販賣數量	同上價格	人行 員商	主なる仕入先地	主なる販賣地
綿織物	九、〇三〇 _反	一一、二八〇 _円	一三	十日町、栲尾町、柏崎町、其他	千葉縣、神奈川縣、長野縣、 栃木縣、愛知縣、京都府、大 阪府、奥州其他
絹織物	四、七三六	二九、二〇〇	一三	十日町、栲尾町、柏崎町、其他	千葉縣、神奈川縣、長野縣、 栃木縣、愛知縣、京都府、大 阪府、奥州其他
麻織物	一、六〇〇	一〇、四〇〇	一三	十日町、栲尾町、柏崎町、其他	千葉縣、神奈川縣、長野縣、 栃木縣、愛知縣、京都府、大 阪府、奥州其他
計	一五、三六六	五、一八八〇	一三	十日町、栲尾町、柏崎町、其他	千葉縣、神奈川縣、長野縣、 栃木縣、愛知縣、京都府、大 阪府、奥州其他

比 角 村

種 類	一箇年販賣數量	同上價格	人行 員商	主なる仕入先地	主なる販賣地
綿織物	三、八〇〇 _反	二六、〇〇〇 _円	二	十日町、小千谷町、鹽澤町、見附町、長岡市其他	京都府、東京府、縣下各地 其他
絹織物	一九、七〇〇	一九〇、〇〇〇	二	十日町、小千谷町、鹽澤町、見附町、長岡市其他	京都府、東京府、縣下各地 其他
麻織物	六、〇〇〇	四三、〇〇〇	二	十日町、小千谷町、鹽澤町、見附町、長岡市其他	京都府、東京府、縣下各地 其他
計	二九、五〇〇	二五九、〇〇〇	二	十日町、小千谷町、鹽澤町、見附町、長岡市其他	京都府、東京府、縣下各地 其他

第三款 意匠圖案及縞柄色合の選擇

本縣は交通の不便なりしと縣民の自ら奉すること質素なる性格上特に意匠圖案等の流行に對する注意改善に機敏を缺き爲めに其進歩を妨ぐるのみならず流行日に劇甚なる現今に處して之に應ずる能はず彼の村松縞(木綿)の全滅したる或は中魚沼郡及北魚沼郡に互り盛に製出せられたる縞透綾羽織地の影を留めざるに至れる又三魚沼郡の麻上布か品質に於て歡迎せられなから意匠の變化なき爲め賣行き捗しからざるか如きは斯業の爲め注目すべき事實なりとす而して近頃當業者稍此の點に覺醒する處あり圖案技師の備入或は圖案調製機關の設置を渴望するものありと雖經費其他の點に於て現時の各機業組合の力のみを以て其實行未だ容易ならざるの狀態に在り又縣に圖案調製の施設あるも當業者は之のみ依頼して安んずべきにあらず加ふるに現今流行界の狀態は單に圖案意匠の流行急劇なるのみならず其織物の地風竝に地質の流行變遷亦劇甚にして即ち平地物に飽きて綾物に變し御召を陳腐として大島の流行となり光澤を厭うて艶なき者を望み「ネル」風を好み「セル」風に移り變化益々繁雜を極むるか故に常に之に應ず

組合所在 地名	銀行名	資本金	積立金	當業者の銀行利用状態			銀行以外の金融法	
				荷爲替 利用す	原保料 擔保に對 し七掛	製保品 擔保品	延納 期税 信用借	銀行以外 の金融法 の受ける る金
小千谷町	小千谷銀行	300,000	41,000	同	同	同	有	三 日 歩
十日町	十日町銀行	100,000	4,000	同	同	同	有	三 日 歩
高田市	百三十九銀行 成興銀行 高田貯蓄銀行 高田貯蓄銀行	1,000,000 1,000,000 100,000 100,000	9,000 11,000 3,150 100	同	同	同	同	日 歩 三 割
新潟市	新潟貯蓄銀行 新潟貯蓄銀行 新潟貯蓄銀行 新潟貯蓄銀行 新潟貯蓄銀行 新潟貯蓄銀行	1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000 1,000,000	4,000 4,000 4,000 4,000 4,000 4,000	同	同	同	同	同

第二項 金融機關利用状態

一 村松町には村松商業株式會社(資本金五萬圓積立金一萬圓)なるものありて當業者にして融通を受けむとするものは多くは之に依り又金利其他商略關係上五泉銀行を利用し居るものもあり

二 五泉町には五泉生絲織物株式會社(資本金六萬圓積立金二萬七千三百五十圓)あり委託販賣を業とせるものにして同會社の得意先なる當業者には最も能く便利に融通しつゝありと雖生絹類の不況なる際は資金不足を告ぐるなきにあら

らさるか如し

三 龜田町には銀行なく大なる當業者は主として新潟市の銀行を利用しつゝありと雖一方當地の信用購買組合より融通を受くるものも少からず

四 其他の製産地に於ては相當銀行を利用しつゝあれとも其狀況次記の如きものあり

イ 本縣下の銀行は概して之れを云へは信用貸を好まざるもの多く主として有價證券地所等の擔保を提供せされは融通を得ざる狀況にあり

ロ 銀行業者の多くは染織業は一種危険事業と見做し居るか如き有様にして中には製品又は原料等の擔保は絶対に拒絶し居るものもあり

ハ 當業者は納税上銀行より擔保を提出せしめて納税金を三箇月延期し居ること及荷爲替を利用することは各地共通の利用法なり

五 銀行業者の多くは染織業に對する思想の幼稚にして且つ危険視し居れるの結果製品又は原料の擔保を望まざるは前述の通りなるも尙資金回収の速かなる

地方例へは栃尾町三條町加茂町等は相當に便宜を得つゝあり

六 金利は未だ廉ならず且つ賣上代金の回収に困難なる爲め當業者の苦痛を感ずる尙尠からず

七 銀行の態度前述の如きを以て餘義なく當業者は原料商等より日歩を支拂ひて

延へ勘定を受くるか委託販賣業者側より内金を取りて利子を支拂ひ一時の融通を受くるもの頗る多し此結果として往往販賣業者側に主權を握られ其製品の販賣に際し當業者の自由を制限せらるゝ場合少なしとせず又染料代金に對しては年四回位に仕切り延拂をなすを通例とするも尙完全に實行する能はざる状態なるを以て今回歐洲の動亂に際しては原料拂底を唱ふる染料商に對し代金支拂上要求を満たす能はざるか爲め圓滿なる供給を受くる能はざる状況にありたり

八其他銀行以外の金融機關團體より融通を受くるものありと雖其數頗る少數なり

之を要するに本縣下の銀行に於て染織業に充分なる融通の途を開き金利の低廉を計るの曉に至らば斯業一層の進歩を促し販路擴張上又便益少からざるへし

第五款 事業の共同經營及問屋と職工との關係

從來共同經營の試みられたるもの少なからすと雖共同者一般に共同經營に關する智能の發達と自覺の鞏固を缺き又役員に其人を得ざりし爲め多くは失敗を嘗めたるを以て其經驗に懲り今日尙共同の恐るべきを知り利益を覺るに至らざる

は斯業發展上洵に憂ふべきことなりとす近時二三産業組合の組織せられたるものあるも其成績特に見るべきものなし唯共同施設として普く存するは染織同業組合とす次に其状態を記すへし

第一項 染織同業組合狀況一覽

名 稱	區 域	年 設 置 日 可 認	大正三年度經費豫算(經常費事業費)	營 業 員 及 別	組 合 員 の 主 なる 事 業
中 浦 原 郡 村 松	村松町、川内村、十谷村、大字、石曾根	四 十 三 年 十一月十七日	一、四二九 八三〇	組 合 員 生 織 製 造 業 仲 買 業 者 計 一 一 八	製 品 檢 査 組 合 技 手 の 巡 回 指 導 導 村 松 共 益 組 合 を 設 立 し て 金 融 の 途 を 立 つ 視 察、納 稅 手 續 等
五 同	五 泉 町、新 關 村、集川東村、橋 田 村	一 月 十 四 日 年	四 八 九 五 九 六 〇	仲 織 物 製 造 業 計 一 〇 二	講 習 事 業、視 察、巡 回 指 導 相 場 通 報、納 稅 手 續
龜 同	龜 田 町、早 通 村、横越 村、兩 川 村、大江 村、荻 川 村、大 形 村、沼 垂 村	三 十 六 年 十一月十日	一 七 七 四	仲 織 物 製 造 業 計 一 〇 八	製 品 檢 査、納 稅 手 續、染 色 改 良 獎 勵、視 察、強 撻 絲 使 用 獎 勵 染 色 研 究 會、有 限 責 任 信 用 購 買 組 合 を 設 け 原 料 の 共 同 購 入
小 須 戸	小 須 戸 町、小 合 村、大 郷 村、白 井 村、庄 瀬 村、金 津 村	四 十 三 年 一月二十日	一 二 二 五 一 四 二	仲 織 物 製 造 業 計 一 一 五	講 習 事 業、製 品 檢 査、納 稅 手 續、視 察、職 工 慰 安 會

名稱	區域	設置認可年月日	大正三年度經費豫算(經常費事業費)	組合員及別共	組合員の主なる事業
白根町	西蒲原郡味方村	四月十三日	二六五八	染織業者	製品検査、競技會、絞工養成
大字白根	西蒲原郡味方村	二月五日	二〇一三	理付業者	職工慰安會、視察
加茂町、下條村、田上村	南蒲原郡	四月十一日	一四三九	綿織業者	講習、視察、納税の手續、製品検査
見附町、葛巻村、庄川村、新沼村	同	四月十日	二二七六	綿織業者	講習所を設け主として整理事業によりて當業者の利益を計る製品検査納税の手續視察、表彰、圖案購入
三條町、一ノ木戸村、本成寺村、須原村、西大崎村、加茂町、狭口村	同	三月十四日	二二五	形染業者	講習所を設け主として整理事業によりて當業者の利益を計る製品検査納税の手續視察、表彰、圖案購入
尾谷村、上野谷村、下野谷村	古志郡	五月九日	二二〇〇	仕物業者	講習所を設け主として整理事業によりて當業者の利益を計る製品検査納税の手續視察、表彰、圖案購入

名稱	區域	設置認可年月日	大正三年度經費豫算(經常費事業費)	組合員及別共	組合員の主なる事業
長岡市全部	長岡市全部	四月十四日	二五三八	綿織業者	講習所を設け主として整理事業によりて當業者の利益を計る製品検査納税の手續視察、表彰、圖案購入
小千谷町、城川村、千田村、吉谷村、山邊村、穉生村、川口村、川井村、田山	北魚沼郡	大正二年十月十六日	二四八〇	同業者	講習所を設け主として整理事業によりて當業者の利益を計る製品検査納税の手續視察、表彰、圖案購入
中魚沼郡全部	中魚沼郡全部	三月二十二年十二月二十五日	二〇三七	同業者	講習所を設け主として整理事業によりて當業者の利益を計る製品検査納税の手續視察、表彰、圖案購入
高田市中及中頸城郡	高田市中及中頸城郡	三月十七年五月二十一日	一四一八一	同業者	講習所を設け主として整理事業によりて當業者の利益を計る製品検査納税の手續視察、表彰、圖案購入
新潟市全部	新潟市全部	四月十四年九月六日	一五〇〇	同業者	講習所を設け主として整理事業によりて當業者の利益を計る製品検査納税の手續視察、表彰、圖案購入

本縣の同業組合は其數甚た多しと雖其組織何れも小規模なるか爲め稍活動の見
るべきもの一二を算するに過ぎす其他は殆ど事業の見るべきものなし之れ畢竟
規模の小にして活動の實力を缺くを以てなり故に此等に對しては適當に合併を
行ひ又は事業を共同せしめ斯業の發達を圖らしむることは本縣目下の組合に對
する當面の急務なりとす

第二項 職工使用狀態一覽

組合所在地	職工徒弟數	雇入れの方法	職工使用狀態	日給	月給	年給	慰安法	備考
村松	三五	口約に依る 徒弟は徵兵適 齡までを期限 とし其後は給 料を與ふ	生絹類は内工場に して通勤及寄宿と す 食費一日十錢位 通勤は頗る少數 寄宿大部分 食費平均十三錢位 通勤多し 寄宿は食費十五錢 下拵工は賃拂とす	主として賃 仕事に依る ならば平均 二十錢位	男工は 月給八圓	頗る少數 食費共七 十圓位	各自隨意慰 安法として 具體的なもの なし	兎角不足を 告ぐ
五泉	七六九	同	同	同	同	同	同	同
龜田	一、四二〇	同	同	同	同	同	同	同

組合所在地	職工徒弟數	雇入れの方法	職工使用狀態	日給	月給	年給	慰安法	備考
小須戸	六四八	同	同	同	同	同	各自に於て 職工の 慰安會	出來得る丈 け通制度を とりつゝあ り
白根	三四	同	賃仕事多しとす内 工場通勤にして男 工多く日給又は月 給とす食費主人持 ち	不定の仕事 をなすもの 日給平均三 十錢	七圓より 十圓位迄	同	同	同
三條	一〇八	同	一定の仕事は賃拂 にして不定のもの は日給又は月給と す	二十錢より 三十錢	五圓より 十圓	同	同	當地は年 期を好ま す
加茂	一四五六	一定の雇入法 を組合にて定 む	内工場は男工は月 給女工は賃又は日 給下拵工は賃又は 日給通勤多し	織子 二十錢より 二十五錢 下拵 十八錢 三十五錢 り	十四圓位	同	同	同
見附	一一二五	口約	出機多し内工場は 通勤寄宿少なし 不定の仕事は日給 他は賃拂	男工より三十八 錢、女工より二 十五錢増し夜業 八錢増し	少なし	同	同	同
栃尾	三、五七七	同	通勤、寄宿あり出 機多し不定の仕事 をなすものは日給 又は月給	職工より二十五 錢、下拵より二十 七錢、染工より三 十五錢	十圓位	同	同	同
長岡	三、二七五	同	賃拂のもの多し 内工場多くして寄 宿多し 食費は一日十五錢 位とす	二十錢 三十錢	同	同	同	同

小千谷 郡内三、五〇〇 町内三、六〇〇 同	十日町 七、七〇〇 同	高田 二、七〇〇 同	新潟 二、七〇〇 同
内工場は少なし 不定の仕事は日給 とす	内工場は寄宿及通 勤にして初めは日 給又は年給として 後に携ひは賃とな るもの多し	内工場は寄宿及通 勤費一人前十五 錢位	夜業二割増
二十五錢	十五錢より 五十錢位ま て	十八錢より 二十五錢	男工十一 圓より十一 圓位
少なし あはれは月 十圓より 十五圓普 通	二十五圓 より三十 圓		
	組合にて慰 安會を催す		
	當地は夏期 製造は全く 中止		

尙職工の状態に付て述べれば左の如し

一 雇入れの方法

職工の雇入れには別に形式によるものなく多くは口約とす唯職工の奪ひ合を
防ぐ爲に組合に於て一定の規約を定め居る所ありと雖其數少なし

二 五泉村松等に在りては動もすれば職工の不足を告ぐることあり之れ蓋し製絲
其他に割良き賃銀を得へき仕事あるか爲にして一般縣下の職工は農繁時期に
在りては不足を告ぐるを常とす而して各組合の状況を見るに當業者は主とし
て其附近の者を傭入れ遠地より傭入るゝ如きは頗る少數とす

三 從來徒弟に對しては十四五歳より徴兵適齡迄は時時手當を與ふる位にて多く

は無給にて使用せしも近時漸く相當の給料を請求せむとする傾きあり而して
適齡後は相當の給料を拂ふものとす

四 織職工は婦女子多く現今羽二重、絹等の生絹織類を除く外は殆ど出機制度に依
らざる所なし之れ蓋し工費の低廉を望む爲めなり生絹類に在りては殆んど全
部内工場制度によりて製織せらるゝものにして之れ製品其ものゝ性質上又工
程上より來る現象なり而して其出機の賃業者は始め内機に於て相當に熟練
せる後實家に歸りて主家の賃業をなすもの少からす内工場に於ては力織機使
用者(初步のもの)意匠物、綾物等其特種の仕事をなす如き織工は日給制度を採り
一日二十錢乃至三十五錢位を給する例なり

五 内工場の職工には通勤と寄宿とあり各其地方に依りて事情を異にせるも職工
不足を告ぐる如き地方に在りては寄宿に依るを便とす

六 下拵工は一日十五錢乃至二十錢位までの日給にて通勤又は寄宿に依り傭入れ
置くもの大部分を占む而して整經に在りては工程に依り日給三十錢位とする
ものあり

七 男工は染工、糊付工、工場取締機械直し等に使用せらるゝもの多く日給三十錢よ
り五十錢上等なるものは一圓位迄支給し月給は最低五圓より二十圓位に達す
るものあり

染工に於ても其仕事の一定せるもの例せば染の形付工等の如きは賃拂制度にして不定の仕事例へは浸染工の如きものは日給とす
 八年期奉公契約に對しては之を希望するものあり又然らざるものあり一定せきれとも複雑なるものを製造する者は一般に年期制度を希望しつゝあり例へは十日町、栃尾町等の如し多くは年給三十圓より四十圓位の所にして三十圓は最も普通なり
 九慰安法各雇主の任意に依り種種にして偶組合其他の團體主催となり職工表彰又は遠足等をなすものありと雖一般には普及し居らず
 十職工徒弟の智力補給策として夜間講習等をなす組合あるも其數頗る少數にして僅かに二三に止まれり

第六款 技術上の應用

第一項 一般技術

本縣の機業家は一般に手工上の技術素養乏しからず他府縣營業者の爲したる工夫は容易に採て之を模造し又古來より五泉平山邊里平、栃尾、紬等其技術の巧妙に於て名あり特に十日町の夏物、鹽澤小千谷方面の麻織物の如き技術の卓越なる點に於て全國に敵なく優に技術上の特徴を有し近く見附町に於ける柞蠶絲の利用

五泉加茂の生羽二重及生絹等の如き何れも特色を發揮しつゝあり故に他府縣營業者か本縣の技術を恐るゝは良に故ありと言ふへし加ふるに本縣營業者の性格樸直爲めに製品の堅實となりて甚しき粗製に陥ることなく隨て古來より越後物は確實なりとの定評あり之れ獨り内地品のみならず輸出織物に於ても製品の親切と取引の確實なる點に於て横濱商人に歡迎せらるる故に將來東洋南洋等に對する貿易發展上最も有望なりとす

第二項 動力織機

省力機の應用は漸く盛にして數年來手織より足踏に變し今や一轉して動力機に移りつゝありと雖他府縣に比すれば其進歩甚た遅遅たり而して之か著眼の遅かりし爲め損失せること少なからず今試みに本縣下に於ける三機の工費を比較すれば左表の如し

綿木綿一反に對する織賃比較

種類	一日一人織上高	一反の織賃	職工一日の收入	備考
手織	一反	十二錢	十錢	
足踏機	三反	八錢	二十四錢	
動力機	九反	六錢五厘	三十四錢二厘	電氣動力を用ゐる其動力費を織賃に算入す
動力機	九反	五錢八厘	三十四錢二厘	石油發動力機を用ゐたるもの其動力費を織賃に算入す

本縣に於ける動力機利用は日尙ほ淺く隨て工女一人最高一日四臺持一臺平均四反なれとも先進地に在りては一人六臺乃至八臺持なり然るに足踏は最高五反、手織は一反半なれば其經濟上動力機に競争し能はざるや明かなり

第三項 整理機

織物の整理即ち仕上は絹綿毛麻の何れを問はず各產地競うて其研究に汲汲たり然れども其設備費は最も簡單なる者にて三、四千圓を要し普通一萬圓以上を要するを以て共同經營思想の乏しき本縣に於ては未だ一通り具備したる工場一箇所もなく此點に於て不利を蒙ること大なるのみならず年年其不利の増進を免れず

第四項 電氣動力

今や電力應用の多寡は直ちに小工業の盛衰に關すること頗る大なり然るに本縣の電力料は一馬力一箇月最高十圓最低八圓を要する爲めに石油發動機より以上の高價なる奇觀を呈する如き有様にして隨て動力機工場の起ること遅き所以なり

第五項 水力の應用

昨年初めて栃尾町に水力を利用して輕便なる「タービン」水車を用ひ撚絲及織物工場に應用せり其結果僅かに落差三尺なる市中の小河を利用して尙ほ二馬力を得而して其機械代竝に据付費等全部か現今同地方にて同馬力に對し支拂ふ處の電力費夜業迄の分を二箇年支出するとせば此間に於て優に償却して餘りあり三年度よりは多少の修繕を要する外殆ど無代にて動力を得る計算なり

第六項 瓦斯發動機

近時サクシオン瓦斯發動機の有利なるを認め富山石川の如き電力費低き地方に於てすら尙ほ同機を應用し縞木綿産地として有名なる濱松の如き殆ど全部同機に改まりたり本縣に於ても千手町村加茂町三條町等に三四臺利用せらるゝに至れり唯同機は十馬力以上ならずは其效果少く爲に小資本の機業家は數戸合同せされは經營するを得ず

第七項 撚絲機

撚絲の良否は織物の品質及組織意匠に大なる關係あり然るに本縣には栃尾加茂の兩地を除くの外新式の撚絲機工場を有せず皆舊來の不完全なる「八丁」若くは洋

式の模造品にて甘んずるは大なる不利益あり即ち京都・桐生・足利等先進地に於ては工場組織の撚絲業者及撚絲の供給を専門とする者あれとも本縣に於ては各自か生絲を需めて之を自家工場にて撚絲するを以て原絲に對する原絲買置の金利益に之か資金運轉の回數に於て大なる不利益あり之を改良するは目下の急務なり

第八項 織物機械統計

一 大正二年度整理機械調 (主なるものに限る)

市町名	瓦斯燒	幅出	乾燥ロール	カレンダール	霧吹	糊付	柔布機	縫出機
村松町								
五泉町								
龜田町								
小須戸町								
白根町								
加茂町								
見附町								
三條町								
三尾町								
長柄町								
新高湯市								
高田市								
十日町								
小千谷町								

二 大正二年度撚絲機械調

郡市名	種別	伊太利佛	國式	八丁	約錘	交錘	最近一日の生産高	主なる製品種類	動力
中蒲原郡	外			一七一			一、二〇〇匁より	袴	人、力、電氣
南蒲原郡	外	六〇〇		二四〇			平均八〇〇匁	羽二重、紺縮交織	電、人、水
古志郡	外			一四〇				羽二重、節織	吸入カス、水車
北魚沼郡	外			四八〇			一、一〇〇匁より	羽二重、節織	水、電、人
中魚沼郡	外			三七四			一、一〇〇匁より	絹、麻	電、水
南魚沼郡	外			一三〇			六〇〇匁より	夏著、絹物	人
長岡市	内	六〇〇	三六〇	四二二	四三〇	八五	三二匁	上布類	人
合計			四、一〇〇	八六二	八六二			羽二重、紺縮交織	

三 足踏織機調

(大正元年度)

郡市名	式	早川	黒柳	船山	牛鹿	内太	景行須	山齋	外熊	倉松	田星	野中	村原	直野	口田	邊西	野石	丸荒	木鈴	木旭	其他	合計		
北蒲原郡																								
北蒲原郡																								

郡市名	式早	川黒	柳船	山牛	田鹿	内太	田景	商行	須山	齋外	熊倉	松田	星野	中村	原直	野口	田邊	西野	石丸	荒木	鈴木	旭	其他	合計
中蒲原郡	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
西蒲原郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南蒲原郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東蒲原郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三島郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
古志郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
北魚沼郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南魚沼郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中魚沼郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
刈羽郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東頸城郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中頸城郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
西頸城郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岩船郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
佐波郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新潟市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長岡市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高田市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	三	七	九	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

四 力織機調

(大正二年度)

郡市名	津田	兜	齋外	牧島	西野	壽	田邊	池谷	豊田	中村	井桁	越佐	大和	木本	鈴木	早川	山下	アレ	下野	津田	高柳	合計	
北蒲原郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中蒲原郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
西蒲原郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南蒲原郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東蒲原郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三島郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
古志郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
北魚沼郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南魚沼郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中魚沼郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
刈羽郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東頸城郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中頸城郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
西頸城郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岩船郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
佐波郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新潟市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長岡市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高田市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第七款 交通と事業との關係

交通の各事業に大關係あるは言を俟たず本縣染織業の發展遲延として進まず且近年埼玉・愛知・静岡・大阪兵庫・福井・石川等各産地と對抗的競争に際し不利益を被むれる所以のものは固より幾多の原因ありと雖交通の便を得ざるもの亦其原因の一なるを疑はず今試みに運賃の關係を示さむに同一品質の白木綿を織る場合に於て大阪より各地に至る紡績絲の一反に對する運賃を比較すれば左の如し

町村名	依の運賃		一反に對する運賃		備考
	一車買	一車買	一車買	一車買	
三條	・八四〇	・五三〇	・〇〇二・三	・〇〇一・四	三條より河船便
吉田	・一・一三〇		・〇〇三・一		三條より河船及陸路
卷田	・一・二五〇		・〇〇三・三		長岡より六日町迄一依四四八十錢
六日町	・五・三三〇		・〇一五・一		

縣下に於ける一反の織賃足踏は四錢五厘動力機は二錢二三厘なり而して吉田卷は織上後之か消費地なる三條又は白根町に搬出するに往復六七厘の運賃を要し六日町は再び製品を長岡市に搬出するに往復二錢五厘乃至三錢を要す故に六日町の如きは一反の運賃のみにて既に動力機に據る一反の織賃より七八厘の高價

となる程なり

尙ほ意匠との關係に就て考ふるに交通便利の場所は當業者居なからにして世の流行變遷を觀察し得るも之に反し交通不便の地に在りて進みて其變遷の狀況を屢觀察するを要するも經費其他の關係上自然頻繁なるを得ざるあり爲めに意匠時流に伴はざるの憾みあるを免れざるなり其他取引關係に於ても集散地に交通の便不便は需要供給兩者間に於て被る利不利の差大なりとす然るに本縣六日町十日町方面の如きは交通不便の爲め年一回の來客を待つのみにして不利大なり金利の如きも亦高率ならざるを得ず
從來本縣は交通不便より受くる所の不利夫れ斯如多し今や既に富直線及岩越線の開通を見たり更に羽越線の延長亦期して待つべく進みて工業地として適當なる魚沼三郡の如きに對し交通の便を得るに至らば斯業に益する所大なるや知るべきなり

第八款 工業教育と事業との關係

斯業の發達に教育の必要なる言を須たすと雖特に協同的精神薄弱なる本縣に於ては普通教育に實業補習教育に又は社會教育に於て斯の精神の訓練に努むべく

尙ほ進取の氣象機敏なる決行想像力の旺盛等の諸點に關し先進地に比し尙ほ及はざること遠く教養上注意を要す概して之れを云へば耳よりも眼よりも教育に重きを置き新進の機械、新興の事業に對して實物示教をなすか如きは最も適切なりとす

第四節 事業の將來

機業は將來特殊のものを除き漸次工場的經營に移らむとする傾向を有す特に白木綿の如き「ブレード」の如き薄利多賣を主義とするものに在りては已に工場組織にあらずして成立せず今や綿木綿も工場的ならすむは相當の利益を擧ぐる能はず交織物・絲織類も漸次工場的のものに勝を制せらるへし輸出物殊に然りとす然れども工場的組織となす場合に於ても意匠の變遷劇しき絹織物の如きは俄かに動力織機を應用するか如きは當を得たるものに非ず唯從來農家副業として發達せる織物と雖意匠の變遷販賣方法の敏活を要する今日農家自ら企業者となり副業的經營をなすか如きは策の得たるものにあらず將來に於ては專賣的企業者を中心とし該企業者か農家の餘力を利用するの工夫を講し自他相益するを要す再言すれば工場主より農家に向て全然賃織組織に變せしむるの要ありと認む

第五節 改良實行方法

一 技術に關し左記事項を厲行する事

イ 本縣織物は古來より比較的實質に富み取引亦確實なりとの世評尙ほ存在せり此信用を飽く迄維持せしむる爲め必要なる場合は組合の製品検査を厲行すること

ロ 本縣織物は其品種多きか爲め急劇なる發達をなすに不利なるも之を縣全般より見るときは或種類の製品の不況を來せる場合に於ても他種製品に依り景氣を維持して活路を開くを得へき關係ありて大打撃を蒙むること少なし即ち自ら生産を調節するの利あり故に此の特徴は之を維持すべきは勿論尙ほ進で種類乏しき地方には現産物に類似せる他品種の増加を圖らしむること

ハ 練絹織物類及絹綿交織等は比較的多利なる種類即ち意匠加工に工夫多きものを獎勵すること

ニ 意匠に關し左記事項を獎勵すること

イ 當業者をして努めて先進地並に市場の視察を怠らしめざること
ロ 縣の他動的施設に待つの外自治的に各組合等に於て一層見本類の蒐集に力

を致さしむること

ハ縣に圖案調製の施設あるも當業者は之のみに依頼せず組合等の施設に依り圖案の改善進歩を期すること

三事業經營に關し左記事項を獎勵すること

イ本縣は農家の副業的勞力甚多く且つ低廉なるか故に之を斯業に利用すること但し從來の如く副業者をして企業者たらしめず專業的企業者を中心として總て出機組織となすこと

ロ各生産地箇箇獨立するは大事業を行ふに不利なり宜く各組合の合併若くは完全なる聯絡をなさしむること

ハ綿織物は努めて動力織機の利用を絹織物に對しては完全なる共同撚絲工場の設置を又一般に仕上設備を完成せしむること

ニ低廉なる動力の供給を得て之を利用するの途を講せしむること

四取引に關し左記事項を獎勵すること

イ交通便利の地に在る各組合を聯絡せしめ織物市日を一定し共同的に顧客の便を計り並に金融上の便を圖ること

ロ販路擴張の爲め共同の出張販賣の方法を採らしむること
ハ製品に關し廣告手段を獎勵すること

五其他左記事項を獎勵すること

イ試験場講習所又は工業學校等に於て努めて其成績を實物に顯し實物示教に依り當業者進取の勇を鼓舞すること

ロ新進有效と認むる事業の經營方法又は機械は速に先づ先進者に獎勵し完全なる實地成績を挙げしめ模範を以て一般を指導すること

ハ金融に關しては他動的に銀行の設備に俟つの外一方自治的に産業組合の活動に俟ち完成を圖ること

ニ三魚沼郡方面の如き交通不便の地に在りては之に因りて受くる不利益を免る、最善の手段を講すべきこと

六教育に關し左記事項に注意すること

イ本縣織物は技術上意匠加工の必要なるもの多く且つ其製品の種類甚だ複雑なり隨て技術上研究すべき事項多きか故に優良なる技術者を要するを以て工業學校講習所並に染織補習學校の設備の必要なるは勿論其教授の主眼を此點に置くこと

ロ本縣當業者多數の實狀に鑑み協同的精神の訓練進取の氣象及旺盛なる想像力と鋭敏なる決斷力の養成に付ては學校教育に於て此點に特に留意するは勿論總ての機會に於て之か涵養に注意すること

七染織業改善の効果

本縣染織業に於て前述の改善方法を實行し實績を擧ぐるの曉には果して如何なる擴進を來すへきか勿論時勢の推移國家經濟の關係等固より期すへからすと雖假令製造者は現今以上増加せず他の競争地も現今の儘に在るものとし直接間接に染織業の發達に資すへき施設理想の如く行はるゝとせば將來の生産額を概算すること左の如し

種別	生産額	利益	備考
現在	一、二、二、一五、二三六	六一〇、七六一	現在の利益を五分とす
十年後	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	將來の利益八分に増進し得るものとす
差引増	七、七八四、七六四	九八九、二三九	

第二章 清酒

第一節 沿革

本縣清酒醸造の業として別に沿革の徴すへきものなきも從來米産地として原料に豊富なると積雪數月に互り防寒の爲め酒氣を要するに依て飲酒の習慣を自

然に増長したりしを以て醸造方法も既に神代に於て奴奈川姫命の沼垂田の稻を用ひ甜酒を醸して大國主命に薦めたるの事實は之れを史籍に徴して明かなり降て徳川幕府時代に至り各地方に於ける醸造戸數に制限を附し其租税の如きも一般より過重に徴收し且つ營業繼續に就ても所謂「株」として増減する事なからしめたり從て舊時は別に清酒と稱すへきもの無く僅かに醪を袋漉して其上澄を貴人用の飲料に供したるに過ぎず後酒船漉の法を傳ふるに至りて地利及交通の關係上北海道長野地方へ搬出するもの出て來るに及ぶ尙其醸造方法の系統は關東に出稼して杜氏を業とせる者の歸來に依り伊勢風及美濃風を傳へ今尙は美濃風の餘流を存するもの尠しとせず又佐渡に於ける事業の發達は西廻り船の交通關係より大阪風の醸造方法を輸入せるに基因すと云ふ

第二節 事業の現況

第一款 斯業發達の趨勢

最近十年間に於ける清酒醸造發達の趨勢を観るに三十六年より三十九年まで四箇年間の平均十一萬四千石にして一人當り消費平均數は五升二合五勺なりしも四十年に至り一躍十五萬餘石に達せり是れ戰勝の結果前年度に於ける消費力増

大したるに基因せるものと認めらる爾後五箇年間の平均は十四萬餘石にして一人當り消費平均數は約六升に達し消費力の少しく増加せるを見る即ち最近十箇年間に於ける醸造高及管内人口對照の消費割合左の如し

種別	年次	製造戸數	造石高	格價	管内消費量	人口	一人當り消費量
清酒	明治三十七年	四七八	一三四、四六〇	三六、九五三	一、二五三	一、七〇、七〇〇	七、一
	同 三十八年	四五七	一〇〇、三一九	二九、九四一	七、九四三	一、七七一、七六七	四、五
	同 三十九年	不詳	一一二、六七二	三九、九八八	七、七六〇	一、七九四、三四八	四、三
	同 四十年	四〇九	一一一、七二〇	五、一八二	一、一七九	一、八〇二、一五三	六、六
	同 四十一年	四〇一	一三五、九三三	四、六五〇	一、一五四	一、八四〇、六一	六、四
	同 四十二年	三九一	一三四、〇五九	四、五七四	一一、二七七	一、八三三、七八二	六、一
	同 四十三年	三九〇	一四一、〇八四	五、一五〇	一一、九五五	一、八五七、七四七	六、五
	同 四十四年	三八二	一四三、四三七	五、三四七	一一、七〇六	一、八七六、五四八	六、二
	同 四十五年	三七七	一三九、五五四	五、四四二	一〇、八五九	一、九〇二、三五九	六、二
	同 大正二年	三七七	一三七、一〇三	五、三四九	一〇、九五七	一、九〇八、三九二	五、七

第二款 産地及産

清酒は縣下各郡に於て醸出せられ大正二年に於て造石高の最も多きは中蒲原郡

の一萬八千五百餘石次て中頸城北蒲原古志三島の四郡にして何れも一萬石以上に達し他は一萬石未滿にして東蒲原郡の九百餘石を最少とす而して一醸造場當り平均造石高は三百六十三石餘其の内最大なるは古志郡(平均一醸造場當り六八三石)にして最少なる佐渡郡(平均一醸造場當り一八二石)なり又一製造者にして二千石以上を製造するものは中蒲原郡一人古志郡一人三島郡一人中頸城郡一人なり又千石以上二千石未滿を製造するものは三島郡六人古志郡四人中頸城郡北蒲原郡各二人中蒲原郡西蒲原郡東頸城郡各一人なり

第三款 輸出入

管外輸出入の狀況を觀るに三十九年に於て輸出四萬一千石輸入六千三百石餘を示し輸出は四十一年迄著しく減少し四十二年以來少しく増加の傾向を示せり而して其販路は北海道・秋田山形長野馬關東京大阪神戸富山群馬福島等の諸地方にして即ち最近十箇年間に於ける輸出入の狀況左の如く而して大正二年に於ける輸出清酒一石の價格は平均四十一圓なるに輸入清酒一石の價格は平均五十四圓八十錢に當れり

年次別	輸 出		輸 入	
	數量	價格	數量	價格
明治三十七年	二二,九六四	三六二,三三八	三,八〇七	二二七,二七三
同 三十八年	二二,九四八	五一二,一八	二,一三三	七六,六三〇
同 三十九年	四一,三六一	一五六一,一六四	六,三七九	二四四,一三〇
同 四十年	三五,〇四八	一一〇,六九四〇	一一,二九一	五五,七五五
同 四十一年	二二,七五六	七六,四七二	三,二九六	一六,四九四
同 四十二年	二六,二九六	九四,〇七六	四,五二四	二四,六六八
同 四十三年	二七,六五八	一一〇,七二七	六,五二九	二四,一三九
同 四十四年	三〇,三三九	一二六,九三五	三,八六九	一九,八二四
大正元年	三五,五〇三	一六三,二〇九	四,五四〇	三〇,六六六
同 二年	三三,四一七	一三〇,六〇八	五,八九九	三三,三七六

第四款 生産費

縣下に於ける清酒醸造場數大正二酒造年度三百七十七戸にして總資本金高を推算するに約七百八十萬餘圓内原料米(玄米)九萬六千七百七十四石價格百九十三萬餘圓(一石二十圓)を消費し製成清酒十三萬七千石餘價格五百四十八萬餘圓(一石四十圓)に達す

造石高約五百餘石の製造場に就き調査せる生産費は次の如し

一 資 本

- 一金九千七百八十五圓十錢
- 一金一萬六千八百五十七圓
- 計金二萬六千六百四十二圓十錢

資本の内譯

イ 固定資本

- 一金六百圓
- 一金五千十一圓
- 一金四千七百七十四圓十錢
- 計金九千七百八十五圓十錢

敷 地 二 百 坪
 建 物 百 五 十 四 坪 二 合 五 勺
 器 具 三 百 四 十 二 坪 (一 百 五 十 坪)

固 定 資 本
 流 動 資 本

流動資本

- 一金五千三百三十圓
- 一金一萬百九十二圓
- 一金一千五百三十五圓
- 計金一萬六千八百五十七圓

固定資本の内建物の内譯

- 一金四千圓
- 一金四百三十七圓五十錢
- 一金三百三十一圓
- 一金百十二圓五十錢
- 一金百三十圓
- 計金五千十一圓

固定資本器具内譯

- 一金二千七百二十圓
- 一金五十圓
- 一金三百二十圓
- 一金百二十圓
- 計金五千十一圓

白米 三百四十二石(一石十五圓)
 造石 稅 (五百二十石に對し)
 諸費 費 (百分三津引控除)

仕込庫 高六十三坪一五尺合
 米室 四十三坪七合五勺
 米洗釜 二十五坪五合
 檢査室 二十五坪五合
 廣查室 二十二坪五合
 精製場 二十二坪五合
 造部場 二十二坪五合

百五十四坪二合五勺

大桶 三十二本(一本七十圓)
 細桶 二本(一本二十五圓)
 四尺桶 十六本(一本二十圓)
 壺代桶 二十本(一本六圓)

- 一金百八十圓
- 一金十三圓五十錢
- 一金六十八圓
- 一金二百圓
- 一金六十圓
- 一金百三十六圓五十錢
- 一金八十五圓
- 一金二十四圓
- 一金十六圓五十錢
- 一金十五圓六十錢
- 一金十五圓
- 一金百五十圓
- 計金四千七百七十四圓十錢

流動資本の内諸費の内譯

半切鹽 九十枚
 暖氣樽 九本
 麴蓋 四百枚
 酒槽 一式
 壓搾器 一箇
 袋 七百枚
 釜 二箇(四石三斗入)
 筵 二百枚(三石八斗入)
 權 三十五本
 石 百二十箇
 水揚「ポンプ」一箇
 甑試桶其他雜具
 給料 杜氏以下從業者十一人分
 食料 右十一人分
 販賣係三人一年給料及食料

一金二百圓
一金二十圓
一金五十圓

薪 木 二百十五貫
炭 點 燈 料
器具修繕料

計金一千五百三十五圓

右諸費を仕込數三十本に配當れすは一本に付金五十一圓十七錢となり此仕込一本より得る清酒は約十七石三斗原料白米十一石四斗なるか故に清酒一石に對する費用は二圓九十六錢となる

二 收支計算

一金一萬八千七百四十圓
一金一萬六千八百五十七圓
差引金千八百八十三圓

故に總資本二萬六千六百四十二圓十錢に對する利益は七分餘に當る

收 入
支 出
利 益

收支計算内譯

一金一萬八千二百圓
一金五百四十圓
計金一萬八千七百四十圓

清酒五百二十石 (一石三十五圓と見做す)
粕二千七百貫匁 (一貫匁二十錢と見做す)

ロ 支 出

一金五千百三十圓
一金一萬百九十二圓
一金一千五百三十五圓

白 米 三百四十二石
造 石 稅
諸 費

計金一萬六千八百五十七圓
新清酒一石當り支出は次の如し

一金九圓八十七錢
一金二圓九十五錢
一金十九圓六十錢

白 米 六斗五升八合
諸 費
造 石 稅 (百分二滓引控除見積)

計金三十二圓四十二錢

故に新清酒一石を三十七圓に販賣すれば四圓五十八錢の利益となる
更に古清酒に對する生産費を計算すれば次の如し
前記製成清酒(五百二十石)の七割二分即ち三百七十四石四斗を火入貯藏するものと假定す

清酒三百七十四石四斗火入

一金五十八圓五十錢
一金九圓七十錢

薪 木 料
人 夫 料

一金二百十七圓九十五錢

缺

減 (五分と假定す)

計金二百八十六圓十五錢

即ち火入の爲め新清酒に比し生産費一石につき金七十六錢増加す故に古清酒一石の原價金三十三圓十八錢となる

第五款 技術的方面に於ける狀況

第一項 酒母製造

優良酒を製せむとせば原料選擇に次て最も強力なる酒母を製せざるへからず而して本縣下に於ける酒母製造法は在來醗中の最も舊式なる弱性育成法最も多く行はる今酒母育成法を種別すれば次の如し

- 一 在來醗
 - 育醗 湧付休をなさる方法(弱性育成法)
 - 湧付休を行ふ方法
 - ざり醗(灘地方にて専ら行はる方法)
- 二 速醗醗
 - 酸類酵母添加速醗醗
 - 酸類添加酵母無添加速醗醗
- 三 山卸廢止醗

四 酸馴養連醗醗

其他水醗古尾式等の方法あり

右の内山卸廢止醗は明治四十二年に速醗醗及酸馴養連醗醗は明治四十三年に醸造試験所にて試験の成績を公表したる以來各地に於て應用せらるゝに至れるものにして本縣に於ける應用の程度及成績は次の如し

- 一 在來醗使用
 - 大正元年 九一、三五八
 - 大正二年 六七、七五八
- 二 速醗醗使用
 - 九、二四四
 - 一四、八九二
 - 三六、〇〇三
- 三 山卸廢止醗使用
 - 二六、八七九
 - 一七、八七四
- 四 酸馴養連醗醗使用
 - 一四、九七二
 - 三、二五二
- 其他
 - 二、九三二
 - 一三九、七七九

大正元年度醸造成績

新潟縣

種別	總仕込 醗石數	同上 變味中	同上 歩合	製成石數	夏 圍清酒 石數	同上 歩合	二つ火 以上石數	夏圍に對す る二つ火以 上石數歩合	腐敗 石數免
在來醗法	一〇、四九二	一、五一〇	一〇、一五五	九、一三五	六、四七六	七、二八	二、七九	二、九二	八七
速醗醗法	一、〇六七	二、五九	〇、二四	九、二四四	五、五五九	六、〇三	六、八四	二、三	
計									

山卸廢止配法	三〇、一〇八	三〇〇	〇、〇〇五	二六八七九	二〇、四〇四	七五九	三、三〇一	二六二
酸馴養連醸法	二六、六七五	二四二	〇、〇一五	一四九七二	一一、〇〇八	七四〇	一、六七〇	二五二
其他の方法	三、一八四	一	〇、〇〇一	二九三三	一一、四〇〇	三六九	一、四六	二二六
計	一六、三三二	二、三二一	〇、〇一四	二四、九三五	一〇、四九七	七一九	一、八五九	二七七

右の成績表に據れば夏圃清酒に對する二番火入石數歩合は在來配に依るもの最大にして速醸配に依るもの最少なりされは新醸造法に依るものは火持の點に於ても在來配法に依るものに優れるを見るへし

第二項 壓搾器・洗米器・濾過器・火入器及 圍桶の材質

一 壓搾器は清酒醱熟成後是れを壓搾して清酒と粕とを分離するものとす之に用ゐる壓搾器は往時は多く槓桿式にして桿の一端に大なる石を數箇繩に依りて釣り自然に搾汁せしめたり其後螺旋式の機械多く應用せらるゝに至れり然るに前者に在ては一槽に三回程石を増加手入するのみにて足るも後者に在ては時時螺旋を運轉せしむるを要する缺點を生し小醸造家にては却て不便を感ずるに至れり從て水壓又は電力蒸汽力等大工業的動力の設備なき醸造家に在ては現今此の兩式を併用するに至れり即ち始めは石掛槓桿式に依り大部分の搾

汁を得たる後袋直しに當り螺旋式に依り充分壓搾するものとす從て單に石掛槓桿式のみを使用するものは一割以内なり
 二 洗米器往時は手洗又は足洗法に依れるも器械力應用の進歩と共に種種なる洗米器市場に現はれたるも壓搾器と同じく種種の缺點を生し小醸造家に在ては却て足洗法に復せむとする傾向あり
 三 火入器、濾過器、近來漸く使用するに至れるものにして此兩器は勞力の問題にあらずして品質に關すること至大なるか故に壓搾器・洗米器とは趣きを異にし漸次賞用せらるゝに至れり即ち從來の火入は單に鐵釜内に清酒を入れ直火を以て加熱せる爲め清酒の色澤を害すること著しく同時に數量を減すること亦大なるの缺點あり大正元年酒造年度に於て縣下酒造業者にて採用せる箇數次の如し

「アルミ」釜	三箇	「エムペロール」	一箇
蛇管式	十一箇	大山式	一箇
二重釜式	六箇	古屋式	一箇
蒸汽浴式	一箇		
古屋式	一箇		

園 材質

地	杉	三、九五三 ^本
吉野	杉	三四〇
其他		二一五

第六款 取引方法

新酒は概ね十一月末より賣出すを常とす而して取引の方法は市街地に卸賣するものは送荷後三箇月を以て勘定とすれとも田舎向きは概ね舊慣に依り盆暮二期の勘定となる又縣外輸出の物は主として委託販賣の方法に依り五箇月位を以て賣上を終了し其手数料は賣上高の約七分なりとす

第三節 醸造上の缺點

凡そ醸造の業たるや米洗より搾取に至るまで種種なる工程を経而かも其工程の連続的なるを以て操作の初期に於て充分なる注意を拂はされは良果を得ること能はざるものとす然るに從來醸造に従事する技術者即ち杜氏の多くは其技術概ね不秩序的に習得し來りたるものにして學理的智識に乏しき爲め氣候及原料の

相違に依る臨機應變の處置を怠り腐造の災禍に逢ふも其原因を探究することを爲さず再三同一の不幸を繰返すもの少からず
 營業者も亦原料の品質選擇を等閑にし價格低廉なるものゝみを購買せんとする傾向あり又時に良質米を希望するの熱心者なしとせさるも地方に依りては同一の種類のもを多量に得むとするも能はざる場合少からず
 保存上の缺點としては十月以降翌年三四月頃迄降雨降雪曇天等多き爲め桶の洗滌及乾燥方法の完全を缺き而かも之を以て圍桶に使用せざるへからざるか故に一番火にて保存し得るもの少なく二番三番等の火入を爲すもの多きに至る其他火入方法の不完全なる爲め火落を來すもの少からず
 要するに現在に於ける醸造上の缺點としては杜氏の醸造上の智識の缺乏及原料選擇の不注意及貯藏の不完全にして其の他販賣の方法に於ても現今の樽詰は清酒の腐敗を誘致し易き故に樽詰販賣法にして改良せられざるに於ては防腐劑使用亦已むを得ざる境遇に在りとす即ち名古屋稅務監督局管内大正二年度に於ける腐敗の狀況を調査すれば左の如くにして以て本縣腐敗率の多きを知るに足るへし

名古屋稅務監督局大正二年度 敗狀況

腐敗種類	燒酎原酒		清酒原酒		清酒原酒		清酒原酒		清酒原酒		計
	母酒	醱母	母酒	醱母	母酒	醱母	母酒	醱母	母酒	醱母	
愛知	七九・四〇二	三三・九八七	三三・九八七	六八・二四一	一七九・二四一	八四七・一九四	二〇・二七三	四一・六五七	一〇・九六七	一九・五〇五	四一・六五七
靜岡	二・一〇〇	一・二五八	一・二五八	三〇・九八	六・〇六三	一七六・二一〇	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七
三重	四〇三・二五三	四〇・一六九	四〇・一六九	二〇・五〇九	一一・六五七	一七六・二一〇	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七
岐阜	二・一〇〇	一・二五八	一・二五八	三〇・九八	六・〇六三	一七六・二一〇	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七
長野	二・一〇〇	一・二五八	一・二五八	三〇・九八	六・〇六三	一七六・二一〇	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七
新潟	二・一〇〇	一・二五八	一・二五八	三〇・九八	六・〇六三	一七六・二一〇	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七
計	一・九八八	一・二五八	一・二五八	三〇・九八	六・〇六三	一七六・二一〇	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七	一三・八一七

第四節 事業の改善方法

酒造業發展策として考究すべきは醸造技術の改善と酒造事業の改良とにあり勿論醸造技術の改善は廣義に於ける酒造事業改良の一部分に屬し生産費節減の如

き酒造業の施設經營に屬すべき事と相關聯するも茲に言はむとする醸造技術の改善は専ら品質改善を意味し其方法としては左記實地指導及講習に依るべきものとし事業の改良は施設經營を合理的に改めむとするにあり而して事業の施設經營を合理的に改めむとするは業務の合同にあるも近き將來に於て到底實行困難なる問題なる故に茲には現状の設備を基礎として幾分の生産費節減と品質改善を主とせる奨励方法を行はむとするにあり
 尚酒質改善の最要點は原料米の選擇と其同一種を多量に得るにあるか故に栽培者及販賣業者と聯絡上特に注意を要し其手段として共同經營の必要を認め左に之を敘述せり

一 實地指導

イ 酒造期に於て各醸造場を巡回し缺點を指摘し以て實地に指導すること
 ロ 各酒造組合をして適當なる醸造場を選擇せしめ模範醸造場とし特に實地指導を加へ組合員及其從業者をして就きて縦覽せしめ醸造技術に學理を應用するの適切なることを自覺せしむること
 ハ 火入期以後に於ては火入貯藏に就き巡回視察の上各場に對し不備の點を注意指導すること
 而して上述の實地指導事項として實行上特に注意すべきもの左の如し

一 一種麴の良質なるものを選用的ること

一 麴室設備を完成ならしむること

一 原料米及原料米処理方法に對する注意

一 醗造にありては強性酒母速醗醗酸馴養連釀法等に就き獎勵すること

一 其他醗造操作

一 火入装置の改善

二 杜氏及從業者に講習及講話

三 事業の共同經營

イ 藥品及種麴の共同購入

經費の節減に依て利益の増進を計るべきは特に刻下の釀造經營上最も急務とす
へき處にして各酒造組合若くは縣聯合會の事業として差當り乳酸「サリチール酸」、
種麴等の共同購入を實行せば其效果の現實に大なるものを發見せむ即ち縣下前
記三種の一箇年の需要見込高

乳酸 此價額四千六百三十圓六十錢 一 封度代價三十錢位として

「サリチール酸」 四千九百二十四封度 一 封度代價一圓位として

此價額四千九百二十四圓

種 麴 六百三十貫目 一貫目五圓位として

此價額三千五百五十圓

合計金一萬二千七百四圓六十錢

是等は從來個人購入にして京阪より直接購入するか若くは地方藥種商に注文せしむる等の方法を取れるか爲め品質の不良或は價格の割高を免れず殊に種麴の如きは大阪の樋口上田京都の菱六商會等各其輸入先を異にせると共に其室加減(室の溫度)に依て品質の善惡を免れざるか故に共同購入の方法に依り充分吟味するあらは當に價格の上に利益を得るのみならず釀造上の効果も亦決して尠からざるへし尙ほ原料米桶材・酒樽包・菰掛繩等に至る迄其の方法を取らば其效果更に大なるものあらむ

ロ 酒造用米耕作

善良なる製品を得むと欲せば善良なる原料を使用せざるからざるは工業上の原則にして釀造上に於ける原料の如き殊に然りとす而して本縣の如き本邦に於ても主要なる米産地なるに拘らず酒造上適當なる原料を得難し是れ固より幾分か氣候風土の影響に依るべきも畢竟酒造業者が原料米選擇を等閑に附し農業者との連絡を缺けるは其一大原因なりとす
抑銘酒の主産地たる灘地方釀造家の毎酒造期節の始めに於て最も苦心するは原

料米の購入にありとす蓋し該地方酒造業者の使用する米の産地は廣き範圍にあらずして攝津播磨に於ける或る一部の地方に限られ酒造季節に至れば競争して買入に著手する結果賣手は足元を見て容易に手離さず賣人の意志に左右せらるる有様となりたる結果當業者に於ては此困難を避け可及的安價なる原料米を得むか爲め青田の頃に賣買契約を爲すものあるも是れ亦收穫時に至り米價騰貴すれば農家は當初の約束を履行せず値上げを迫るの結果を免れず

單に如上の事情に止まるとせば共同購買等にて幾分救済の途なきにあらざるも元來酒造米は酒造米として特有の性質を具備せざるへからず或は食味上或は貯藏上或は精白上或は炊増上に於て完全の資格を有するものとするも此等は酒造米として要求する條件にあらず故に單に收益のみ多からむことを期する農家の手に委するときは到底適當の米種を得ること困難なりとす現今酒造に適當せる攝津又は播州の産米と雖眞に醸造に適するものは其額大ならず唯僅少の灘地方の當業者に供給せらるゝのみにして他の地方に於ては夫夫其附近の産米を原料とする有様なるも既述の如く酒質優劣の大半は原料米の良否に歸することを思はゞ之か選擇は決して等閑に附すへきにあらず如何に熟練なる杜氏も粗悪なる劣等米を供給せらるれば到底芳醇なる製品を得ること能はざるは當然なり

斯かる酒造米買付の困難を防ぎ同時に可及的理想の原料を得る爲めには酒造組

合其他共同經營に依り酒造専用米耕作の施設を爲すを以て適切なりと認む現に栃木・埼玉・千葉縣地方の酒造組合にては數年前より之を試みて良結果を收めつゝありと言ふ

四 醸造に關する品評會の開設

第五節 改良の效果

一 品質改善

原料米の選擇に注意し強性酒母・速醸醗連醸法に依り品質優良なるものを製し且つ火入方法改善に據り以て品質を昂上せしむることを得

二 生産費節減

強性酒母・速醸醗連醸法等に依り汲水量を増加し同一の原料米及費用にて従來より多量の清酒を得ること

三 腐造防止

種麴の選擇・麴室の完備原料・米處理其他酒母・醗麴の製造操作に付注意の結果醸造中の腐敗を減少せしむ

四 火落防止

火入方法の改善に依り火落の災を減せしむ

以上改良の効果として將來の利益を概定算出すること左の如し

種別	生産額		利益		備考
	數量	價額	利益	益	
現在	一三七、一〇二	五、三四六、九七八	一、九三八、〇〇〇	五三四、六九七	現在價格一石約三十九圓 現在は生産額に對し一割の利益あるもの とし將來は生産費の削減に依り一割二分 の利益に進むものとす 右利益の外將來は品質の改善に依り一石 價格四十五圓に進むものとす
十年後	一七〇、〇〇〇	七、六五〇、〇〇〇	一、四〇三、三〇三	三	
差引増	三二、八九八	二、三〇三、〇二二	一、四〇三、三〇三	三	

第三章 清酒以外の酒類

第一節 濁酒・白酒・味醂・焼酎

第一款 事業の現況

本縣醸造品たる清酒以外の酒類中濁酒は嗜好の向上と税額の關係上造石高は年々減少し大正二年の如きは三島郡にて十六石東頸城郡三石刈羽中頸城郡にて各三石北滄原中魚沼岩船郡にて各一石計二十六石餘の少數を見るのみなれば其前途知るべきのみ白酒・味醂・焼酎は其造石高に於て一進一退未だ著しき發展を認むることを得ず即ち白酒は大正二年の産額を以て明治三十六年に比すれば倍蓰せりと雖其造石高僅に百六十石價格一萬圓未滿たるに過ぎず

味醂及焼酎は千葉・愛知・三重・京都等特種の地方に於ては著しく多量に製造せられ相當販路を有するものなれば本縣の如き亦當業者の奮勵如何に依り將來尙ほ發展の餘地ありと認む即ち明治三十七年より大正二年に至る十箇年間累年産額及右三種酒類に對する輸出入狀況左の如し

清酒以外の各酒類累年産額表

種別	明治三十七年		明治三十八年		明治三十九年		明治四十年		明治四十一年		明治四十二年		明治四十三年		明治四十四年		備考
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	
白酒	八三五	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	輸出は重に北海道、長野、群馬にして其他東京、青森、富山、山形に一箇年のあり
味醂	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
焼酎	一、九三九	一、九三九	一、九三九	一、九三九	一、九三九	一、九三九	一、九三九	一、九三九	一、九三九	一、九三九	一、九三九	一、九三九	一、九三九	一、九三九	一、九三九	一、九三九	

明治四十年	一九六七石	二七三〇石	一一〇石	五、二〇四石	八二石
同 四十一年	四五六	二五、五三五	五二	三、八七〇	八二石
同 四十二年	九三八	五八、九三三	一〇二	五、三三五	八二石
同 四十三年	九四〇	五四、一九九	一三五	七、一六六	八二石
同 四十四年	一、〇四二	六一、〇一六	六九	三、七九九	八二石
大正元年	一、〇六二	五八、八三一	七六四	一、二九四七	八二石
同 二年	二、四五五	一六、三七一	六五四	四、五三五	八二石

輸入は福島、東京、大阪、山形、長野、長野、山形、海形、一年又は二年あり、輸出は露領浦鹽堡とす

第二款 醸造上の缺點

元來白酒及味醂は醸造物と言はむより寧ろ混成的方法に依るものなるに本縣産味醂は其混成宜しきを得ず一般に色澤濃厚にして甘味少なきの缺點あり
 焼酎に在ては清酒取蒸溜器として現今尙ほ在來の兜釜を使用するものあり是等は焼酎を濁濁せしめ且つ製成歩合を小ならしむ其他容器は概して木製の桶を使用する故木材に吸収せられ且つ蒸發の爲め減損多き等の缺點あり

第三款 事業の改善方法

本縣産味醂は前記の如き缺點あるを以て先づ其根本たる製麴方法を改善して品質の向上を圖らざるへからす而して其方法としては味醂製造者は殆んど全く清

酒製造の兼業者なるか故に清酒醸造上の指導に併せ之を指導するを以て適切とす

焼酎に在ては蒸溜器を蛇管式に変更せしめ或は粕と清酒の混合取等の備設を爲し容器は釉藥せる陶器類の使用を奨励すること

第二節 葡萄酒

第一款 沿革

縣下に於て葡萄酒醸造等を經營する者は中頸城郡高士村大字北方川上善兵衛佐渡郡金澤村高朝仁八郎岩船郡鹽野町村中山太次郎等なるも産額の大部分は川上の製造に係るものなれば茲に同醸造場の沿革を揚ぐ醸主川上は農事改良の綱要は該土地に適當せる耕作物の選擇に在りとし自己所有の不毛傾斜地に於て葡萄樹の栽培に著眼し明治二十三年約三段歩餘の土地を深耕し果樹栽植の準備を爲し翌二十四年九種の洋種葡萄百二十七株を栽植し明治二十六年九月初めて葡萄酒五合を醸造し爾來年年葡萄酒園の擴張と共に葡萄酒の造石高を増加し本邦有数の葡萄酒生産者たるの實況を呈するに至れり

第二款 事業の現況

現在の葡萄園は二十四町歩餘にして葡萄實一箇年の收穫高二萬五千貫乃至三萬貫此より年年三百石餘の葡萄酒を醸造す而して其醸造成績は葡萄實一千貫より葡萄酒十二石壓搾殘渣百七十貫を得而して右葡萄酒は貯藏二箇年間に一割二分を減し其他三年目に販賣するまでには十石二斗六升位となり又壓搾殘渣百七十貫より酒精分五〇パーセントの「ブランデー」二斗五升を得と云ふ

第三款 醸造上の缺點及改善

斯く有利なる事業なるも本邦に於ける葡萄酒造石高は明治三十四年以降年年減少の趨勢を來たせるは一は邦人の葡萄酒に對する嗜好の發達せざると一は本邦の風土は葡萄實成熟期に於て降雨多き爲め成分上含有糖分少く酸量多きに失し純良なる葡萄酒を生産し得ざるに基因するもの、如し而して第二の原因は歐羅巴にて一般に葡萄酒改良法として行はる「シャブタル」氏法に據り酸酵前糖分を補足する事に因て除き得らるゝも第一の原因は時勢の進運に俟たざる可からざるもの、如し

第四章 味噌

第一節 沿革

本縣味噌醸造の起源たる概ね自家用の發達より生したるものにして市街地に於て僅に之を營業せる位に過ぎざりしか其輸出の途を開きたるは佐渡を以て嚆矢とす乃ち大和船時代に於ては同島に寄港せる船舶か需要を之に仰きしに起り次て同島より北海道へ移住或は出稼するもの増加し嗜好上其郷里の味噌を欲せるか爲め茲に北海道に對する輸出の機會を起さしめたるものとす而して其經營稍見るべきに至りたるは元治、慶應年間にして羽茂村の人笠井幸太郎等又大に販路を擴張せり明治三十年井桁秋太郎等羽茂味噌醸造會社を組織して一層其發展を盡し遂に同村大石港をして味噌輸出港たるの名を博せしめ特に北海道より廻船せしむるに至れり其他上越地方は往時より長野縣、中越地方は群馬、栃木、下越地方は佐渡と共に北海道に輸出しつゝあり

第二節 事業の現況

第一款 産地及産額

味噌は佐渡郡を以て主要産地とし其年額約七十九萬貫に及ぶ之に次けるは新潟

市及沼垂町にして約二十三萬貫を産し中・南の兩藩原古志郡等各十萬貫以上の生産あり中頸城・刈羽の兩郡も亦各五萬貫以上の生産ありとす即ち明治四十二年より大正二年に至る五箇年間の醸造状態左の如し

年次	種別	製造戸數	數量	價格
明治四十二年	同	二二三	一、一六六、七八九	三二五、二七一
同 四十三年	同	二三七	一、〇三一、七五四	二九〇、三一五
同 四十四年	同	二二七	一、二二三、二七三	二五五、七六一
大正元年	同	二二八	一、三七九、〇五二	四四〇、一一〇
同 二年	同	二二四	一、四四八、九四〇	四七七、八四七

第二款 輸出入

大正二年本縣輸出總額約三十五萬圓中佐渡郡約二十七萬五千圓を占め殆ど全部同郡の輸出と見るも可なるの有様なりとす之に次けるは新潟市南中の兩藩原郡にして各二萬圓以上を輸出し高田市古志郡亦五千圓以上を輸出す尙其販路に就て之を見れば從來は北海道を以て唯一の得意地とし小部分の群馬地方に仕向けたるに過ぎざりしか近年に至ては佐渡郡は北海道・栃木・樺太・新潟市は北海道・中藩原郡は北海道・長野・古志郡は群馬・高田市は北海道・長野・岩船郡は山形に仕向くるに至れり

即ち明治四十二年より大正二年に至る最近五箇年間の輸出額左の如し

年次	種別	數量	價格	仕向地
明治四十二年	同	七九、九六一	二一三、〇一六	北海道、山口、山形、青森、長野、群馬、東京、浦鹽
同 四十三年	同	六九、三〇〇	一九三、四一五	北海道、大阪、浦鹽、其他沿海州、長野、山形、東京、樺太、群馬
同 四十四年	同	一、〇三三、四四一	二八五、三三九	大阪、山形、東京、北海道、長野、群馬
大正元年	同	八四二、五六一	二六四、〇四〇	北海道、長野、群馬、東京、山形、栃木、埼玉、樺太
同 二年	同	九六二、〇一五	三四六、七七七	北海道、樺太、長野、群馬、東京、山形、千葉、廣島、埼玉、大阪、秋田、富山

第三款 專業の機關

前記の如く佐渡郡は北海道需要の主要供給地たると共に其の製造戸數も多きを以て明治四十二年四月眞野村大字新町に佐渡味噌同業組合を組織し郡内を五區に分ち容器荷造に改善を加へ商標を附し更に其の品質に至りては良好完全を期し仕込二月より七月迄の醸造に係れる製品は滿六箇月以上其他の月に於ける製品は滿八箇月以上を經過し硬軟其度に適し一樽正味十貫目入れ又は皆掛十一貫八百目以上の物を以て検査に合格すべきものとして一樽毎に検査證印を附し其検査したるものに對しては結束尻に認印を押捺する等嚴格なる取締を施行し居

第四款 需要の状況及收支計算

斯業將來の發展如何は、容易に窺知し得べき所にあらざるも、明治四十三年の農商務省調査を根據とせば、本縣味噌消費高は一千十三萬一千六百七十二貫匁にして、之を當年の人口百八十五萬七千七百四十七人に割當れば、一人一箇年五貫四百五十匁と爲るを見る、更に之を同省農務局編纂大豆及其他の豆類に關する調査に據りて一貫匁の味噌を製造するに大豆一升一合を要するの計算よりすれば、大正二年度の人口約百九十萬に對し、味噌一千三十五萬五千餘貫此大豆十一萬三千九百餘石を要する事と爲る、而して販賣用として製造せられたる味噌は大正二年に於て百萬七千七百六十四貫匁にして、該年度輸出九十六萬二千十五貫匁なるか故に、差引四萬五千七百四十九貫匁縣内にて消費せらるゝ事となるを見る、即ち以上の要領を表示すれば左の如し

イ 消費高	一〇、三五五、〇〇〇貫匁
内 自家製造	一〇、三〇六、二五一
縣内製品購入消費	四五、七四九

三〇〇〇

一〇、〇七、七六四貫匁

九六二〇一五

四五七四九

即ち販賣用製品の九割六分は管外へ輸出せられ、管内消費の九割九分餘は自家製造に依ることを知るへし、尙併せて醸造の收支計算を調査するに左の如し

収入	味噌一千貫匁
支出	大豆十一石
	食鹽八石
	薪木料一棚半
	人夫十人
計	計金二百九十九圓

差引金六十一圓

利益

資本約三百八十餘圓に對し一割六分の利益となるへし

第五款 製造上の缺點

元來味噌製造の目的たるや菌類の作用に依り大豆麥等の主成分を變化せしめて美味を増加せしむるにあるものにして即ち其製造中の酸酵に依りて大豆小麥等に於ける不溶性の成分たる澱粉及蛋白質等を分解して可溶體と爲さしむるにありとす而して食鹽は調味の料たると同時に他の有害微生物の蕃殖を妨ぐの目的に出つ又味噌には刺激性ある化合物を多く含めり是れ有機鹽基にして恰も牛肉中より得へき肉越幾斯の如き主要成分に類似せるを以て滋養の價値を増進せしむるものなれば醸造業者たるものは最も是點に注意せざるへからざる事とす然れども本縣産の味噌たるや現今に於ては幾多改善の迹を認むへしと雖固と自家用より出でたるを以て所謂味噌玉と稱して煮豆を足踏みたるものを一の球形と爲し之を梁上に釣りて白黴を生し龜裂せむとする迄乾燥して仕込むの風習今に存するを以て酸酵と共に美味を生ずるの機會を消失せしむるの憂ひある而已ならず足搗法に依れるか故に從て汚物の附著を免れざるか如き前記醸造上に於ける成分涵養に意を用ゐざるの憾みあり

第六款 成熟と成分の關係

本邦味噌製造の種類に就て見れば普通製味噌の二種に區別するを得へく普通製は大豆一斗麴七升食鹽八升の割合にて製造し普通十箇月乃至一箇年にて販出し得へく其他赤鹹なる仙臺味噌は一年半乃至二箇年にて熟し八丁味噌なる三河味噌は一箇年を要し澁味あれとも最良品にして吸物等に使用せられ市場に重せらる江戸味噌は最も甘味にして赤黄色を帯ひ夏期ならば十日前後冬期は一箇月位にして成熟し得へく田舎味噌亦一箇年位にて成熟し得へし此の如く其種類の多きは拘はらず本縣産は未だ田舎味噌の一方のみに傾き其販路の嗜好を考へて能く之に應ずるの製造を爲さざるは甚だ遺憾なりとす今其成分上の比較を參考として掲記すれば左の如し

種	類	蛋白質	脂肪	含水炭素	鹽分
白	味噌	一〇、一八	五、一〇	一、九九	七、七八
江	味噌	一二、八四	五、二六	一、七九	一一、九三
田	味噌	一三、九三	五、五二	二、四六	一三、〇六
仙	味噌	一四、二五	六、四六	二、三一	一二、四八

第三節 事業の改善方法

一、技術上の改善

イ 煮豆潰法の如きも従來の足踏方法を廢して潰碎器械を使用すること
ロ 乾燥方法の如きも乾燥室を準備すると共に其仕込室等も寒暖計に依り醱酵程度を工夫加減せしめ勞費を節減し其品質を昂進せしめ風味を佳良ならしむるを得へし

ハ 本縣當業者は單に赤味噌の製造のみに慣れたるを以て兎角旨味を失するの嫌ひあり故に今後は食鹽と麴及麥の配合に於て注意し一層其風味の向上を圖るべきこと

ニ 殊に仕込桶の清潔に注意せず搬出品の容器に意を用ゐざるか爲め汚物の浸入或は其浸出の嫌ひなしとせず故に是等の改善は今後斯業の發展上最も注意すべきこととす

二 味噌の種類擴張
本縣従來の製產品としては田舎味噌の醸造のみなるを以て其成熟期に時日を要すると共に資金を固定せしむるの嫌ひあり是れ北海道を得意先とするものありては止むを得ざるものありと雖其販路を研究調査して熟成期の極めて短き江

戸味噌の産出及進んては味付味噌製造をも經營するに至らば將來大に發展の餘地あるべきを信す

三 輸出方面の研究

佐渡郡にては其主要仕向地たる北海道に對しては時時販路を視察するの狀態なれとも其他の方面に對しては縣下當業者一般に注意を拂はれざるか如し而して従來の關係販路に付て之を見るに長野方面には尾張味噌の競争あり關東地方には東京味噌及仙臺味噌の競争ありて本縣産は僅に其價格の低廉なるか爲め他の補缺品として需要せられつゝあるの有様なるに至りては甚だ遺憾とする所なり殊に最も大口に之を需要すべき工場地及鑛業地の需要に對して直接輸出をなすか如きは販路として有利なるものと認めらる

四 原料の供給方法

前記の味噌製造上現狀は縣内消費味噌に對する原料大豆十一萬三千九百餘石に加ふるに其輸出味噌八十四萬二千餘貫に對する原料大豆九千二百餘石を以てするときは十二萬三千百餘石の大豆は本縣味噌製造の爲めに要せらるゝ事と爲る然るに本縣に於ける現在の大豆の産額は僅に十三萬九千三百三十九石にして内輸出四千四百四十四石外輸入二萬九千七百八十七石差引管外入超二萬五千三百四十三石之に毎年平均海外輸入額一千四百八十四石五斗七升滿洲大豆一擔十六

貫百二十八匁一升重量鐵嶺産一升重量三百五十匁と見積り)を加ふれば其全消費額十六萬六千六百六十六石五斗七升となり縣内斯業經營の現状尙ほ約二萬七千石の不足を見るへし而して本縣産大豆は其品質に於ては決して北海道及滿洲産に劣らずと雖其集散機關の完全ならざるのみならず價格の如き却て彼より高價なるの觀あり

尙ほ販賣用味噌製造者は大概醬油製造の兼業者なる故原料の共同購入等に就ては醬油醸造業に準すべきものとす

以上改良の効果として將來の生産額を概算出すること左の如し

種別	生産額		利益	備考
	數量	價格		
現在	一、四四八、九四〇	四七、七八四	八、二三四	一現在價格一貫匁約三十三錢 二現在は生産額に對し一割七分の利益あるものとし將來は生産費の節減に依り二割の利益に進むものとす 三右利益の外將來は品質改善に依り一貫匁價格三十五錢に進むものとす
十年後	二、一〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	
差引増	五五、一〇〇	二二、二一五	九、八七六	

第五章 醬油

第一節 沿革

本縣醬油醸造の業たる其淵源今に於て知るに由なしと雖縣内各藩主所在地には各其御用醸造家ありて之を民間の一營業として經營せるに始まり高田の上田柏崎の西卷・寺泊の本間等比較的古き營業者たるか如く當時に在りては之を需要する者洵に尠くして僅に市街地に於ける中流以上の需要に供せられ居りたるのみなり而して當時醬油醸造の起源としては京阪來往者より始めて其嗜好を傳へたるもの、如し尙北蒲原郡乙村地方に於ける事業の擴張は同地方人の北海道開拓に従事し其需要を來せるより之に應じて醸造搬出せるに由れり

第二節 事業の現況

第一款 産地及産額

本縣醬油の産地は白根・龜田地方を主とせる中蒲原郡最も多く其醸造高一萬石以上にして之に次けるは乙村地方を主とせる北蒲原郡八千石以上上組地方を主とせる古志郡の六千五百石、長岡市の五千餘石、西蒲原郡の三千五百石等を始め各郡市概ね其産出を見ることがなし即ち明治三十七年より大正二年に至る十箇年間

製造戸數數量價額左の如し

年別	製造戸數	數量	價額	
			數量	價格
明治三十七年	二五六	三四、九〇九	六七一、三二六	
同三十八年	二六二	二六、八〇二	五三六、〇三六	
同三十九年	未詳	三九、三五二	八三八、二九八	
同四十年	二六三	三七、一八七	八〇三、六〇八	
同四十一年	二六七	三七、〇六六	八三一、三三三	
同四十二年	二六四	三九、一四一	八六七、五四九	
同四十三年	二六五	四〇、六八五	一、〇六九、五二六	
同四十四年	二七四	五一、一〇六	一、〇五三、七八八	
同四十五年	二八三	五二、一二〇	一、三〇三、〇〇〇	
同四十六年	二八七	五四、二七二	一、三五六、八〇〇	

右表に依り最近十年間に於ける醬油醸造業發達の趨勢を観るに三十六年に於て其製成石高三萬三千石なりしもの三十八年に於て少しく減少せるも一般に漸次増加し大正二年には五萬四千石此價額百三十五萬圓に達し十年間に約一萬九千三百餘石の増加を示せり而して其當業者の經營狀態に就て見れば其醸造高二千石以上のもの六戸、五百石以上のもの十戸、三百石以上のもの二十戸、百石以上のもの五十一戸、五十石以上のもの六十八戸、其他は悉く小規模の醸造者にして五十石

以上二百石迄のもの最も多し而して斯業も亦本縣清酒醸造狀態と同しく地賣を専門とするもの多くして一千石以上の者に至りて始めて輸出を爲しつゝあるの狀態にして従つて其經營方法も輸出向と地賣と全然其趣を異にするの觀ありとす

第二款 輸出入

販路は從來北海道長野のみなりしか近年は東京群馬埼玉山口大阪山形地方より樺太勸察加地方に及び海外輸出は北蒲原郡乙村地方産の浦鹽斯德に仕向けらるるものあるのみ輸入は上等向として直接に或は東京を経由して千葉縣産のもの輸入せらるゝ外多くは下等品の縣産代用品として使用せらるゝに過ぎず即ち最近十箇年間に於ける管外輸出入及海外輸出の狀態左の如し

年別	輸		出		入	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
明治三十七年	五〇、三二五	一、〇七三、五五五	一〇、六五五	七、七〇四	八	七、七〇四
同三十八年	九、三三〇	一六、九七三	一、六七五	九、九五五	七〇四	九、九五五

年 別	種 別		輸 入		輸 出		
	管 外	海 外	管 外	海 外	管 外	海 外	
明治三十九年	九二五	三六	九四二	一〇二九	露國、教賀、樺太	八八	福島、群馬、富山
同 四十年	六〇二	—	六〇二	—	北海道、長野、浦鹽	—	北海道、福島、山形、群馬
同 四十一年	六〇七	—	六三九	九六六	北海道、東京、長野、山形、樺太、浦鹽、海州	—	福島、千葉、東京
同 四十二年	五五八	—	五七九	七四三	北海道、山口、山形、青森、長野、群馬、東京、韓國、浦鹽、露領沿海州	—	北海道、東京、福島、富山、長野
同 四十三年	八二二	—	八四二	八二五	北海道、長野、群馬、山形、東京、樺太、浦鹽	—	北海道、富山、福島、福岡、山形、長野、大阪、東京
同 四十四年	九九四	—	一〇八五	九二五	北海道、山口、大阪、群馬、東京、長野、浦鹽	—	大阪、長野、愛知、北海道
大正 元年	一〇四三	—	一〇四三	—	北海道、樺太、東京、群馬、長野、埼玉、東京	—	福島、長野、東京、富山、秋田
同 二年	一〇四八	—	一〇四八	—	北海道、樺太、東京、群馬、宮城、長野、浦鹽、廣島、富山、山形	—	東京、大阪、福島、山形、關東、秋田

第三款 醸造の收支計算

精製醬油百石を醸造するの經營として其收支計算を示せば左の如し

收 入

前記計畫に依り醬油諸味百五十石を製成するものとして其收入左の如し

一金二千四百圓 生上醬油代金

一金五百圓 二番醬油代金

二番五十石を得て一升代金十錢と見積 醬油 粕代金

一金百六十五圓七十五錢 諸味一石に付き粕約十七貫を得るとして此粕二千五百五十貫となり十貫目

相場六十五錢 計金三千六十五圓七十五錢

支 出

一金六百二十五圓 大豆五十石代金時價

一金六百一十一圓二十五錢 小麥五十石代金時價

一金二百四十八圓五十錢 倉鹽五十石代金時價

一金四十五錢 薪 炭 料

一金百八十圓 杜氏以下從業者給料及食費

一金二百六十二圓五十錢

石 稅

一金四百八十圓

資本見積六千圓に對する
利子一箇年分利率年八分

計金二千四百五十二圓二十五錢

即ち前合計金收支差引金六百十三圓五十錢を以て斯業の純利益なりとす之を資本に對し一割二厘となる

(注意) 清酒醸造の收支計算に於ては資本に對する利子を掲記せずして醬油醸造に掲記せるは醸造仕込より熟成迄比較的長日子を要するに由る

第三節 事業の缺點

第一款 醸造上の缺點

一 醸造上の缺點

從來の醬油麴は種麴を使用することなく數年間製造の結果自然的に麴蓋に附著し或は麴室内に生存せる微生物の蕃殖にのみ依頼するか故に一定せる麴を得ること難く從て醬油諸味の熟成不良の結果を招き易し
二 火入の不完全
現今縣下に於ける醬油火入は極めて高温に(沸點達せしむるか爲めに其特有の芳香を失し且つ多量の滓を生して且つ蒸發量も多く從て缺減の歩合を多からしむ

るの憾みあり

三 資本の固定

醬油醸造は仕込より熟成まで十箇月以上二箇年乃至三箇年を要する爲め流動資本の固定を免れず

四 熟成の不完全

醬油醸造は腐敗の危険殆んど無之きと其製品に對する需要者の嗜好尙ほ幼稚にして良否の批評喧しからず爲に當業者に對し改善の必要を自覺せしむること薄く又當業者は番醬油(一回壓搾したる粕に鹽水を加へたるもの)に砂糖甘酒味醂等を混和し味醂は多少夏季に於ける生黴を防ぐとするも以て其製産量を多からしめんことを努め却て品質優良なるべき生揚げの製出に苦心せざるか故に本來の醬油諸味の熟成をして充分完全ならしめ其垂歩合を増加せしむべき工夫少なきは甚たしき缺點なりとす

第二款 品質上の缺點

本縣醬油の品質も近時は漸次改善せらるゝの觀ありと雖未だ往往取扱上の不注意よりして來れる結果として黴を生し澆濁し若くは焦臭を有するもの甚た少しとせず殊に其色澤の如きも本邦一般の品質よりすれば濃淡の二種に區別せられ

關東産のものは濃厚にして關西京阪は淡白且つ稀薄なるを常とす是れ固より地方的趣味に基因するものにして此點に於て本縣産は從來より野田風を傳來し居れるを以て濃厚を以て特色とせむとする傾きあるのみならず強て濃厚を裝ひ且つ殊更に甘味を附するか如き弊に陥れるものあり

第四節 事業の改善

現今醬油需要の狀況を観るに其品質優良に重きを置くものと價格の低廉に重きを置くものとの二階級ありと云ふを得へし然れとも夏季生徴を嫌ふの點に於ては一なりとす故に醬油醸造事業の改善は此方針に向て進行するを要訣とす然るに現今に於て價格廉なるものは二番三番等の粗悪品を混和せるに依り此等は夏季に於て徴を生ずること當然なれとも冬季に於ては如斯粗悪品と雖生徴することなきか故に敢て需要を減退するに至らず爲めに營業者も亦純良なる生揚げ品の増收を怠り二番三番等の粗悪品に著色其他の行爲を施し利益を得んことにのみ汲汲とし未だ完全なる品質改善の機運に至らず即ち縣下營業者の多くは生産費節減の爲め前記の二番三番等の醬油の加工調味に目亦足らざらむとす然れとも需要者の嗜好も漸次向上するは當然なれば今後斯る姑息的手段にのみ依らず生揚げ品の増收に努め以て品質の改善を期すべきことを獎勵し二番三番の混和

物は特別需要者の需要高に放任するの方針を以て至當と認む
尙ほ醬油諸味醸造に就ては改良を要すべき點種種ありと雖現時に於ける最大急務は醸期の短縮即ち速醸に在り蓋し醬油醸造の如く製造著手より販賣に至るまで徒らに日月の経過に放任して熟成を待ち無爲に長日月を要するものは他の工業に於て見ざる所なり而して從來此の點に就ては研究を試みたるもの多ありと雖未だ一般に獎勵實行し得べき程度に達せざるの狀態なり故に現狀に於ては先づ改善方法として左記方法を實行することとし同時に速醸方法を研究するを必要とす

一 講習講話及實地指導

實地指導事項として實行上特に注意すべきは左の如し

イ原料處理法 大豆の煮熟、小麦の灼熱、食鹽の良否及び溶解法に對する注意

ロ製麴方法 麴蓋洗滌、種麴使用、製麴時に於ける溫度の調節等に對する注意

ハ火入方法 火入溫度を適宜に攝氏六七十度低減せしめ且つ二重釜を使用し

ニの芳香を損失せしめしめて品質を向上せしめむとすること

二 共同經營 前記改善の諸方法中之を實行するに當り共同經營に俟つを有利とする者なしと

せず即ち其原料たる大豆・小麥・食鹽等の共同購入にして其一部たる大豆の如き現に縣産の之に充つ可きもの尠しとせざるに拘らす之を北海道等に仰かざるへからざるものは隨時其需要に際し統一せる品質のものを所要數量だけ容易に得んこと困難なるに基因せるを以て此際當業者にして原料の共同購入を實行するに至らば多額の荷纏めを爲し得へきか故に從來各個購入よりも頗る廉價に辨すへき而已ならず特に縣産に對して此方法に依り其原料たる生産地の農會或は産業組合等に豫約し之を購入する方法を取らば事業經營上利益亦決して尠しとせず
三品評會の開設

第五節 改良の効果

一良好なる麴を製し可及的熟成を完全ならしめ以て垂歩合を増加せしむ
二火入方法を改善し垂歩合を増加すると同時に品質を向上せしむ
以上改良の効果として將來の利益を概定算出すること左の如し

種別	生産額		利益	備考
	數量	價格		
現在	五四、二七二	一、三五六、八〇〇	二七一、三六〇	一 現在價格一石二十五圓の利益あるものとし將來は生産費の削減に依り二割五分の利益に達するものとす
十年後	一〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	二 右利益の外將來は品質の改善に依り一石價格三十圓に向上するものとす
差引増	四五、七二八	一、六四三、二〇〇	九七八、六四〇	三

第六章 金屬器

第一節 沿革

本縣金屬器業の發達に就て稽ふれば事業の種類と共に各其經路を異にせるか如し即ち三條町の利器は今を距る二百年前に盛に行商して彼の三國峠の交通は是か爲めに開發せられたりと稱せらる其後會津より鋸、鑿、鉋等の製法を傳へたる而已ならず同地より美濃周の如き名工來りて一層其技術を進歩せしむ切廻しは今を距る三十餘年前信州佐水より之を傳へ「ナイフ」は明治二十年始めて田中龜吉に依て創業せらる又當地に於ける一大産物として天下に有名なる黄銅度器は其起源既に遠く文化文久の際に鐵及鋼製に名ありしか嘉永年間高野久松なる者はを創製せしより今日の盛況を致す基となれり燕町の銅器は明和年間奥州の藤七なる者來住し其製作法を地方人に傳習し玉川覺兵衛最も能く研鑽して現今該

地に於ける銅鑄器業者の中心と爲る鑄は今を距る二百年前鋸職たる中屋平右衛門と云へる者自己製鋸の用に資するより工夫せるに起り煙管は安永年間奥州若松の人鋸屋市右衛門の來住に依り矢立は寛政年間佐野半七の創業に依りて起り度器の製造は明治二十六年七里善太郎等に依りて創業せらる刈羽郡大洲村に於ける大久保の鑄銅業は往古河内國丹南郡狹山より傳來し其後原得齋及琢齊等の名家出て、更に蠟型式製造法を發明し遂に斑紫銅の工夫を爲すに至れり後ちに琢齊佐渡の澤根町に移り住し茲に別に一家を爲して縣下斑紫銅に於ける二産地たるの基礎を立つ高田市の鑄鐵業は遠く慶長十七年にありて松平忠輝の移封と共に越前の斯道の名家たる山岸九郎兵衛なる者來り住せるに始まる同地に於ける毛拔も亦小林七郎右衛門なるもの同じく來り創業せるに因れり而して維新後に至りては新潟の開港及石油事業の勃興に従ひ器械造船等の鐵工業も新潟長岡諸地方に勃興するに至れり

第二節 事業の現況

第一款 産地及種類

本縣の金屬器業を大別して鐵器青銅器銅器黃銅器の四種とし其の主要なる産地は南蒲原郡三條町の利器西蒲原郡燕町の鑄起銅器及鑄佐渡郡澤根町及刈羽郡大

洲村大字大久保の斑紫銅器三島郡與板町及高田市の鍋釜類新潟長岡の兩市及刈羽郡柏崎町の鐵製機械類等最も顯はれ其他各地に家具農具等の製作を見る而して更に産地に依り其製造品を細別すれば三條町は鋏鋸度器を始め小刀鋸類之に次ぎ鎌ナイフ庖丁銚鑿鉋火箸眞鍮小物毛拔挽廻小荒物桂稻扱鍬等皆製造せられざるはなく殊に鋏を始め一般の利器は關西地方の如く薄鋼ならざるを以て永久に使用し得るの利益あり黃銅度器及ナイフ等亦名ありて堺三木と共に全國三大産地と稱せらる燕町は鑄起銅器の特産物を主とし鑄煙管矢立黃銅度器等の種類あり鑄起銅器を除く外概ね三條商人の手によりて販出せらる澤根及大久保は斑紫銅器の産地にして人物置物花瓶香爐文具茶器等の美術品を産せり高田市の鑄物は鍋釜農具器械類梵鐘建築金具等にして小林氏の毛拔及鋏古來より名あり其他鐵工業としては長岡市は石油採掘の機械類新潟市は船舶及鑛業工事用の諸器械類の製造地なりとす

第二款 産額

縣下金屬器の産額は明治四十年頃より著しく増加し來りしも常に二百五十萬圓前後に在りしか大正二年に至りては三百萬圓の上に出づるに至れり而して其主要産地に於ける産額は三條約五十萬圓燕約二十萬圓新發田八萬圓高田及與板各

約二萬圓澤根約一萬圓等主なるものにして殊に近年鐵工業の發達に伴ひ器械類の産額増加し居れども概ね縣内に於ける石油事業及精米排水等に使用せられつある有様なりとす即ち明治三十七年より大正二年に至る十箇年の製造戸數職工數生産額の狀態左の如し

年種別	戸數	職		計	工	青銅器	鐵器	黃銅器	價格計
		男	女						
明治三十七年	一、四三三	三、八四七	四、八七	四、三三四	四、五四六九	六、四九、九四九	九、一四三〇	七、八、八四八	
同 三十八年	一、四二六	三、八四七	四、八七	四、三三四	四、五二三八	六、四九、八四〇	九、一〇一八	七、〇、七〇九六	
同 三十九年	一、七二四	四、四六〇	三、五三	五、一三	一、七、八〇八	一、二、二、一〇一	八、一、二、四三	一、四、一、一、五三	
同 四十年	一、八六九	六、五七三	一、三六七	七、九三九	一、四、八、七、八五	二、一、三、五、八五〇	九、八、七、一七	二、二、八、三、三、五二	
同 四十一年	一、八八八	六、〇一〇	一、五〇八	七、五一八	一、四、五、八、七、六	二、一、〇、四、六九	九、四、六、九、五	二、五、五、一、〇、四〇	
同 四十二年	一、九二一	六、三七八	一、三八一	七、七五九	一、四、三、二、三四	二、一、三、五、五、四一	一、〇、一、〇、七、三	二、五、七、〇、八、三	
同 四十三年	一、九六一	六、六八八	一、四九九	八、一五〇	一、四、六、七、八、五	二、一、三、〇、三、七三	一、一、四、三、三三	二、五、八、一、四、八一	
同 四十四年	二、二二七	六、八九三	一、三九九	八、二九二	一、四、〇、七、八、五	二、四、三、三、六、一五	九、三、七、七、九	二、六、六、八、〇、八	
大正元年	二、四七七	七、一三七	一、〇、一、四	八、一五一	一、六、四、〇、三〇	二、三、五、〇、一、一〇	九、六、〇、〇、四	二、六、一、〇、一、四四	
同 二年	二、三三二	七、四一六	七、七六	八、一三二	一、〇、八、二、四	二、九、一、三、〇、一九	八、八、七、四、二	三、一、一、〇、〇、二	

第三款 輸出入

本縣金屬器の輸出は之を實際より觀察すれば即ち三條金物の輸出とも稱すべき

ものにして最近約百四十五萬圓の輸出額中百十五萬圓は實に三條金物商人の手を俟て販出せられつゝあるのみならず三條に次ける燕の産品も其七八分は其手を俟つの有様なりとす此の如く盛況なるに係らす大阪仕向の如きは一度彼地に至り更に品物の仕上及裝飾を施して後ち同地の商品として販出するの運となれるは實に遺憾の事なりとす然れども黃銅度器に至ては他に我より勝れるものなく殆んど全國需要額の六分を占むるの盛況とす左に最近五箇年間に於ける輸出入の狀況を掲ぐれば左の如し

年種別	輸 出		輸 入	
	價 額	仕 向 地	價 額	仕 向 番
明治四十二年	一、〇五八、八一四	北海道、大阪、山形	不詳	
同 四十三年	九、九二、四三三	栃木、埼玉、北海道、奥羽	二、一八、八五一	東京、大阪、富山、山形、兵庫、長野
同 四十四年	一、二、四、九一一	各府縣	一、二八、一、二八	東京、山口、山形、富山、大阪
大正元年	一、二、四〇、八一三	各府縣	一、七九、二、三六	東京、大阪、岡山、神奈川、福井、長野、山梨
同 二年	一、四、五、三、七八一	各府縣	一、二、三、二〇七	東京、神奈川、福井、富山、兵庫、長野、山梨、大阪

第四款 事業の機關

前述の如く三條金物は事實に於て縣下斯業の代表者たるのみならず亦其集散地

たるの觀あるを以て初め同業者の共同機關として燕町に於ける越後銅鐵打物問屋組合三條部の名義の下に活動する處ありしか明治四十三年九月三條町外三箇村を區域として法律に依り三條金物同業組合を組織し重なる商家の先進地を視察し或は短期講習會を開始する等大に努力する所ある而已ならず同部亦其地に郡立三條商工學校を設立して内外相俟て其改善擴張を期せむとす縣に於ても亦其發展に留意し刃物仕上輔改良方法鋸目立缺打方金物著色等に就き講習會を此地に開催して既に三回に及び最新の技術を當業者に授けたり且此地には三條物産株式會社の如き製品の買上資金及原料の供給を爲すへき機關もありて事業經營上大に便利なりとす燕町は嘗て三條同業者と提携して越後銅鐵打物問屋組合を組織し又別に地方のみを以て燕銅器製造組合を設立して斯業の改善に努め且鑪に付ても明治四十四年産業組合法に依り燕鑪目立生産組合を設立せしか不幸にして解散し今は燕鑪合名會社其機關となれり新發田にても亦産業組合法に依り明治四十年新發田鍛冶販賣購買組合を設立し原料購入の利便を圖り居れり

第三節 事業の改善

第一款 利器の改善

一 仕上

本縣斯業の利益としては從來工賃低廉にして技術に練熟し加ふるに鋼付厚くして實用品として販路の廣きに拘らず仕上の點に於て他縣產品に劣れるを以て取引上に於て不利益を免れざる所とす且つ一方に於ては手工的製作なるを以て勢ひ製品の不同を免れざるを以て今後機械的共同仕上を行は、製品も統一し外觀の美をも添へて大に利益あるへしと信す

二 學理の應用

利器製作は地金の選定及其取扱法の如何により切れ味其他製品の價値に至大の關係を及ぼすものにして現今各産地の状態として未だ舊來より襲用せる一様の方式を秘傳として重視せるもの尠からず是れ固より度外視すべからざることなるも近來製鐵術の進歩は各種の地金を生みて其用途により之を選定し其性質に依り焼入法其他取扱法を異にするに至りたるを以て此等學理上より新智識の修得を怠るべからず從來縣主催金物講習會開催の如きは實に這邊の必要より起れるものにして今後に於ても其技術の缺陷に對しては常に其補習の施設をなし進歩を期せむことを要す

三 製品種類の増加

本縣産は其種類多きを以て取引上便とする所なれとも更に輸入防遏品及輸出品に就て研究を遂げ又鍛鐵以外に鑄鐵器の應用をも考案し其品種を増加し以て産

額の増進を企畫せざるへからず
四商人と製造家との關係

從來本縣に於ける利器商人は專屬の製造者あり恰も主人と職工との關係を爲せり而も製造者は一般に薄資にして多くは商人より原料を借受け製品を納めて而して後工賃との差引を爲し此場合に於て商人も亦製品引受を拒絶する事なきの狀態なり故に不景氣の爲めに工賃低下の際に當りては職工は一定收入の必要上却て製造力を増加し従て産額増加を見るの奇現象あり然れども漸次此主從的關係より生せる專屬製造者は其數を減して今や約十分の一内外を残すのみ而して獨立製造者の要する原料は多く金物材料商より仕入れ製品は隨意販賣するの法なるか故に之を主從的關係の製造業者に比すれば不景氣の際に於て一層打撃を蒙むるは止むを得ざることに屬す而して商人は一般に店頭に商品の堆積を恥辱とするの風ありて盛行商的方法によりて全國に販路を求めつゝあるは斯業發展の一大活氣たりと雖而も販路先にて他の製產品との競争上値下を餘儀なくせらるゝ結果其影響自然に製造者に及ぶの狀態なれば今後能く兩者間の意志疏通を圖り商人は常に市場の趨勢に應じ製造者も亦之に應じて生産費を節減し品質の向上を圖る等の方法を講究し以て兩者相俟ち相進むの企畫を爲さるへからず

第二款 鑪の改善

一機械力の應用

從來本縣に於ける鑪の製造たる副業的に發達し價格の低廉を以て販路を得たるか如しと雖現今各地に機械的生産の發生以來漸次販路減退しつゝあるを以て當業者も曩に産業組合を設け機械的製作を開始せしと雖機未た至らず豫定の計畫を遂行する能はずして失敗に終り之を解散するに至りしは惜むへしとす想ふに今後先づ手動的機械を奨励し漸次是か發達を促すを以て當面の要務なりと信ず

二鐵の研究

本縣の鑪は價廉なるも其質一定せず従て其焼入に不同を生し製品に統一を缺くを免れず是れ其材料として主に西洋形古鑪を用ふるに依ると雖亦其製作法の單に舊來の傳習に據るに起因せずはあらず更に學理的研究を遂げ其完全を期するの要あるを認む

第三款 度器の改善

一機械力の應用

度器は長さの標準を定むべきものなるか故に其の製品に對しては嚴密なる器械

的審査を要し之れに對し手工的製品を以てするは不合格品を出すも亦止むを得ざることに屬す殊に同一製品を多數製造せむとせば早晚機械的製作に移らざるへからず而して其仕上に於ても機械力の使用は省力と美觀と防鏽上必要なりとす

二原料の改善

黃銅製は目盛明瞭なるを以て賞用せらるゝも質軟き缺點あるを遺憾とす此缺點に對し合金法の研究は當面の急務なりとす

三販賣組織の改善

度器の卸値と小賣値との間大差を有し而して製産者は常に薄利に苦しみつゝある現狀なり是れ畢竟同業者の同志打的競争に依るものにして之か矯正の爲め組合の設立を以て極めて適切なりと認む從來に於ても屢組合を設けて營業上の協定を企てたるも遂に成功を見るに至らず

第四款 鋤起銅器の改善

一裝飾的製品

本縣鋤起銅器は本邦屈指の特産にして技巧練熟價格低廉の點に於て他に匹儔を見ずと雖往往舊套墨守の譏を免れざるを遺憾とす元來裝飾を目的とする花瓶香

爐等に在りては形狀模様色付に於て善く其調和を保ち時代の趣味に適合して進化し以て販路の擴張を圖るを要し之か爲め圖案の改善洋式の加味等技巧上研究を必要とす

二日用的製品

湯沸類の如き日用品に對して近來瑣瑣製の鐵器又は鐵瓶等出現して極めて廉價に販賣せられ爲めに其販路を阻害せらるゝこと少からず之に對抗する爲め競争上單に價格の低下をのみ圖り或は板金鐵繼品を作り形狀模様等拙劣見るに堪へざるものを製作するに至れり之れ一に窮餘の策に出でたるものなりと雖爲めに善良なる製品の聲價を損するの結果を招くの原因たり元來鋤起銅器は日用家具として實用的なると共に趣味に於て亦特色を失ふへからず故に圖案の改善に關しても常に注意を怠るへからず彼の京都産の眞鍮板金製の粗製模造品が漸次壓倒の形勢を示せるは益以て其用意を要求するものなり

三機械的製作研究

價格を低下せむとせば機械製造により工賃を減するの要あるを以て今日の手工的製作より更に進みて機械製作に移るの研究を必要とす而して胴體の製作の如き特に機械的製作に俟つの要あり

四輸出の研究

清國に於ては銅器の利用多くして之を外國より輸入するの額亦鮮少にあらざるを認む之に對し機械的製作等に依り價額の低下と生産力の増加を圖るを得は以て同國市場に雄を競ふに足るへし

五 取引上の改善

鍍起銅器は多く燕商人に於て販賣しつゝありと雖其製造家との取引は概ね製品の目方に依りて之を行ひ其形狀模様の價値に對する價格を支拂はざるを以て自ら圖案を輕視するに至り其發達を阻害するの結果を招くを免れず故に圖案獎勵の方法としては時時之か品評會を開き又幾多の參考品と對照し鑑識力の養成を必要とす

第五款 鑄銅器の改善

一 圖案の改善

本縣鑄銅器は斑紫銅器と稱し一種の雅趣を有し殆ど本縣の特産として誇る所のものなるも蠟型製なるを以て生産額少く價格亦不廉なるを免れずして漸く一般の流行界に遠かり且つ廉價なる他の模造品の發生を見るに至れり然れども此際に處し妄漫なる改變は却て其基礎を失ふの虞あるか故に暫く現狀を維持し活路の發見に努むると共に特に意匠の如きは舊套を脱せざるの譏あるか故に最も改

善の要あるを認む

二 製作法の改善

本縣の鑄銅器は其型造鑄造及仕上に於て勞力を要すること頗る多きを以て洋式其他の便法を參酌研究して生産費の節約に努むるを要す

第六款 金物一般の改善

一 試験研究機關

材料及機械の試験鑑定、新製品の試製等は製品の改善發達上極めて必要の施設なるも到底個人の力のみを以て能くすへき所にあらざるか故に共同的施設又は試験所の設置等相當施設を要するものと認む

二 機械の應用

一般工業品の製作は漸次機械的作業に移り爲めに著しく生産費を減し手工業の範圍爲めに縮小せらるゝに至るは蓋し一般の傾向なりとす本縣に於ても亦此通則に支配せらるゝは已むを得ざる所なれば當業者須く此大勢に後るゝことなく小機械より漸次大機械に移り以て秩序的に機械利用思想の養成を努めざるべからず

三 工場組織と家内工業組織

從來本縣に於ける金屬業の組織たる殆ど家内工業組織にして之を斯業の大勢より觀れば固より工場組織に變化すへきものなるへしと雖本縣製產品の如きは多く内地の需要に對し殆ど小賣的に販賣せらるゝものなるを以て未だ多數の品質統一を圖らざるへからざるか如き要に迫らす蓋し他の競争地に於て觀るも亦主場的組織のもの少きを以て近き將來に於て急激に工場組織の促進を要せざるは勿論却て生産過剰に陥るの虞なしとせず

四 共同經營

前記の如く斯業の大勢は手工業より漸次機械工業に推移しつゝありと雖も大機械は自ら工場的組織を要するを以て俄に望むへからざること前述の如し故に此際は簡より繁に入るの順序に従ひ差當り一部より更に他の一部に造ひ小機械使用獎勵の要ありと認む然るに現在當業者の多くは薄資にして之か設備に困難なる點あるへきを以て之を共同經營とし更に進むて原料の如きも共同購入をなし生産費の節減を圖り又販賣に於ても投資の弊を矯め共同の方法を執るを得策とす

五 職工の養成

一般の工業日に學理の應用を要することゝなり單に傳來の熟練にのみ依頼すへからざるは獨逸工業教育の例證する所なり本縣斯業に就て之を見るも其從業者

は小學校義務年限終了後徒弟となり徴兵適齡迄年期奉行をなすの例にして此等年齢者に對して三條地方の如きは其地に商工學校の設立ありて組合よりも補助金を交付して入學を獎勵しつゝありと雖成年なる職工に至りては時勢に應ずる新智識取得の便を缺き自ら舊守の弊に陥るを免れざるものあり故に此等に對しては講習講話等の施設に依り同業者團體の活動と相俟ちて改善進歩を期するの要あるを認む

六 品評會を開設すること

第四節 改善の效果

本縣金屬器の改善方法に就ては其要領概ね前記の如し而して其要領に従ひ著著改善を見むか已に其産額に於て全國の首位を占むる利器及度器は更に價格に於て品質に於て強盛なる競争力を發揮し斯業界に雄たるへく鋸起銅器、斑紫銅器の如き亦各其の特色を維持しつゝ進展を期すへく鋸も從來の取引關係等より一層其販路を恢復し得る事となるへし次に又之を貿易上の趨勢に就て考察せんか農商務省調査に依れば大正二年中鐵銅青銅製品輸出額百十三萬四千二百五十七圓鐵製品輸入額九十四萬四千三十二圓にして又同省調査に依るに大正元年中に於ける本邦の好得意地たるへき支那印度に對し歐洲諸國より刃物其他金屬器輸入

額一千二百五十三萬圓に達せり之に對して我國より同地方への輸出額は僅僅二十萬圓たる有様なれば彼此對照して觀察するときは本縣の斯業に對する遺漏なき用意は必ずや好時機を捉へ輸入防遏及輸出増進の餘地を發見して之に突入し確實に有利なる販路を占得し能ふべきこと蓋し疑ひを容れず以上改善の效果將來の利益を概定算出すること左の如し

種別	生産價額	利益	備考
現在	三、一〇、〇〇〇 _円	三、一、〇〇〇 _円	現在生産額に對し一割の利益あるものとす 將來は一割二分に利益増加するものとす
十年後	六、〇〇〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	
差引増	二、八八九、九九八	四〇九、〇〇〇	

第七章 漆器業

第一節 沿革

本縣漆器の淵源たる往古漆液の生産豊富なりしに基由せるものにして大同三年漆部司を内匠寮に合併し漆器を製せし以來本縣及越前・加賀・越中地方は産漆を以て正税に代へて之を納入せしむる事と爲れり次て本縣は外十三箇國と共に其所

産の漆及金漆を以て庸と定められ漆帳を民部省に上らしめらる而して初めて漆器を製出するに至りし時代は今に於て之を温ぬるに由なしと雖も親鸞日蓮の流謫後北越に於ける佛教隆盛の機運一時に勃興し來り各所に寺院・堂塔・建築頻繁となり京阪地方より佛師・塗師を招聘し來りしより自然其發達を促進せるもの、如く即ち直江津附近に國府を設置し其後上杉長尾の治府を置きし頃よりは一層盛大と爲り城下には専門の塗師職を置き日用器具・建築・武具・馬具等の髹漆を掌らしむるに至れり是れと共に上杉氏の如きは最も其原料たる漆樹栽培に力を用ゐたること多し故に藩城の所在地には多少の漆器業者を見ざるなきのみならず當時漆液は實に本縣貢祖品の最も有力なりしものたり若し夫れ本縣漆器製造の經路に就て考ふれば即ち美術的漆器たる村上産の如きものと日用的漆器たる新潟・長岡・高田・柏崎諸地方産の如きものとの二種に分れて發達し何れも其豊富なる原料を利用して起りつゝ村上は藩士の内職に發源し他は其輸入品の模倣より出でたるか如く自ら其向ふ所を異にせり而して元和時代に於て新潟にては既に地方にて製造せる春慶塗ありたりと言へば或は航路の關係上能代春慶塗より之を傳へたるものならむ是と共に煤掃塗の製造も古きか如く凡て當時の製造は板折敷並に行厨・膳・重箱等にして佛器としては白檀塗錫を棹地に貼して漆を上塗りしもの位のものとす故に先づ日用器具の集散地としては當時新潟最も勢力ありて會

津若狹・越前・南部・輪島の諸塗物悉く是地に集散せり之に次て寛永七年頃には村上より漆工としては中山・山中彫工としては山脇等の名家を出し盛に其技を揮ひ同十五年新潟亦漆器専門の開店官許を得るに至りたるを以て一層盛大と爲れり次て寛文年間能登輪島に於て地粉を發見せられ其地製品の一層世上に聲價を博し元祿正徳の頃は盛に之を我に輸入し來れるあり又會津にては寛永年間於ける製品の改善にて抹金描畫の良品を我に輸入し來れるのみならず若松の人島清兵衛新潟に來りて地方斯業に改善を加へたる結果として彌彦の人渡邊縫之守なるもの磯草塗を發明し峯岡藩士渡邊源藏亦蒔繪に妙を得たるか如き或は享保年間村上藩主内藤式信の斯業獎勵に努めたるか如き皆其發展の基礎を鞏ふせり降つて文化年中新潟に於ける金銀磨塗の發明文政年間村上に於ける頓宮澤村兩藩士の堆朱堆黒の成功に依り各其産地の特色を發揮し來りつゝ次て天保年間に及びて柏崎方面には蠟色花塗の如き輪島式物を出すに至り前後相俟て大に斯業の發展を促せり

要するに本縣に於ける漆器は其生産地方の交通關係上上越地方は輪島式、中越地方は江戸式、新潟は輪島能代、江戸會津の折衷式、村上は江戸堆朱より傳來して起れるを見る

第二節 事業の現況

第一款 産地及種類

本縣漆器の主要産地は新潟長岡高田の三市及柏崎村上の二町にして其種類及漆の特色を區別すれば新潟市は板物にして花塗最も多く竹塗之に次き金磨塗磯草塗等にも名あり殊に蒔繪の消金に就ては世評高し長岡市も亦板物を主とし衣桁類の製造も著はれ花塗最も名高く略髹漆の趣向を新潟と同す高田市は板物及丸物にして蠟色塗及花塗に秀て艶消に名あり柏崎町も亦板物丸物兩様にして蠟色塗及上花塗に妙を得て高田と共に輪島の代用品として廣く縣内に歡迎せらる村上町は板物にして堆朱、堆黒彫及其擬堆朱堆黒彫を特色として自ら他と其趣を異にす

第二款 産額

大正二年に於ける産額に徴すれば縣下總産額約四十萬圓に及び其内産額最も多き地方は新潟の價額二十一萬九千八百四十圓を始めとし村上一萬七千四百八十圓、柏崎町二萬八千二百四十七圓、長岡市三萬三千八百圓にして高田市最も少く僅に一萬五千二百五十圓の産出せるものゝ外は各町村に散在せるものとす而して

其製品の種類に就て見れば新潟は飲食器村上は裝飾品柏崎は裝飾品及飲食器長岡市は日用品及裝飾品高田市は飲食器の製品最も多し今参考として縣下最近十箇年間に於ける其製造戸數職工數及價格を擧ぐれば左の如し

年次	製造戸數	職		計	工	價額
		男	女			
明治三十七年	二四五	三七二	二六	三九八	九六、九八八	
同 三十八年	二四一	三六八	四六	四一四	九六、二九一	
同 三十九年	二三一	三五八	四四	四〇二	一五二、九〇六	
同 四十年	二六一	四一五	五八	四七三	一八八、五九〇	
同 四十一年	二六五	四一七	六一	四七八	一八四、〇五五	
同 四十二年	二七七	四五三	六一	五一四	二二四、八六一	
同 四十三年	二九九	四四四	六七	五一一	二六九、八三九	
同 四十四年	三三八	五一八	七五	五九三	三五七、四九六	
大正元年	三五八	五六七	八七	六五四	四〇六、六二四	
同 二年	三九五	六二三	五二	六七五	三九四、五一六	

即ち明治三十七年を以て大正二年に比較すれば其製造戸數に於て百五十戸職工數に於て二百七十七人價額に於て二十九萬七千五百二十八圓を増加し年と共に隆盛に趣きつゝあるの現象を呈せり

第三款 輸出入

從來本縣漆器の縣外に於ける最大得意地は北海道にして其他の地方は交通機關の發達と製作技術の進歩と其意匠範圍の進展とにより販路を開きたるものとす即ち最近五箇年の輸出入狀況は左の如し

年次	輸 出		輸 入	
	價額	仕向地	價額	仕出地
明治四十二年	二八一、九七八	北海道、大阪、山口、富山、山形、青森、群馬、京都、東京、長野	一九四、一〇九	大阪、富山、山形、福島、石川、秋田
同 四十三年	二七三、五〇五	北海道、山口、山形、長野、青森、東京、京都、群馬	二一八、七七五	石川、大阪、愛媛、福島、山形、富山
同 四十四年	一二三、〇八五	青森、島根、石川、山形、東京、大阪、長野、北海道	一二六、六一八	廣島、石川、山形、大阪、福島、東京、愛知、和歌山
大正元年	一七五、一三五	奈良、京都、東京、大阪、山梨、群馬、埼玉、長野、北海道、富山、福井	一三一、七〇五	福島、石川、東京、大阪、富山、愛媛
同 二年	一七二、八四〇	北海道、長野、群馬、山梨、埼玉、京都、東京、大阪、福井	一二四、一一五	石川、富山、愛媛、福島、大阪

尙ほ其輸出入地方に就て觀察すれば輸出に於て北海道は今尙ほ最大得意地たる地位を失はずと雖石川・富山・福島・和歌山諸縣產品の爲に漸次其販路を侵蝕せらるる傾向あり之に次て近來東京へ仕向くるもの漸次増加の傾向あれとも這は僅僅

竹塗の如き一種美術的のものに止まり漆器全體より觀察すれば容易に之を以て欣ぶべきの現象なりとすへからず之に次て輸入に於ては會津物・輪島物の勢力今尙減退せずして輸入全額の過半數を占むるの状態なりとす故に之を單に大體より觀察するも本縣斯業の立脚地として縣需要に對する約十二三萬圓を増加し得へき餘地あると共に輸出に於ても亦北海道に對する從來得意地としての最盛期に於ける位置の恢復を圖り得へく且つ長野・山梨・東京・群馬・栃木の需要に於ても商戰の好地位たるを論斷するに難からざるへし

第四款 事業の機關

新潟市は明治十九年より組合を組織し同三十二年七月に至り同業組合法に依り新潟漆器同業組合を組織し同四十二年六月に至り新潟漆工會なるものをも設立して販賣者と製造者間の聯絡を圖り製造者をして其技術に就て研究せしむると共に試作に對しては相當の補助を與へ且つ時時競技會を開催して優劣の批評をなさしめ或は縣技術員の臨席を求めて意匠圖案等に付き指導を受けつゝあり村上町にては同三十六年二月村上工藝會を創立し爾來月次會を開き會員の新製品を陳列品評し又各地産の漆器及彫刻品をも蒐集して益其改良に盡瘁しつゝあると共に更に其團體内に彫漆獎美會及研技會等の小團體をも設立して大小相俟つ

て其効果を擧げむ事に努む柏崎町に於ては同三十五年刈羽郡全部の同業者に依り柏崎漆器組合なる一申合せ組合を組織し毎年一定の榛地と原料を供給して組合員に工賃の請負をなさしめ以て組合員をして閑日なからしめ且つ製造品に對しては努めて品位の統一を圖らしむると共に同四十年以來組合に黒目機械高溫硬化器及榛地乾燥室の設備を爲して無料にて使用せしめ或は顔料及椀榛地を製造して分配し或は生漆の共同購入を爲す等大に努むる處あり高田市に於ても同四十年七月同業組合準則に依り高田漆器組合なるものを組織し其改善擴張に資しつゝあり縣にても亦縣下斯業の改善に資せむか爲め同四十三年より漆器講習會を開催して大に努むる所あり

第三節 缺點及改善方法

第一款 製作上の缺點及改善方法

一板物榛地の改善

板物の主産地たる新潟漆器は廉價多産に重きを置くか爲め往往堅牢を缺くの弊あるを免れず其主因は榛地の乾燥不充分なるにあり故に之か改善は斯業改善上實に根本の問題たりとす而して當地の漆器の如き從來會津御藏入の木材を得て榛地の優良を誇りしか今や漸次缺乏を告げ秋田及北海道より之か供給を仰ぐの